刑政第40巻第7号

矯正図書館

4004

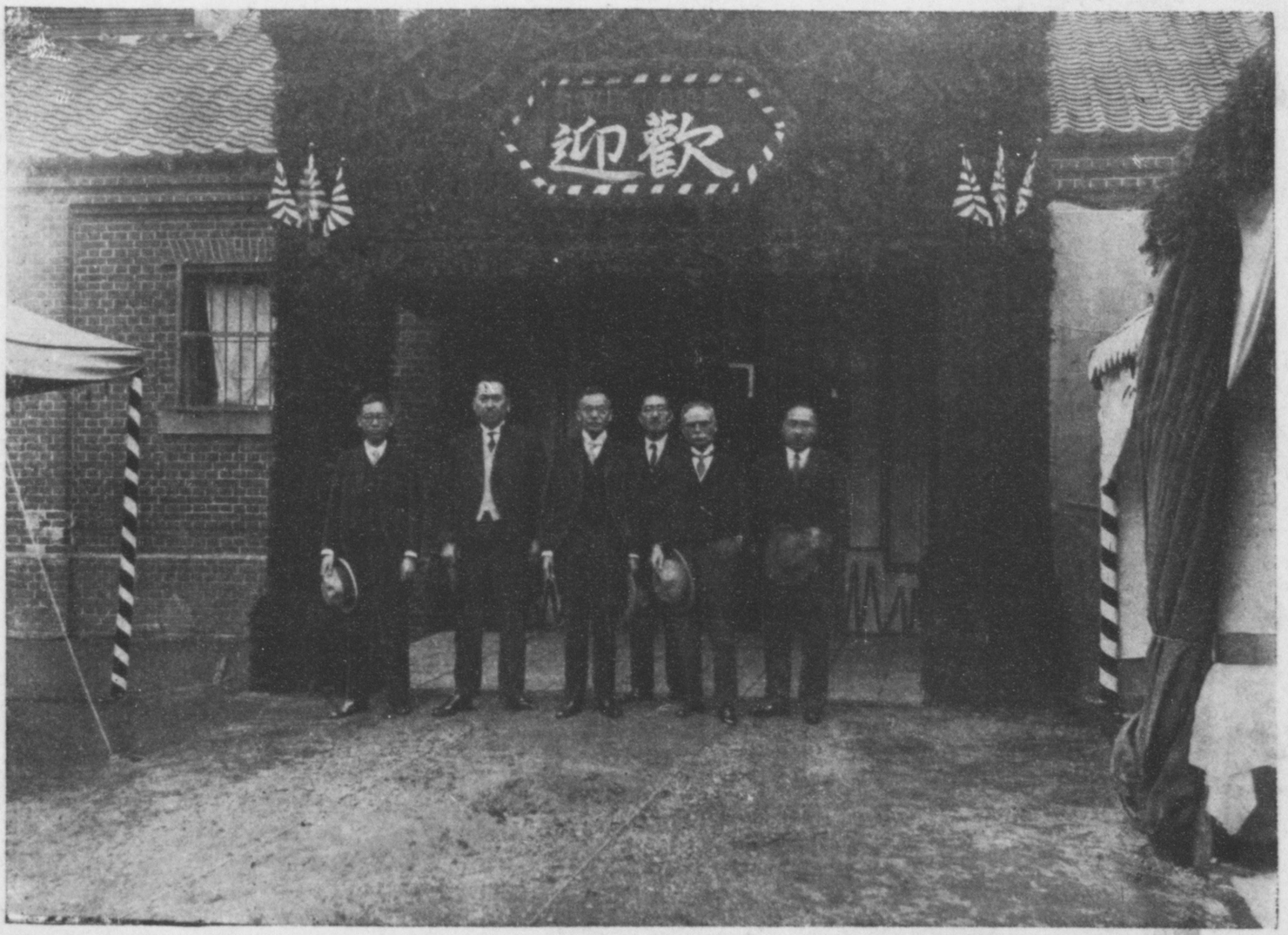
刑政

第四十巻　七月號　第七號

監獄法改正調査委員會への要望	卷頭言	2
刑務官の雅量	有馬四郎助	76
あんらくねす	K生	60
犯罪文藝　タ立		121
刑獄閒集	香川生	89
懸賞當選文		84
全國刑務所製作品々評會とその概評		4—59
鼠の評眼	A生	106
遺蹟巡禮	E記者	81
讀者のページ		99
刑務作業奬勵方法としての賃金問題	チヤールス・ハイネマン	65
口へ入るもの	春廼舍	95
家庭・會報・辭令・令規・統計		

財團法人　刑務協會發行

矯正図書館



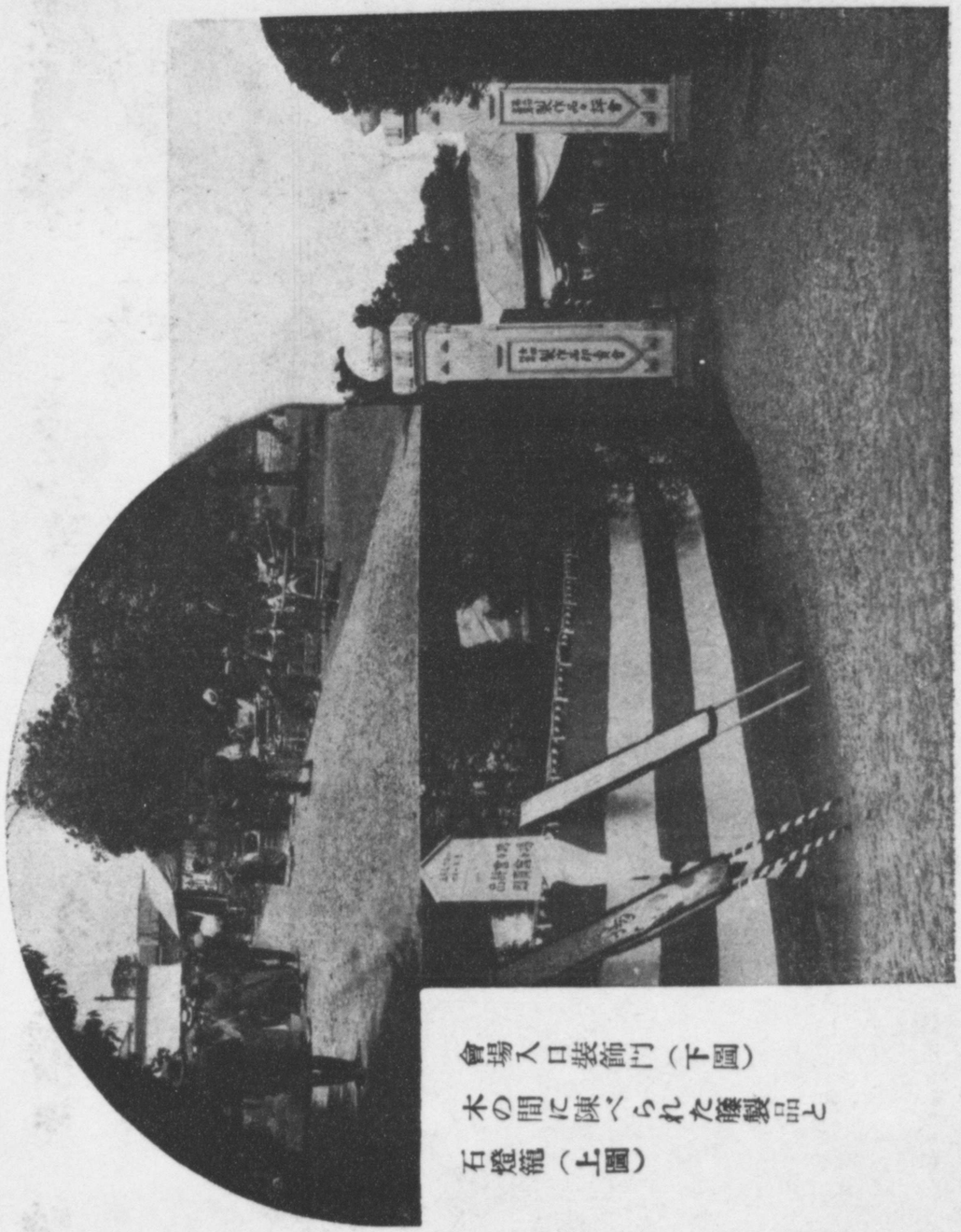
第二回全國刑務所製品々評會臨場の原法相

寫眞向右より松井行刑局長、濱田政務次官、一人おいて原法相、左端正木書記官　昭和二年五月二十九日より四日間本會後援の下に巢鴨刑務所に於て開會

刑政第40巻第7号

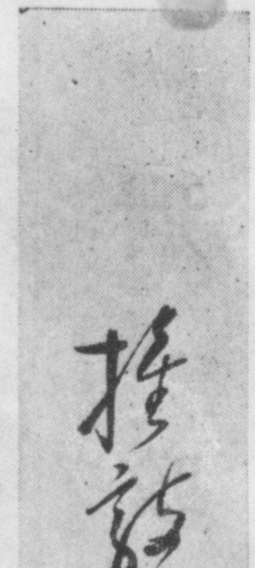
（後附）　画章玉嫡川





會場入口裝飾門（下圖）
木の間に陳べられた籐製品と
石燈籠（上圖）

矯正図書館



推敲に凝る夜蚊も何鴉も何　東京　雪裝人二松

監獄法改正調査委員會への要望

此の度刑法及監獄法改正調査委員會が任命せられました。過去廿有一年の現行監獄法に大斧鉞が加へられるのも近きにあることと思ひます。過去の二十一年間はわれ〳〵の想像以上に科學が進歩し思想が變化した時代でありますから現行の監獄法に其進歩とその變化に調和する斧鉞が加へらるゝことは當然過ぎる程當然のことでありましょう。けれどもわたくしはその斧鉞が加へらるゝことに先立つて敢て委員諸公に一言を呈して置かねばならない。

明治五年監獄則が出來る時のことでありました。泰西文化に陶醉した當時の爲政者は先づ泰西の監獄制度を輸入すべく小原重哉先生を香港に派遣したことでありました。そして小原重哉先生の御土産はイギリス流の行刑をその儘日本に移植されたことでありました。わたくしはその御土産を批難しようとするものではありません。けれども小原先生のその御土産が他山の石としての參考に止まらなかつたことを遺憾とするものであります。

よし德川が末期であつたにせよ、又德川の文化が振はなかつたにせよ德川には德川の行刑としてい

いゝ點もあつた筈であります。よし德川時代に組織的行刑がなかつたにせよ德川には樂翁公の明徹なる刑事政策があり長谷川平藏の石川島の寄場の學ぶべきものがあつた筈であります。それ等を取捨選擇して而して香港の監獄を參考としたならば明治五年の監獄は更に一段の光彩を後世に胎して居つたことでありましょう。何となれば我國情に適する傳統を緯とし先進の開發せるところを經とする法律ほど強味のあるものはないからであります。

明治初年に於ける泰西文明に心醉した時代は兎に角恕すべきであります。けれど監獄制度成つてより玆に五十有餘年に垂んとして居る今日諸公が更に外國の立法に拘泥するあらばそは明治五年のそれよりももつと恨みを買はねばならぬことになります。

五十有餘年の長い間の我が經驗とそれによつて作り上げられた日本の行刑思潮を愼重に考慮し之を緯として立法せらるゝことは諸公の重大なる責務の一つであらねばならないのであります。そしてそれが日本の犯罪者をして再び罪に陷らしめざる妙策であることは言はずもがなであります。

日本の犯罪は日本の環境により作らるゝものでありますから從つて日本の良民に復歸せしむる爲めには日本に於て得たる過去の經驗を取捨選擇することが諸公の立法せらるるに當つて第一に着眼せられねばならぬ重要なる點であることに考慮を拂はれ度いのであります。（あき雛）



木枕に雨聞きながら晝寢哉　埼玉　江面庵富實

作業品評會を通じて

正木亮

（一）

五月廿九日から六月二日までに巣鴨刑務所で開催した全國刑務所製作品品評會は大正十四年十月に開催した第一回の夫れよりももつと作業經營上に大きなショックを與へた様である。

第一回の品評會に比べて今回の品評會が更に多くの人を呼び内容が第一回の夫れに比して一段の擴張を來して居ることは先づ第一に着眼しなければならぬ大きな問題の一つである。品評會に多くの人を呼んだといふことは單に物珍らしさに人が集つたと考へてはならない。その裏には今日の社會人が如何に物貨の質になやまされ、如何に價格の暴騰になやまされて居るかを洞察する一つの出來事があらわれて居つた。よく人がいふ様に刑務所の品物丈夫で、いゝ品をつかつてそして安いといふ點が此の品評會に多くの人を呼んだ一つの原因であらねばならない。そしてわたくしはその現象を通じて作業經營上一つのヒントが得らるゝことを信ずることが出來る。

嘗てアメリカの刑務所製品に非常な粗製濫造が生れたことがあつた。その現象を後にドイツのエルガーが受刑者の敎化思想 Erziehungtgedanke 上非難攻撃したことであつた。刑務作業は多く製造し多く賣れることが目的ではない、その眞目的は受刑者が眞面目に働いて眞面目な品物を作らねばならぬといふことに存する。換言すれば今日社會人が多く品評會に集つたその原因となるべき丈夫で安いといふそういふ物を作る樣に訓練して行くことが刑務作業の最大任務であらねばならない。往年のアメリカの刑務作業に比して我が刑務作業が之れ丈け社會の信任を博して居ることは當局としてどれ程心丈夫なことであつたろう。

けれどもその反面に於てわれ〳〵は特に注意しなければならぬ一點を見出す。それは丈夫でありいゝ品を作るといふことと材料を粗末にすることとを混同してはならぬことである。稍もすれば官業なるが故に材料を粗末にする弊がないでもない、一例を擧げればわたくしが巡閲の際に刑務所の倉庫に於て不用品をほどいて見たことがあつた。そしてその不用品は紫檀や黒檀の切れ端であつたが恐らくその切れ端では箸箱や煙草盆が優に作れるだろうと考へられる程のものであつた。

刑務作業が受刑者の職業訓練をなすことに主眼を置かねばならぬ以上、その製作に際して材料を尊重し廢物をも猶利用しなければならぬ精神は最も行刑と關係の深いものであらねばならない。そしてそれが職業訓練の重大なる副作用となることは作業當局か常に考慮しなければならぬことである。今回出品された製作品の裏に左様な無駄な仕事が伴つて居なかつたであろうかといふことはわたくしの心配の一である。もつと積極的に主張すればあの陳列場に刑務所では廢物利用によつて之れ丈けの製品が出來るといふことを社會に紹介せられなかつたことが甚だ遺憾であつた。中には廢物利用の品物が隨分あつたことであろう。然し受刑者の技術の紹介に全勢力をそゝいだ結果かゝる點の紹介に眼をそゝがれなかつたのは心殘りのする點であつたといはなければならない。

刑務所は積極的に社會の木鐸となる使命は帶びては居らぬ。けれども行刑の副作用として或は眞面目な製品の模範を作り或は廢物利用の觀念に就て社會を啓發して行くことは社會改善の大きな眼から見れば意義のあるものではあるまいか。

（二）

行刑はその釋放後の問題を考へれば密行主義の牙城に立籠る譯には行かない。社會の同情と諒解とは行刑の目的そのものと不可分の關係に立つことはわたくしの今更論議する必要のないことである。けれどもその社會の同情と諒解とは行刑の内容に知識の少い保護事業家乃至行刑學者の宣傳にのみ待つべきものではない。嘗てパリに開かれた第七回國際刑務會議に於て行刑は釋放者保護事業の前には密行主義を解放されねばならぬと決議されたことがあつた。その趣旨は行刑の目的を達成するが爲めには行刑そのものゝ諒解を社會に求めねばならぬとの意

味であつた。

従來行刑そのものは洵に秘密主義であつた。良民の精神を害するから秘密であらねばならぬといふモンテスキユーの趣旨はさもあるべきことである、けれども拘禁中の受刑者の行動を知ることなくして直ちにそれを保護しなければならぬことほど不合理であり熱ののらないものはないであろう。此の意味に於てわたくしは行刑が釋放者保護の爲めに合理的に解放されて行かねばならぬと思ふ。

従つて刑務官は將來その範圍に於て行刑の實績を社會に宣傳すべき一つの責務を負はされて居ると考へる。そして今日その最も宣傳すべき責務を感ずるものを受刑者の精神的經過と作業技能の向上の二點であると考へる。前者は受刑者が如何にその精神を改善されつゝあるかその者の釋放後に於ける保護は如何なる精神的傾向に基いてなさねばならぬかに就て世の同情と諒解とを求めて行くことであり後者はその技能に就て使用者たらんとする者に諒解と信用を與へて行かねばならぬことである。前者はわたくしが玆に論議するところでないが後者は品評會を通じて一の考案を遂げて置かねばならない。

此の度の品評會は受刑者が非常な技能を有してゐることに就ては充分なる宣傳を爲し遂げた。けれども或は此の品評會を通じて受刑者は之丈けの腕前を持つて居て何故に惡事を働くのであろうといふ觀察換言すれば惡い事をする丈あつて腕は善いといふ保護思想の發達と逆な考へ方をなした者はなかつたであらうかを畏れなければならない。若しもこの考へを持たれたならば品評會は行刑上の企てとして將に一大失敗を演じたものと謂はねばならない何となれば品評會は之を通じて作業殊に官司業の發展之に伴ふ販路の擴張のみを希望したものではない。最後の目的は食ふに困つて怠けた結果犯罪を爲した者でも刑務所は此の様な方法により此の様な努力によつて立派な腕前を作り上げることが出來たのだ、社會の劣敗者は行刑の經過によつて之れ丈けの一人前の人間が出來たのだからそれを買つて貰ひたいといふのが品評會の骨子の目的である。その目的の骨子が果して完全に果されたか否かに付てはわたくしは幾らかの疑を持たざるを得ない。

各刑務所の出品を通じて見れば各々その技能の優劣を爭つた跡が充分に見る事が出來た。そしてその事は職業訓練上技能の進歩を計り能率を增進せしむる上になくてはならぬ意氣地である。それある爲めにたしかに今回の出品は前回のそれよりも遙かに優れて居つた。けれどもその反面の弊は出品が平均して優秀であると謂ひ得なかつたことである。現在全國に八十五種の業種がある、行刑作業の發達はその總てが同じ割合を以つて進歩することにその生命があらねばならぬことは敢て論議を要せぬことではあるがその生命が果してとげられて居たであらうか。刑は統一衡平でなければならない從つて木工の就業者が優先して技能の訓練を受けねばならぬものではない。然るに今回の品評會を通じて見れば木工が殊に優先して居る樣に考へられる。わたくしはその考へに深い注意を拂つて貰ひ度いと思ふ。具体的にいへば賞狀を得た刑務所の當局はその喜びを他の業種の受刑者が次回に於て受ける樣に努力して貰ひ度いのである。そうすることが刑務作業の眞價を發揮する所以であることが出來る。

要するに此の品評會に於て最も遺憾なりし一事は品評會そのものを通じて釋放者保護宣傳に必要なる技能訓練の經過を覗ふことの出來なかつた一事と競技的氣分の多分に含まれて作業の衡平といふ點が困却されて居たことであつた。わたくしは次回の品評會は於て此の三點が更に考慮されんことを望んで止まない。

（三）

品評會を通じて更に着眼して置かねばならぬことは大刑務所の製品が概して小刑務所の夫れを壓倒して居つた事である。その賞狀を授與された數から見ても巢鴨、名古屋、神戸、札幌、廣島等は小刑務所に比して成績がよかつた樣に記憶する。審査員の講評が特に大刑務所の製品に付て爲されたとは假令出來不出來に就て忌憚なき批評があつたにせよ着眼の價値を見出された結果に他ならないと考へる。そうして大刑務所製品が小刑務所のそれに比し勝れて居た原因としては大刑務所に作業技師が配置されて居ることもその一つであらう。また大刑務所が比較的多額の就業費を與へられるがために材料に拘泥することがないこともその一つであろう。之を要するに職業訓練は小刑務所よりも大刑務所に於てよりよく成功するものであると謂ふ感じを深からしめたことであつた。行刑は個別處遇でなければならないことは今更論議の餘地なきことながら個別處遇が不徹底に終る處れがある

以上われ〳〵は寧ろ職業訓練の徹底に力を注ぐべきではなかろうか。個別處遇の根本は刑務所長が受刑者個々の人となりを熟考するにあることである。そしてそうするが爲に一刑務所に多くとも五百人を出でてはならぬとは一般に認むるところである。けれども今日の財政に於て此の程度の刑務所の多數に存することは作業經營に至難の原因を與へて居るものである。今私は品評會を通じて其點を殊に明かにすることが出來たように考へられる。

假令受刑者の人となりを明確に知り得たとしても今日の世相に於て生計の資となるべき作業の訓練に不完成なるんかどうして完全なる累犯防止の成績を擧ぐることが出來るであろうか。今假に此等小刑務所を所々に集中し相倚つて一の大刑務所を組織し個別處遇の出來る人數丈けに各一人の典獄を置き而して數人の典獄を統轄する一人の上級典獄を置いたならどうであらう。各所に配布せらるべき就業賞は集つて一大賃金となり作業經營は寧ろ易々たるものとなるのではなかろうか。

今次の品評會はわれ〳〵に今日の行刑制度に於ける此の作業上の不合理を痛切に示して呉れたものであつた。恐らく今後の司法當局は此の不合理を除却する爲めに最善の努力を拂はるゝことであらうと信ずるものである。

（四）

要するに今回の品評會は夫れに依て作業其ものゝ改善の範圍を越へて行刑全体の改善に就いて多大のヒントを與へた功績は之を認めなければならない。その名目が作業品評會なりしか故に之を以て今日の行刑は作業偏重であるといふが如き皮想の見解を抱く者があるならばそは大なる誤解である。行刑に於ける作業はその精神的向上といふ心的作用を前提するに非んばその眞價は到底發揮し得べからざる如く品評會そのものも亦隱れたる點に行刑の總ての成績がひそんで居たことを忘れて貰つては品評會の開催の趣旨が沒却されたことになるのである。

幸に此の品評會を觀覽せられた刑務官諸君の中にはその様な皮想な觀察をされた者はなかつたであろうと確信するが兎に角次の品評會には更にそれを通じて行刑事業の總てが洞察出來る様に仕組まれねばならぬことを敢て提言して置き度い。

終りに品評會開催に就て巢鴨刑務所長及びその職員諸君が獻身的にその衝に當つて呉れたことに對して深甚なる謝意を表する。（完）

青葉爽かなる初夏の好天に

大官名士の來場に賑はしく

第二回全國刑務所製作品々評會

五月二十九日より四日間……

東京巢鴨刑務所に於て開催

常に閉されて居る巢鴨刑務所の鐵門が五月二十九日から四日間に亘つて終日八文字に開放された、それは第二回全國刑務所製作品々評會と全製品の聯合即賣會が催されたからである、出品は內地刑務所のみならず朝鮮、臺灣の刑務所からも出品し第一回に比し遙かにその規模と點數の增大を見せた、即ち二十九日が招待日で翌三十日より六月一日に至る三日間を一般に公開した。

開場式

は二十九日午前九時から全刑務所內の會議室に於て擧げた、振鈴によつて諸官廳を網羅せる五百に餘る來賓と係員は入場し先づ佐藤巢鴨刑務所長は第一回の成績に徵して更に今回第二回を開くことになつた旨を述べて開會の辭とし次で

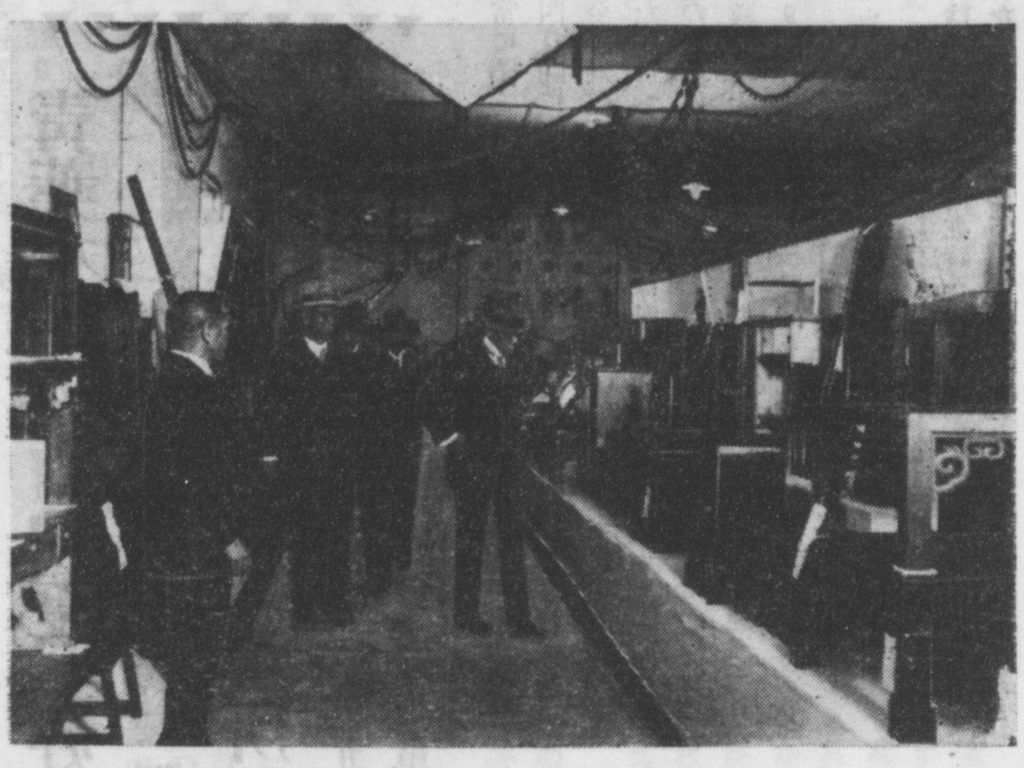
松井行刑局長

が挨拶を述べた、

閣下幷諸君の來臨を忝ふして第二回全國刑務所製作品々評會開場式を擧行するを得るは深く感謝に堪へない次第であります、今日の行刑及作業方針に就ては差上げたパンフレットによつて御承知ありたい、そこでこの品評會の目的を申述べたいのであるが要するにこれは刑務作業の改善にあつて、これに從たる目

刑政第40巻第7号
矯正図書館

巡覽中の原法相



的が四五存するのである。それは官用主義の實行であつて、これは世界中の實務家も行刑の目的に叶ふものと是認されて居るのであつて、米國は法律を以て定めて居り、我國もこの主義によつて漸進しつゝあるのであります。出品物の多くは家庭的のものであるが、各位にこのやうなものが出來て居ることを御紹介したい爲である。次には刑務作業の課程と及び賃金（作業賞與金）の統一を期したいことで、以て一般勞働者の工程に拮抗し得る能率迄に進めたい、現在では刑務所によつて課程が區々である、それで各刑務所の製品を集めて比較研究し、課程とそれに伴ふ賃金の統一を圖り、これより生ずる益金も仝一にしたいのであります。その次に刑務所製品には材料購入上拙な處がある、兎角役人商賣の弊に陷り易いので此實を除く爲に各製造狀態を比較する必要があるのであります。尙ほこの行刑といふことは行刑當局の私すべきものでないに拘らず、社會の了解がなく、刑務所製品などは特別扱されて居る現狀であるから此の刑務作業の實態を一般に公開して社會と密接の關係を保ちたいのも一面の大目的であります。勿論作業が行刑の全體でない、敎化、戒護その他いろ〳〵あるが先づこの作業の方面からして社會の了解を得たいと思ふのであります一昨年第一回を開いた成績に鑑み且つこの品評會が受刑者感化の上にも效果あることを認めたので今回第二回の催しを見るに至つたのであります。出品物は御覽の上一品なりとも御買上げ下されてそうして御批判を御願ひ致したいのであります。

次で祝詞を、

松室樞密顧問官

が述べた、

私は曾て司法に職を奉じた緣故によつて何か云へとのことで格別申上ることもないが、在職中に考へて居たことを述べて見やうと思ふ、抑も犯罪する心情は多岐であるけれども、その多くの原因とする處は怠惰にある、次が身體虛弱の爲に生存上の落伍から來る者であらう、そこで行刑中に勞働の習慣をつけると、釋放後の生活が安全で隨て再犯をなくすることを得る、この仕事は女子は別であるが男性的のものを敎へるがよいと思ふ、そうして趣味を持たせることが肝要である、この品評會の如き、製品を比較しその優劣を示すやうなことは趣味を感ぜしむる上に最もよいことである、この品評會の企は一昨年からであると聞くがその成績も亦良好であるといふ、私は自分の見解と一致したこの擧を喜ぶものであります。次に作業上に平常考へて居たことは材料の仕入が高い、これは局に當る者に注意の欠ぐる處があるからで、これには種々弊害の伴ふもので今日に於てもまだこの傾向を脫せないやうであるそれと製作の上に賃金は安く上るが、製作者は勞働時間に制限あり趣味もなく利益も薄い點から品は粗に、能率が上がらないから結局市場製品と競爭出來ない、刑務所製品は一般に安いとされて居るが實際は高くなつて居る、又兎もすると民業壓迫の聲を聞くがこれは恐るゝに足らぬ、社會に害する者を却て有益な人間として出すのであるから遠慮は要せない、又機械工業が民業壓迫になると云ふけれども刑務所の製產位を以て市場を左右する迄には未だ至らないのである、工業上の技術に熟練して泥棒するより儲が多いとなれば自から人間は改善される、先年刑務所視察の際、作業の發達を見て意を强ふした一人である將來益之が發展を期待するものであります。

次で審査員たる東京高等工業學校敎授關口八重吉氏の審査總評があつて松井局長より

賞狀を

內地刑務所代表有馬刑務所長、朝鮮刑務所代表小林看守長、臺灣刑務所代表山本看守長に授與し式を閉ぢ、來賓一同を

會場に案內

し午餐後は、午後一時から刑務協會月並の茶話會に於て、この品評會の審査講評があつて（講評別稿）午後四時に終つた。

當日來會の名士は五百名に及んだがその主なる人々は

江木前法相、原現法相、松室顧問官、山岡警保局長、辻、池田、正木、赤羽、清水、各書記官、芥川衛生官、今村地方裁判所長、岩村保護課長、林大審院檢事、小原司法次官、豐島大審院部長、富田内務省社會局書記官、大谷、川西、宮内書記官、大森司法書記官、小川内陸軍被服本廠研究部長、大谷本願寺連枝、和仁東京控訴院長、香山第一師團經理部長、河田大藏省主計局長、金森法制局書記官、武宮宮内書記官、吉益檢事正、長島司法書記官、長岡控訴院部長、黒崎法制局書記官、小山檢事總長、岸辯護士會長、宮城大審院檢事、三宅司法省秘書課長、その他であつた。

審査は

二十九日の開會日に先立て嚴重に行はれたのであるが、審査員は一昨年と同樣斯界の權威がこれに當られた。

品評會長　司法次官　小原直氏

審査員　東京高工教授　關口八重吉氏

同　齊藤俊吉氏

同　東京高藝教授　安田祿造氏

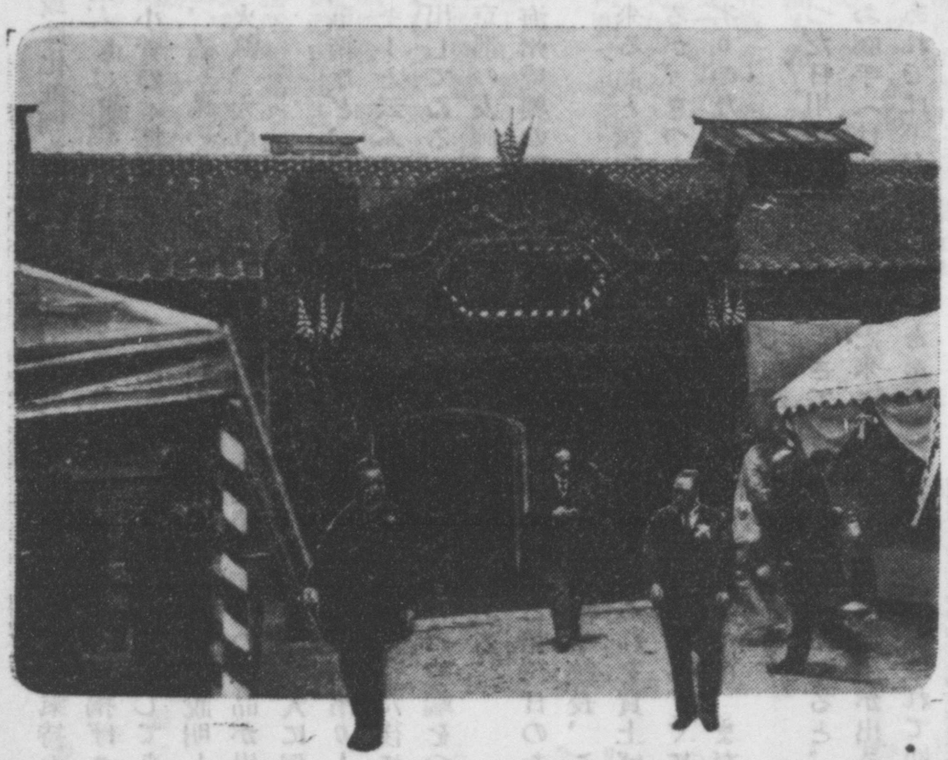
元東京高工教授　河津七郎氏

東京高藝教授　木檜恕一氏

會場

は刑務所の正門を潛るとこの催しの爲に特に敷きならされた砂利を踏むこと數十歩にして右側に會場に入る裝飾門がある。觀覽者はそれへ折れるべく紅白の幕を引きその前面に意匠を凝らした立看板が二個、表示札一個が案内役を勤めて居る。門を入ると右に葭簀圍ひのコーヒー店がありそれから兩側に軒を列ね、美しく飾つた各刑務所の即賣店があり、恰も大博覽會に臨んだ光景で、これが刑務所内かと怪まれる、即賣店の係員も金釦の正服のお方は少なく、背廣服や袴掛けのお方々でその氣分のよい處が嬉しかつた。殊に司法省から婦人事務員の應援があつていろどりを增した。

左側が「松山」の竹細工の花籠、花活。「金澤」の漆器、「岡山」の防水外套に箒類。「新潟」の漆器、小供靴、スリツパ類。「甲府」の桶類に紙類。「宇都宮」の木工品と笊。「名古屋」の家具類。「市谷」の紙風船玉は目新しく子供に



會場綠門前の小山總長、松井局長、泉二局長

大もて。「小菅」の細工品が最後であつて、右側が「浦和」の臺所用品。「横濱」の和洋履物。「廣島」の下駄。「川越少年」の箪笥と行李類。「前橋」の家具「水戸」の指物類。「宮城」の紙「豊多摩」の木工品。「小菅」の家具である。この間を抜けると休憩所があり並木道になる。その左側に「岡崎少年」の石燈籠。右側に「巣鴨」の籐製の椅子や卓を並べてあつて一寸氣分の轉換を見せ、品評會場前に近つくと右側鍵の手なりに又即賣店がある、第一が「横濱」の石鹸。次が「靜岡」の紙。「三重」の羽織紐。「京都」の織物。「鹿兒島」の重箱。「網走」のバタ。「三池」の鋏。「巣鴨」の自轉車幷木工品などで左手に第二の休憩所が設けられてあつた。

◇

會場正面には軍艦陸奥の模型、それは廣島からの出品である、四百圓と云ふ札がついてゐるが、手のこんでゐることは驚くほどだ。學校の參考品にでもすればよい品だ、出品の大半は、家具類であるが、この前に比して、その意匠の現代化したこと、色塗、細工のあかぬけて來たこと、材料の使ひ方の工夫がゆき屆いて來たことは、よほどの進歩で、これは作業技師、技手の指導もよいのだらうけれど、これだけ刑務作品が刺戟されたものであらうと喜ばしい氣持になつた、新しい家具類に就て見ても、名古屋からの出品は、なか〳〵の

大物でマホガニー塗の書棚や飾棚、或は化粧棚などは、ほんとに一流の家具屋で見るやうで素人には市場一流品と何等遜色がないやうに見える、また小菅の本棚の構成派式や印象派風のデザインの椅子など、古いものでは紫檀の茶棚、鏡臺、桐をつかつた飾棚、火鉢、大卓などよい出來のものもなかなか多い。

金澤の塗物、三池の籃胎漆器の卓、重箱など、愛玩家には好かれることだらう、自轉車、スキーと云ふやうな新しいものも人の目を惹く、地方色を出してゐるのは、沖繩の龜の甲の裝飾品、金澤の塗物、京都の友禪、丸帶、(出來はよくないが)高知の紙、朝鮮海州咸興の硯などであらう。

しかし全體に見てまだまだ外で出來る品と競爭すればヒケをとらねばならぬのは遺憾であるが、きつとこの次の會には更に一段の進歩を來して見劣りのないやうになるであらう。

立派な工藝品よりも臺所道具と云つた日用需要品の製作も必要で、千葉から出品してゐたお勝手(はしり付食品棚)などももう少し工夫しないとあれでは手がつかへて仕事が仕難いことであらうと思はれるし、水戸から出てゐた考案式卓子も今一段の工夫を必要とする。

陳列場の裝飾は、可なり氣持のよい出來でところどころに刑務作業の統計なども掲げまた「山は富士紙は靜岡」なんかと標語を出して裝飾してあるのや、横濱の石鹸の原料をならべて製作順序を説明したのや、電氣仕掛のした圓球から倪箱や何かの作品が出て來るのに「努力は無限の寶を出す」「運は働く人に廻り來る」などの格言が書かれたりえびすさんの鯛吊り人形へ「勤勉は鯛よりまさる獲物を釣る」「骨折つた後に惠比須顏」と書かれてゐるのなどは作業教育の一端をついでに社會教育にもつて來たうまい試みである。

案内されて見て廻る招待日のお客さまがどん〳〵お買上げになる、これは檢事總長、これは刑事局長、これは次官、おや顧問官がこれを買上げられたかと云つた風で江木前法相も、原現法相もすぐに高價なものを買上げられる。そんな風であるから、まだ公開しないうちからすでに十二分の景氣である。

さて第一日の三十日になると、朝早くから、詰めかけた來場者は、無慮壹萬。迷子が出るやら、混雜するやらほとんど奪ひ合ふやうに買はれてゆく、臨時の賣子がテンテコ舞ひだ。ベタ〳〵と張られる賣約濟の赤札、包裝紙に包んで手渡される即賣品、この景氣に佐藤所長以下ニコ〳〵してゐる、即賣場はまた新らしく第二日の賣品をトラックに滿載して來ると、またゝく間に賣切れる、買へなかつた人の恨めしさうな顏に係員が慰めの言葉をかける有樣、千葉の下駄などは、トラックから、下さない中にもう黒山のやうにたかつて來て、今日こそはと懸命の買物だ。横濱の洗濯石鹸が一時間もたゝない中に五百本も賣れるやら松江から出てゐた花籠が千個綺麗になくなつたりする。中には毎日來て買つて行つた人もある、これは畢竟、品物が安いことと丈夫なことと、手をぬいたりごまかしたりしてゐないことに對する信用の結果であらう。

公開の三日間は、いつもはいかめしい鐵の表門も、可憐な子供を連れた婦人や、職人、洋服階級、老若男女がゾロ〳〵と入るにまかせ、入場券をもつて來て、また貰つて歸る熱心さである、中庭の草原には、唉き亂れる花を摘んで、刑務所の庭は樂しい子供の遊場と化してゐる、平和のシーン！かくして、刑務所製品の紹介宣傳から、延いて釋放される人々に對する感情の融和に對して多くの係員がへと〳〵になるまで働いて得た効果は、更に來るべき年の盛大さとなつてあらはれて來ることであらう。

入賞品

刑務所名	目	業種	審査等級
岡崎少年	燈籠	石工	甲
咸興	香爐	可	甲
清津	硯	全	甲
新義州		全	甲
海州	(八田鏡)	全	甲
巢鴨	自轉車	金物佳	甲
巢鴨	バリカン	全	甲
安全剃刀		全	甲
大阪	魔法瓶	全	甲
三池	(大)	鉄	甲
京城	洗面器	全	甲
鴨巢	鏨集	薬	甲
大阪		金物可	甲
西大門		全	甲
京城	花瓶	陶器佳	甲
豐多摩	火鉢	長	甲
鴨巢	桐製三ツ重筆筒	優	甲
全	洋服筆筒	全	甲
全	唐机	摩製	甲

全 紫檀製茶棚 名古屋
全 紫檀製角火鉢 巣鴨
佳良 紫檀製洋服箪笥 全
全 衝立（鷲彫刻） 全
全 紫檀製鏡臺 名古屋
全 書棚（飾棚） 全
全 桐製三ツ重箪笥 宮城
全 茶箪笥 札幌
全 茶棚 網走
良 卓子、椅子 小樽
全 卓子、椅子 大阪
全 箪笥長火鉢 全
全 茶箪笥長火鉢 全
全 紫檀製花臺 巣鴨
全 黒檀張箪笥 岡山
全 花臺三ツ 池田
全 茶棚 福岡
全 唐机 広島
全 鏡臺神戸 全
全 卓子、椅子 大阪
全 箪笥長火鉢 全
全 桐製箪笥 全
全 秋田 全
全 桐製箪笥 全
全 札幌 帯広

良 鏡臺 網走
全 提箕 釧路
全 卓子 北見
全 用箪笥 全
全 唐机 中川
全 長火鉢 全
全 茶棚 函館
全 紫檀製箕盆 巣鴨
可 鏡臺 京城
全 長火鉢 全
全 唐机 中川
全 用箪笥 全
全 卓子 北見
全 提箕 釧路
良 鏡臺 網走

全 鏡臺 札幌
全 箱大 分
全 衝立（龍） 全
全 手入戸棚 全
全 書棚 全
全 小供箪笥 広島
全 机（卓子） 全
全 全 全
全 全（マホカニ色） 全
全 書棚（ナラ色） 名古屋
全 箪笥 神戸
全 玩具 大阪
全 玩具（一揃） 長野
全 茶棚 水戸
可 紫檀製箕盆 巣鴨
全 鏡臺 京城
全 長火鉢 全
全 唐机 中川
全 用箪笥 全
全 卓子 北見
全 提箕 釧路
全 鏡臺 網走

全 紋羽二重帯地 京都
全 金華山帯地 滋賀
全 鹿児島絣 鹿児島
全 背広服 熊本
全 軍服 秋田
全 襯衣袴下 札幌
全 軍服 秋田
全 モーニングコート 巣鴨
全 洋裁縫 全
全 莫大小 全
可 洋裁縫 全
全 軍手套 全
全 秋田 全
全 手套 全
全 釜山刑務所 全
全 チョッキ 馬山支所
全 羽織紐 全
全 小田原少年 全
全 紐 全
可 抄紙 全
全 和紙 全
全 紙 岐阜
全 紙 宮城
全 紙 静岡
全 紙 高知
全 短靴（茶キット） 巣鴨
全 短靴 横濱
全 短靴 秋田
全 短靴 豊多摩
全 甲 府
全 編上靴 名古屋
全 編上靴 全
全 編上靴 小倉
可 編上靴 深ゴム
全 編上靴 小菅

佳良 機織 全
全 柞蠶白織 全
良 柞蠶平織 壇ノ浦
全 朱珍帶地 京都
全 久留米絣 熊本
全 捺染帷子 全
全 学生服織浴衣地 光州
可 鍋鳩綾 佐賀支所
全 伊勢崎紬 前橋

全	編上靴	入賞點數	一三三
全	全　豐多摩	優良	九
全	深ゴム靴　巢鴨	佳良	一五
全	全　千葉	内良	五八
全	革細工　短靴　三重	可	五一
瓦	革細工　トランク　高松		
瓦	莞細工　莞草綱紳士用鞄　平壤		
全	全　大正鞄　全		
可	竹細工　手提籠　海州		
全	全　手提籠　金泉少年		
瓦	盛物籠　松山		
全	筒飯櫃　熊本		
全	綱代盆　久留米少年		
全	屏風臺　南		
可	スキ櫛籠　金泉少年		
全	花籠　巢鴨		
瓦	藤細工　藤椅子　全		
全	全　バスケット椅子　川越少年		
可	籐手袋　姫路少年		
全	信玄袋　上賀ハト石鹸　横濱		

品評會ゴシップ（一）

□

安いと云ふ評判――七夕さんぢやないが年に一度か二年に一度しきやないと云ふことで實際安いと云ふ評判――もし商賣人なら實に大したものだがこの評判につられて出るわ出るわ、全くおそろしいほどの人氣で人が出た、かうなると心理的に一種の催眠狀態にある入場者は何か買ひたくてたまらない、門を入ると、もう財布の口をあけてかゝつてゐるからたまらない、安いか安くないかを考へる暇もなく買つてしまふのであらう、お蔭で人氣が出た譯であり、主催者や出品者はホクホクものであつた。

□

こんな有樣であつたからわざわざ手紙を寄せて、實は二百圓も金を持つてうんと買ふつもりで行つたが、買ひたいものはみんな賣約ずみになつてゐた。致方がないから安いものを二三買つて歸つたが、銀座邊りに出てゐるものにも劣らぬ出來で而も價の安いことは驚くほどだ、親戚のものにも見せたが皆がかんしんしてゐた、來年は一つ入場券をお送り願つて早く買ひたいからと云つて寄越した人があつた。賣るのが目的ではないが、催しをする以上景氣をつける爲に即賣の人氣を立てねばならぬ、その點ではむつかしいことを仰るお役人でも賣子としては立派なものである。

全國刑務所製作品品評會講評

木工品に就いて

東京高等工藝學校教授　木檜恕一氏談

私は第一回の品評會の節共製作品の種類が割合に今まで多く有觸れた物だけの範圍に限られて、比較的嶄新味のある物が乏しいことを遺憾に思ふ點を御批評申上げたと記憶して居ります。蓋し御承知のやうに今日我國民思想の著しい變化と共に我々日常生活の上に其反應として種々な方面に改良改善が要求されて居りますが、就中我々の最も親しみ多い所の日常の家具器具、總てさういふやうな工藝品の上にも矢張大なる改善を要求しつゝあるといふ點と、殊に刑務所は特別其方面の專門家を要して、それが指導の任に當つて居る以上は、矢張實際の市場の製品よりも一歩進むだ所の品物を造り出さなければならぬといふやうな立場からして、切に新しい所の品物の御奬勵を希望して置いた譯でありました。然るに今回の製品を拜見致しまして最も痛切に感じた點は其作品の全體を通じ　前回に比較して極めて新しみの物が多くなつたといふ點であります。只強ていへば其出品の中に少數は聊か品評會の爲めに作つたのではなからうかと思はるゝやうな製品のあつたといふことは遺憾に思ひます。更に慾を申上ぐれば、私は刑務作業の精神から考へて見ても、實際に事務用の家具即ち諸官省の家具を作るといふことの必要なる點は先刻伺ひましたが、私は其間に交

ゆるに今回のやうな住宅の家具を以てすることの必要を感じて居ります。何となれば住宅の家具は其製作意匠總ての點に於て事務用の家具類に比較して非常に細密の注意が必要であります。それぱかりでなく、其注意の上には種々の科學的の要求以外に人間生活の上に情味のある所の構想が其處に注がれねばならぬ。斯ういふ風に微細な方面に頭を向ける事、殊に情緒的方面に深く心を向けしむるといふことが如何ばかり其受刑者の訓練の上に於て有效なる結果を持來すであらうかといふことを想像致すのであります。其點に於ては段々今回の出品物に致しましても、私はもつと〳〵より以上に其範圍を擴大して實際の生活により以上に親しみのある所の、例へば寢室の家具であるとか、又打寛いだ所の居間の家具であるとか、或は子供の使用する家具であるとか、今日社會の人が心の底まで要求して居る所までは少くも刑務所に於ける製作人の上に現はれて欲しいといふことを感じられたのであります。

總て家具の善惡といふことは第一に實際の使用に便利で都合が宜いといふことは最早申上げる必要はありませぬ、思ふに家具の改良といふことは今まで日本の昔から在來りの品物を時代の進歩に伴ふやうに之を改めるといふこと、今一つは西洋より輸入して居る所の洋風の家具をして我日本の國の實際の生活に能く調和するやうに吟味し、咀嚼して改める。斯ういふ二つの方面から行かなければならぬと思ふ。強て今日のやうな複雜の生活の狀態に於ては何れも必要なものでありますが、歸する所どちらから參りましても同じ結果に到達するのであらうと思ひます。

更に私が特に聲を大きくして皆樣に御賴致したいと思ふことは、獨り家具は實際の使用に耐へるといふことばかりでなく、今日の一般の人々は單に役立つといふだけでは到底家具に對して滿足が出來ないのである。即ち何處までも其家具を利用して、さうして自分の氣持を和らげ、愉快な感じをそれによつて起すといふことが家具に對する寧ろ重要なる要求であらうと思ふ。實用上の要求、書棚なら書棚、椅子なら椅子を家具として總ての點を考へるといふことは、少しく緻密な頭を以て考へれば是必しも困難ではないのであります。必ずやり得ることである。椅子が椅子らしくなく、掛けて見ても掛心地の惡いといふのは、寸法總ての點に於て不備があるのでありますから、大に注意を拂ふてやるならば、是は强ち其改善は困難でないのであります。併しながら第二の要求

たる所の其椅子をば更に氣持よくするといふ事柄になりますと、人々に於ける趣味の相違もありませう、つまりなか〳〵際限ないことゝ思ひます。少くも今日の我一般の人々は自分の生活を如何にして充實し愉快にするといふ事に向つては深く注意を拂つて來るやうになりますれば、必や此二つの點を併せて最も完全にして安い家具を得ることに注意が向いて來ることは間違ないことゝ思ふ。

一体總てさふいふやうに我々の身邊に在つて日常使用する所の品物は其善惡を見るのに大体私は斯う考へます。即ち形、色、模樣、此の三つの要件が能く備はつて居れば其品物は優良な物であるといひ得るのであります。昔から優秀な物と稱へられたものは必ず見て其形もよければ色も實に結構である、其上それに裝飾として加へられた所の模樣等に於きましても如何にも調和が宜しい、斯ういふ三拍子揃つた物が眞に立派な今日の家具工藝品であるといひ得るのであります。ところが皆さん近頃は段々材料が上つて來、勞銀が嵩ばつて來る結果として、又一面に於ては安い物を要求するといふ關係からして、追々に比較的勞力を要する所の模樣といふやうな事は極く簡單に取扱つて、大体品物は良き形を吟味し、能く其色を調へるといふことに力を注くやうになつたのであります。是は日本ばかりでなく、ヨーロツパを通じて其傾向が著しい。我國に於ても無論其方面の工藝家は如何にして形を調へ、如何にして色を美しく見せ付けるかといふことに非常に努力を注がなければならぬやうになつて來て居るのであります。又一面我々の日常生活から考へて見ましても、社會の所謂仕事は益々多くなつて參ります。我々は家に歸つて本當に其一日の勞を醫する爲めには我々の眼に觸るゝ所の物、體にさはる所の物として十分な慰安を要求するに違ありませぬが、其場合と雖も複雜極まる雜駁な仕事からもつとあつさりとした生活に走らう〳〵といふ傾向がより以上になつて、只品物を形と色を調へ、さうして餘計な彫刻象眼其外無意味な裝飾は努めて離れたいといふやうな簡單にして所謂要を得た所の物が是から後は益々良い物として需要されるであらうと私は考へて居ります。其中でも特に色でございます。形も大切であるが、色といふことは比較的我國民が度外少くも其考が薄らいて居たのでありますが、併しながら私は是から大に色といふことに付ては人々が注意するやうになつて來ると思ひます。さういふやうな見地からして私は今日の陳列された所の品物の審査の一部分に當り、其所感を此所に申上げて見たいと思ふのであります

るが、固より雑駁な點だけに止まりまして、足らざる所は後の諸先生に補つて頂く積りであります。

第一に寸法の考をもつと正確にして欲しいといふ事であります。殊に比較的新しいと稱へらるゝ所の洋風がゝつた家具類に於て一層其點を要求したい。更に同じ家具類の中でも椅子であるとか、或はテーブルであるとか、實際我々が御互の身體とそれに接觸する所の家具類に就ては其寸法をもつと適確に一つ吟味していただかなければならぬと大いに感じました。昔から疊の上で十分に使用に慣れた所のものに於てはさう取立てゝ殊更申上げるまでもございませぬけれども、何しろ新しいと稱せられる物は試が已に新しいのでありますから、それが矢張品物に現はれた場合に多少の欠陷のあるのは免れませぬけれども、御互に段々と製作の數も殖え、熟練の進むに從つて、早く〳〵斯様な缺陷は改めなければならぬと思います。第一椅子の寸法に就てはシツクリ身體に合ふといふことは申すまでもないことでありますが、尚且用ひ場所に應じて其大さ就中高さが違ふといふ事に御承知置を願いたいと思ふ。我々が疊の上に座蒲團を敷いて座つて、さうして其坐り心地がよし、其座蒲團は氣持が善いとか悪いとかいふことは區々に批評し得る所の頭と熟練を持ちながら、椅子に對しては何等の不平なく、高過ぎても低過ぎても、其掛けました氣持が善くても悪くても敢て咎めない所の日本人は餘り椅子に對する執著心が乏しいやうに思います。疊を廢して椅子の生活に移らうとする我々に於きましては、座蒲團に座するといふことから、膝を崩し、足を投出し、實際は寢轉むで居ても、様々な作法があつて、我々の生活を充實すると同じように、椅子にも矢張椅子の高さは一尺四寸とか一尺五寸とかきまつて居りませぬ。共用ひ場所々々に應じて大に考慮しなければなりませぬが、第一事務用の椅子の如き、役所用の椅子の如き、比較的長い時間それに椅つて居るのでありますから、其掛心地がよく、寸法が合ふか合はぬかが非常に關係があるのであります。氣持ばかりでありませぬ、椅子の高さ深さ等の關係が其日常の仕事の能率に影響することの著しいことは、商工省に於て能率の研究に從事して居る學者が數字の上で明確に表はして居る。椅子類の寸法の適不適は特に事務用の机などに於ては深く研究する必要があると思います。住宅に於て御互に食卓に向つて食事をするといふ椅子の如きは、姿勢を正して咀嚼するといふ事が健康を維持するのに大切であるといふのと同じ意味で、姿勢を正す爲めに高さは一尺

五寸位にして、掛け込みと雖一尺四寸位に止めて、そつくり返つて食べることは許しませぬから、直立不動とはいはぬが、先づ大體に愉快な柔みを損しない程度に於て姿勢を正すといふことを本體として椅子の寸法を決めて參ります。更に食事を終て打寛いでベランダ、なり外の庭に於て掛ける所の椅子類、言換れば足を投げ出すとか胡座をかくとかいふ狀態に相當するのでありますから、此場合はズツと低くしてあります。從て足が前に投出されるから掛込みが深くなる。それだけでは滿足が出來なければ傾斜を自由にするとか、少し足が下がつて勞れるようなら座蒲團を一つ置くとかいふ様な譯で、次第々々に低くする必要がある。眞に慰安の目的を達する椅子類は成るべく低くなるのが當り前と思ひます。嚴格に身體を維持するほど丈は高くなるのであります。是は常識判斷で出來るのでありますが、遺憾ながら製品の上に於て欠けて居るのであります。子供の椅子の如きも出品物はありませぬが、此寸法の如きはさういふように考へなければならぬのであります。よく展覽會などで子供の家具などを見ますと、大人の家具を寫眞で縮めた如くにしたやうなものしか出て居りませぬが、寔に不親切極まる設計だと思ふ。椅子なら椅子の脊の當る所は其位置を長くして置かぬと、子供に重大な關係がございます。高さ、掛込に於ても同樣であります。斯様に一つの椅子でも用ひる場所々々に應じて非常に關係が相違して居りますから、是等を深く考慮の中に置いて、一先ず椅子の寸法をシツクリ用方に應じて身體に合ふといふことに御研究をして頂きたいと思います。要するに私は斯ふ申上げたい、寸法といふものは實際の使用にシツクリと合つた所のものは矢張實際を見た所の形も美しく、形のよいものは掛つて必ず氣持がよい、美と實用は別々のものでなく一致して居る、斯ういふことがいへると思います。

次にテーブルも高さに就て申上げてみますと、是も椅子と相準じての用途になりますから、高さ低さ大さ等の關係がございます。事務用の椅子の話を申し上げましたが、事務用のデスクなりテーブルでありましたら、其椅子に應じて高さがシツクリ行かなければならぬ。器械が少しでも身體に合はない時は、其不自由を感ずるやうにテーブルの高さ大さが鉤合はなければ非常に疲勞を感じます、高さが過ぎれば足が勞れるし、低くれば手が勞れる、寸法の不釣合で我々は苦しめられる。それに付ては餘程考慮を要したいが、長き時間を費す所のテーブル等に於ては寔に高さ低さの關係ばかりでありませぬ、足をブ

ランとして掛けては疲れるから踏板がございますが、それは足に相當するやうに傾斜を持たせなければならぬ。小學校の机等に於てはそれを巧みに考へて居らるゝのであります。それから役所のものになりますと、もつとも大切な身體に慰安を與へるといふ爲に足を伸さうとすれば頭が下つて來るやうではよくない。書齋のテーブルにしても仝じことで、本當に書籍に親しみ、長い間思索に耽る人は椅子といひテーブルといひピツタリ合つたものでなければ寔に疲れるものであります。此點から在合の物を買ふべきものでない。自分の身體にふさはしいものを注文しなければならぬが、只私のテーブルを作つて下さいといふだけで外に何等の注文をしないと、あの人は大きいから大振りに造らうといふやうな事だけでは寔に我々の椅子が我々の座蒲團に代る時代はまだ〳〵遼遠であらうと思ひます。應接用の物になりますと是が低くなつて居る。事務用のテーブルと違つて御互に向き合つて話すので、其テーブルが高過ぎると御客と向き合つて見ると身體が一部分出るやうになる。寛いで話さうといつても寛ぐ精神が起らない大にこちらと向ふと口論するやうな形に置かれるのであります。此應接間のやうなものは椅子を低くしなければならぬ椅子の如きはアームチエーアになれば低くなる。つまり寛々所のテーブルは非常に低くして大概二尺一寸か二尺位がよい、椅子の如きは尺若は尺一寸位のもので、さうして御互に身體が接近するに自由であると本當に膝を交へて話すたか、兎に角向ふの人の唾が顔に當るやうに近くなることによつて親しみを增す。お茶テーブルの如きは二尺位の直徑で高さが二尺一寸位のテーブルにして、兩方柔かな寛ぎ、足を前に投出すやうにして、つまり火鉢を前に置て座布團を敷いて話すやうな狀態に置かるゝのであります。斯樣に目的に應じて寸法は深く考慮を費さなければならぬといふことに御承知置を願ひたいのであります。

更にえを擴げて壁際に於て身體に接觸しない所の家具類に於ては更に寸法の區々なものがあります。例へば書棚飾棚といふやうなものは申すまでもなく書物を其處に置き、一見して書物の出入れを便利にすることが必要でございます、陳列棚であるならば飾品を容れて外から見て美しく見へるやうな適當な位置、深さ、外の硝子の面積を殖し、硝子の厚さを厚くし其品物を引立てる所のはづれの板を塗上げて置かなければならぬのに、誠に飾棚と稱せられて居るものが飾棚でなく、只其物が飾品になつて居るやうなものがあつたのは甚だ遺憾と思ふ、仝體の形が寔に大き過ぎて部屋の廣くない住宅などに置けば天井の高さは思ひ切つたので九尺ありませう、その天井につかへるだけはないとしても、部屋に置く家具としては寔に頑固に失して居ると思ひます。如何に設計が美しく出來ても、我々が家具を威壓するやうな態度に出なければ我々の慰安は求められないと思ひます。其點に於ては隨分同じやうな品物が幾分出て居ります。

要するに家具といふものは決して家具其物が材料でございませぬ。必ず一定の室内に置かれまして品物がそれに置かれ、殊に飾棚の如き飾品が置かれまして、初めてよい感じを與へるのであります。斯ういふことを懇に深く考へてさうして家具は其本になる所の器を作るのであるといふ考を決して忘れてはならぬと思ふ。今日の若い設計家が家具其物が最後の置物を作るといふ考で家具を作り出すことが甚しく間違つた弊であると思ふ。

第二には木割を少し小さくして貰ひたいといふことであります。御互に生活する所の家はなか〳〵さういふ大きな座敷を幾つも取ることは許しませぬ、よしや許す餘地がありましても個人の間借の生活をするには家は出來る限り小さくまんべんなく利用することを希望するとしたならば、取入れる家具は出來る限り數を少くして混雜を來さないやうにすることは新しい家具を室内に配置するのに最も大事な要件であります。隨分或家の如き立派な家具を集め過ぎて陳列館の如き有樣を呈して居りますが、それは正しく其數を誤つた爲めであると思ひます、それに就きましても出來る限りヨーロツパあたりの大きな家に在るところの家具を模倣しないで、何處までも我々の體格と同樣に、我々の小さゝを考へまして出來る限り小じむまりと作ることが必要と思ひます。椅子にしても華奢にする、さうすると持運も掃除の如きも便利になる、重たい家具を室内に置いて私は細君に叱られたことがあります。實に同情に堪へなかつたのであります、それ等の經驗から見ますと、矢張手輕に持運の出來る所の家具を作ることが必要である單に輕くする、便利にするといふことでなしに、木割が細くなるといふことは取りも直さず品ンがよくなる、所謂高尚に見へるのであります。殊に私は斯ういふことを要求したい、成るべく木割を細くして柔かなカーブを用ふる、直線ばかりでなくして氣持のよいカーブを附けるといふことが非常に家具をして能く使ひ心地よき感じを與へると思ふ。其點に於ては差物は垂奢に出來て居ります。強ていふならば直線的のものが多かつた爲めにカー

プの點に於て不足がありますが、フランスあたりの家具を見ますと隨分華奢でお負けに柔かな我々をして眞に引付けるやうな感じをさせます。日本の者は直線式といふことが流行つた結果、無暗に直線々々でやりますが、どうも面白くありません、適當な所は寛やかな味ふべき所のカーブを附けまして直線と曲線とを徐ろに取合はしたならば、家具の品位がよくて、同じ物を置いても却て値段が安くて人を引付けることになります、材料が幾ら掛り、工賃が幾ら掛る、それだから賣値が幾らといふ科學的のやり方は面白くないので、是は十圓掛つたけれども二十圓で買ふ人があつたから二十圓で賣つたといふことは結構なことゝ思ひます。斯様な事は注意すべきことゝ存ひます。

更に私は着色と仕上に付て申します。即ち形と共に色が大切である。殊に色は裝飾工藝品としては最も重大な立場に立つといふことを申上げたからであります。此色付と仕上に付きましては、何しろ我國には特に國民性としてそれ等に對する深い趣味もございませうし、又部屋々々に應じます所の要求も様々ございますから、兎も角も其場に臨むでそれに能く調和する所の色と仕上を擇べといふことの一言にして盡せると思ひます。自然の色を愛するといふことは是即我國の國民性でございます。民族的の趣味と申しましても差支ありませぬ。最近ヨーロツパの趣味が非常に流行り、總ての物を通じてけば〳〵しい強烈な色彩をしてそれが我々の眼に映じて參ります。けれども我々が見た時によいと思つても退いて考へると、どこまでも淡い柔い清楚な所の色と仕上を好むことは我國の國民性と見て差支ないと思ひます。眞に我物を作り出すには我々御互に鍛練した所の色に打協ふべきものではなからうかと思ひます。併し是は折々時の流行もありませうが、如何に流行があり、如何に趣味が變つても、自然的の方へ親しむといふ國民性は永久に不變のものであると思ひます。此點から申しますと今日の御出品の中には隨分遺憾な物があるやうに思ふ。あのアメリカから輸入するラハンの所が眞黒に塗つて、それから目止に白い塗、誰が見ても美しいと感ずるのであります。書棚飾棚は即賣の處にもございますが、私は誠に見苦しい色であると思ふ。槪それ自身が美しい色を持つて居る所に付けなくてもよい色を付けて白い目止をしたのも槪材に對して申譯ない仕上をしたものと思ひます。

又家具は部屋に應じて特色を持つのでありますが、遺

憾ながら日本の部屋は玄關でも客間でも天井といひ襖といひ皆同じであります。此點は日本は缺けて居る。ヨーロツパの玄關は玄關らしき嗜好がある、それに合致するやうに家具の色合を示して居ります、玄關は申す迄もなく來客が一番に見らるゝもので決して輕卒に扱つてはならぬ、高尚に何處までも重々しくやる、意匠からいふと少しく歷史的の家具をあしらふ、その玄關あたりに置く所の外套帽子掛、鏡といふやうなものは大體に古風な色に仕上げて、光の乏しい部屋でありますと、玄關としての嗜好を周圍の環境で溫みを持たせてあります、更に客間に行きますと如何にも柔かい感じのよい溫みがあり、而して親しみ深い所の部屋でなければならぬから、從て其部屋の如きは、若しそれが婦人の部屋でなく男子を主とするならば、チークのやうな木地の剝き出しもよい、さうして色と光澤とを一致さして、立派な仕上を施したものが相應しいと思ふ。さういふ點が客間としての家具の生命と思ふ。書齋に行つて見れば机書棚が主人が落付いて書籍に耽り思索に耽らなければならぬから、周圍は地味に高尚の趣味の上から扱はなければならぬ。それで黒みを帶びた色で落付かせることが必要であります、艶なしに餘計な手間をかけずにラックス位を塗る程度の方が餘程書齋としての價値を現はして來ると思ひます。其他食事室に就ては日本では暗くする習慣がある。是亦愉快に食事をするといふことが今日の流行でございます。して見れば此色の如きももう少し冴へたものにする、ドイツあたりでは比較的栃のやうな黄ばむだ色に仕上げ輕快な晴々した食堂にして居りますが、矢張日本の如きも國民が落付く以外に輕快の氣持を養ふ上に於て食事室の如きは仕上が惡い所があると思ひます。其點に付て今までのやうな寢室は柔かな朝日がさし込むだ時にベールを透して春の光を眺めるやうな柔な調子の洋服箪笥を置きたいと思ひます。斯様に部屋々々とも各其使命を持つて居りますから、其使命に從つて形と色が合ふやうに仕上げれば立派な家具になり得るものと思ひます。

最後に金具の事に就て一言致して置きたいと思ひます。材料の附屬の金具は色が調つた後に例へば人が着物を着てしまつて指環をはめるとか、簪を挿すとかいふやうな裝身具に類するやうなものでそれが金具に對して乏しい、今日何處に行つても此金具が惡いのでございます。一々申上げる必要はないのでありますが、何しろ實に突飛なものがある。大小を無視し、大きい引出でも小さい引出でも同じ金具で扱つて居る。小さいものにはそ

矯正図書館

れに相當のものがあるのにそれを用ひない、又色の上にもニツケル、眞鍮など色合のコントラストを取らうといふ御考であるか知らぬが、又は丈夫さを表はさせて居るのか、是亦誠に困つたものである、木地の色との調和の如きは考へて居ない、本當なマホガニーの意味合を持つて居なかつたならば、金がよいか銀がよいか、其考慮が欠けて居るやうに思ふ。

尚色々申上げたいことがございますが、要するに私は刑務作業といふもの、實體を承知せず、殊に地方の事情も存じませぬ、只製品に直面して無遠慮に失禮をも顧みず自分の思ふまゝを申上げました。（完）

意匠に就て

東京高等工藝學校教授　安田祿造氏談

私は第一回品評會の審査にも出ました、その關係上、出品物の傾向と又其進歩の狀態が多少分つて居りますから、本日少しく自分の所感を述べて見たいと思ふ。

申すまでもないことですが、審査といふものは最初の方針に基いて極めて嚴正に、且公平に行はなければならぬ。是は是とし、非は飽まで非として行かなければならぬ、實際惡いものを捉まへて御世辭にも是は良かつたといふやうなことは甚だ不親切である、惡い點は飽迄惡いと直言した方が宜しいだらうと思ふ。博覽會や共進會などの出品物で見まするとと、本當に褒めるやうな物は先づ全體の中の五分か精々一割位なもの、其他の九割までは平々凡々の物か或は非常に陳腐な俗惡な物が大部分である、でありまするから品物の批評といふことになりますと兎角に缺點の剔出に陷り易い、木檜さんから大分手嚴しい御批評がございましたが、あれは決して惡口といふのではない、實際其品物の改良進歩を圖るには、惡いと氣付いた點は遠慮なく申上げた方が却て深切なのであります から、御聞きになる方は强て彈劾といふ事に御取りにならぬ方がよからうと思ふ。私の是から御話する事も或はさういふやうな點に陷るかも知れませぬが、成るべく全體に關係した事を御話を申上げたいと思ふ。

そこで出品物を審査して等級をきめるといふことは譯ないやうなことでなか〳〵むづかしい、或見地からばかり見て、是は良いとか惡いとか決めてしまふことは非常に早計である。勿論此會の目的が單に技術の進歩向上を圖るといふことだけなら、所謂局外に居つて見るやうな性質のものなら簡單な技術でもよい、さうして是は善いとか惡いとかピシ〳〵とやつてしまふけれども、今回の品評會の如きはさういふ單純なものではないと思ふ。もつと複雜な目的を持つて居るものだらうと思ふ。從つて審査するにも各種の條件・各種の場合を色々考へて、成るべく出品された方に利益になるやうな審査をせなければならぬ、そんならばどういふ條件で審査したかといふと、先づ第一に數へべきものは意匠である。第二には製作の技巧、第三には經濟的の價値、尚其外に或は地理的に或は歴史的の考も加へて、色々な方面から綜合的に考へなければならぬ。さうして其品物の値打を評定する事になる。そこであの會場に出品されて居る物は多くは工藝品でございますが、其工藝品に最も重要な事は工夫考案即意匠、是が非常に重要な事である。何故なれば時勢といふものは始終變遷して居る、時代の思潮も時々刻々變つて行く、生活の狀態も段々に變化して行くし、人の趣味嗜好といふものも年々變つて行く、さういふ譯であるから生活と密接な關係のある工藝は時勢の進運に伴はなければならぬ、寧ろ時勢の進歩に魁するやうなものでなければならぬ。即ち見る人をしてハツと思ふやうな、頭にピンと來るやうな新しみが必要である。殊に斯ういふやうな會に出品するやうな物は成るべくさういふやうな物が多いことを歡迎する、昔から有來りの物を相變らず造つて居るといふのでは心許ない、でありますから意匠に於て非常に良い物であれば、假令其製作が多少缺點があつても、又經濟的の見地から見て左まで有效なものでないと思はるゝ物でも、場合によつては優賞を與へることがある。次に意匠の上では別に褒める點がない、是は普通有り觸れた物だ、別に新しい考案を用ひたものでない、又產業的の立場からいつても大したものでないけれども如何にも良く出來て居る、製作の技巧が實に手に這入て、何處といつて非難を打つ點がないといふやうなものであつて見れば、又場合に依つて是に優賞を與へることもある。又之に反して意匠からいつても又製作の技巧からいつても別に褒める點はないけれども、此品物は其地方の產業上非常に重大の關係の物である。一國の經濟に非常に重要なものであるといふやうな物であれば、場合に依つては之に思ひ切つた賞を與へることもある。さういふことは總て博覽會であれ、共進會であれ、さういふ場合に始終起つて來ることである。そこで今回の品評會の審査の方針も外の方はどうか知らぬが、自分はさう

いふやうな考で見た。全體をいへば色々な條件に適合して、どの條件も非常に良いといふものが最上の待遇を受くる譯、併しながらさういふものはなか〳〵あるものでない。そこで例へば其中の一條件なり二條件なりに我慢が出來る、或は良かつたといふやうな物は比較的良い賞に推薦された筈であります。

そこで今回の出品を觀察しますると、私は前に述べた意匠といふ上からいふと傑出した物は殆どなかつた、さうして多くは從來から有るやうな物であつた、只其製作が非常に手に這入つて居る、非常に優れて居つたといふ點で入賞したものが多數を占めて居つたように思ひます。そこで出品の箇々に付ては御話する遑がありませぬが、最も良い賞に這入つた物に就て、どういふ點で入賞したかといふことを御話して見やうと思ふ。

名古屋刑務所の御出品であつた唐木製の書棚、是は兎に角意匠の上から見ても、世間に有り觸れた物とは少しく選を異にして居る、大体釣合も良し、非常な斬新とは申せぬけれども、決して惡い意匠ではない、それから製作もなか〳〵よかつたといふ點で優賞に這入つた。それから又名古屋刑務所の化粧臺、金澤刑務所の漆器の花臺といふやうな物も略々之と同樣な意味に於て入選した。又三池の應接机、是は竹で造つただけでございますが、兎に角あゝいふ扱惡い竹をあすこまで自由に使つて、あの大きな物を立派に仕上げたといふ點は賞讃に値するので、是も優賞になつた。それから巢鴨刑務所の出品の三組の卓といふのがある、是は意匠も製作も共に此種の出品の中では拔群の物である。あれだけ大きな材料を以てあれだけ大膽な仕事をし、非常に權威のある品物を造つたといふ點は優賞に買ふ値打があつた。それから尙巢鴨刑務所の簞笥二個及唐机一個、及豐多摩刑務所の長火鉢、斯ういふものは品物が品物だけにさう新しい意匠を施す餘地はないが、併し其の製作が實によく出來て居つて、非常に巧妙な域に達して居るといふ點で優賞になつた。是等は一番よい賞を得た物に就ての概評でありますが、此外に入賞した物も矢張是と仝じやうな意味でそれ〳〵特徴に應じて賞を得た。

大體からいふと二等以下の物即ち、佳良の部類或はそれ以下のものに意匠考案に就て非常に工夫研究されたものが多かつた、寧ろ一等よりかさういふ物に苦心して考へられた物が多かつたけれども、まだ其堂に入らなかつた爲めに遂に最優賞をかち得なかつた、是等は尙此次には大に御研究になつて、意匠の上に立派な物を御出品

になるやうに願ひたいと思ふ。

次に私は第一回の品評會の時に斯ういふことを申上げたと記憶して居ります。それは家具に就いて申せば、一つの家具の中に色々な違つた材料を無暗矢鱈に交ぜて造つたり、或は色々違つた色彩を混ぜて使つたり、或はケバ〳〵しい色彩を取合はすといふやうなことは、是は失敗の原因であるといふことを御話した、是はさうしたら必しも惡いといふことではない、之を上手に適當にやればよいが、多くの場合に於て失敗になる。今回の出品を見まするると比較的さういふ物は少かつた。さういふ缺陷に陷つたものはなかつたやうです。けれどもまだ全く跡を絶つた譯ではないので、間々さういふものがある、例へば或棚などにシックリとした形の中に白い薄い色の家具に大體の木地と正反對な眞つ黑い自然木の柱を立つたりした物があつたりしたが、あゝいふことは却て非常に下品に陷るものであります。今後尙一層さういふことのないやうに、若しやる時には能く研究をして下賤に陷らぬやうにすることが必要であらうと思ふ。

それから此前の批評會の時に斯ういふことを申上げたと覺へて居る。器物の裝飾といふものは無暗矢鱈に付ければよいといふものでない、例へばテーブルの甲板に無暗に象眼模樣を付けたり、寄木細工を付けたりする、それを餘りやり過ぎると却て値打を落すといふ結果になりますから、斯ういふ點は尙今後も御研究になる必要があらうと思ふ。

大體に於て今回の出品は前會の品評會の出品に比べて進歩して居る。是は明かにいふことが出來る、併しながら其中で最も進歩したと思はるゝのは西洋家具である。日本家具のやうなものは西洋家具程進歩が及ばないやうに思はるゝ、併し中には從來の平凡な日本家具に何か新生面を開かうと思つて色々工夫をされた人もある。それも餘程尙研究を要する、何しろ日本座敷のやうな清楚な所に納める家具ですから、無暗に西洋の形式を取入れても駄目であつて、取入れるなら餘程研究を要すると思ふ、尙此點に付ても御研究になつて、段々日本家具にデザインから見て非常に進歩したと思ふやうな物が續々出るやうに願ひたい。

木工品以外の漆器並に金屬器といふやうなものは、是は第一回に比べて大した進歩の跡を認めないやうに私は感じました。斯ういふことも全國の刑務所の御指導の任に當られる方は御奮發を願つて、此次から漆器、金屬器といふやうなものにも續々と新しい研究を經た物が出品

されるやうに願ひたいと思ふ。

それから染織物でございますが、是は日本の工藝品としては非常に重要なものでありまして、民間の営業者としては非常に苦心して、世の中の流行に後れぬやうに、又流行に魁するやうに努力して居る。ところが刑務所から出品されるものは非常に舊式のものゝやうである。是はどういふ加減か私は存じませぬが、兎に角染織物に貴ぶ點は嶄新な點である。三越あたりに行つて見ましても年々新しいものが續々出て來る。ところが本會に出品される物は非常に古めかしいものがあります、是等も指導の任に當られる方に十分御配慮を願つて、是から段々良い物が出品されるやうに致したいと思はれます。

染織工品に就て

東京高等工業學校教授 齋藤俊吉氏談

此の度の出品物を此前の出品物と比べますのに、大體に於ては製作上の技術に關しましては、何れも宜しいやうでございます、つまり其品物を造る上に於きまして非常に注意を加へて居るといふ事が明に見へるやうであります。是は指導が宜しいといふ事も無論關係を致して居りますが、製作者製造者に於きましても餘程熱心に其仕事に服して居るといふことが製品の上に明に見へました。是は大に喜ぶべき點と私は存じて居ります。併し此製品一般を見ますと、是は多分日用品が主なものでありますから御氣付になつて御出でゞせうが、其絲の調和が欠けて居るものがあります。織物の大體からいひましても經絲緯絲の調和がとれて居らない、其爲に外觀美が宜しくない。絲の用方即ち選び方に付ての缺點が見へて居ります。それから織物でありましても其組織が崩れて居るのがある、或は崩れ易いものがある、著物に致しましても直ぐ其形の崩れるやうなものも出て居ります。直ぐつばると申します、絲が寄つてしまひます。つまり實用的の價値としては極めて程度の低いものがございます、それから色合色素及色澤と申しますが、其光澤がもう一いき出なければならないものがございますが、それが出て居りませぬ、ものによりましては絹でありながら木綿のやうな感じの致しますものがございます、それから色氣が流行のはげしい今日から申しますと、時代に後れて居るやうなものがある、是は日本國に於きましては需要地

が多いから必ずしも暖い所で賣らなくても宜しい、もつと寒い處に持つて行つて賣れば宜いといふものもございませうけれども、其物として考へますと、時代に適應しないやうな色氣のものもございます。それから其外其織物を造りますのに不適當な原料がございます、其織物が自ら其用途に應じまして斯ういふやうな性狀であるべきことを要するといふ目標がございます、それに御構ひなく何でも織ればよいといつたやうなものがございます。それは朝鮮の方からも出て居ります。それから今度は生地―生地と申しますのは織物に違ひありませぬけれども、織物の材料として造つた物、例へば洋服生地のやうなもの、其生地の擇方が宜しくないものがあります、即疵物があります。斯ういふやうな色々な缺點がございますけれども、是は寧ろ此製品を造らせやうといふ計畫者或は製作を依頼する人の方の側に罪があり、或は不注意があるやうに考へますが、此所では深く申上げませぬ、此爲めに製作者が如何なる細心の注意を加へて努力致しましても、其製品は見榮のする製品に上がりませぬのは實に氣の毒に感じました。安田さんは其全體から御觀察になつて、どうも新しい感じのするものがないといはれたのは計畫者、製作依頼者の方の罪である、製作者の方は一昨年の出品物に比べますと、著しい進歩があるやうに私は見ました。それでありますから此設計者、計畫者、又依頼をする人があつて、製作をするのであるならば、其依頼者は此點に殊に注意を拂はなければ、其製品は見榮のあるものは出來ませぬといふことを御注意申上げたい。

今度は製作者の方の側に於きまして此前のものに比べますと著しい進歩があつたやうであります、尚注意を申上げることが段々ございます、殊に織物のやうな長さが長い、さうして之を手で以て同じ運動を何回も繰返して一つの品物が出來上るといふやうなものに於きましては、餘程の熟練がございませぬと、平らな眼で見ました時の不揃、欠點が顯れないやうにはなり悪い、完全な織物はなか〳〵得られないのであります。兎に角是は御想像になりましても御分りでございませうが、緯絲一本突込むで織物が出來るのでございませぬので粗いものにしたところが一寸に五十や六十は絲が這入つて居ります。それが一匹なら六丈に同じことを繰返して行きますと何處にか間違が起る。餘程熟練がなければ平らなものが出來ないのは當然なのであります、技術上伺ひますと幼稚の域を脫しませぬ處の製作者が今回の出品を此前に比べまして稍統一に近い製品を製作することが出來たといふこと

は、一面に於きましては非常な努力があつたことを明に證明して居ると申して宜しいと思ひます。若し此の如き人にもう少し時を貸してやりまして熟練をさせ、さうして指導が宜しきを得ましたならば統一した品物を出すことは決して困難ではないかと思ひます。

そこで先づ御參考までにどういふやうな點が今度の出品物に付て現はれた主なる點であるかと申上げますと、今度も絲の抜けたやうなものがございます。是は用途から考へましても一本の絲位は抜けて居つても差支ないかも知れませぬが、出品としては大なる疵でございます。若し之を商賣人に賣る時にはそれが疵物になつて非常な値引をしなければならぬものでございます。それから絲の强力と申しまして張が一樣になつて居りませぬ、是も模樣が付いて居るものを御覽なさると光つて出て居ります、それで目障りが致します、是は絲の强力の不同から出た欠點でございます、それから全じ事を何回も繰返すから無理もございませぬが、緯絲の不同かございます、是は織物の生命に影響する事が大きいのでありますから、是がありますと問屋などに於きましては非常に値引を致すものでございます、それから織ります時に經絲を兩方に開きまして緯絲を入れるのでございます、其開方が不同であります、一面に於きましては非常な努力があつたことを明に證明して居ると申して宜しいと思ひます。若し此の如き人にもう少し時を貸してやりまして熟練をさせ、さうして指導が宜しきを得ましたならば統一した品物を出すことは決して困難ではないかと思ひます。

そこで先づ御參考までにどういふやうな點が今度の出品物に付て現はれた主なる點であるかと申上げますと、今度も絲の抜けたやうなものがございます。是は用途から考へましても一本の絲位は抜けて居つても差支ないかも知れませぬが、出品としては大なる疵でございます。若し之を商賣人に賣る時にはそれが疵物になつて非常な値引をしなければならぬものでございます。それから絲の强力と申しまして張が一樣になつて居りませぬ、是も模樣が付いて居るものを御覽なさると光つて出て居ります、それで目障りが致します、是は絲の强力の不同から出た欠點でございます、それから全じ事を何回も繰返すから無理もございませぬが、緯絲の不同かございます、是は織物の生命に影響する事が大きいのでありますから、是がありますと問屋などに於きましては非常に値引を致すものでございます、それから織ります時に經絲を兩方に開きまして緯絲を入れるのでございます、其開方が不同であります、其が朝鮮のはなか〳〵うまく織れて居りますけれども、それが非常な欠點であります。是は極く幼稚な人が織つたものと心得ます。

其外是は此前にも申上げましたが、久留米絣でございます。是は崩れても大した差支ないやうな絣が出て居りますが、其中揃つて居るべき絣面が崩れて居るといふことがある。是も少し御注意になれば其欠點がなくなる。御召しになる方も心持よく御召になることが出來はしないかと思ひます。是等は製造をする人が少し注意をすれば直ぐ取除くことが出來る欠點でございます、言換へますと熟練が十分でないと申上げても宜しい欠點でございます。是が少し經驗を御積みになりますと自然になくなる所の欠點でございますが、其少しの御注意を御加へになつた爲めに其品物の品格が非常に上がつて參るのでございます。極く些細な事でございますが、御注意申上げた方がよからうと思ひます。

それから編物の中にあります靴下類に至りましては、是は編目に不揃のものが多い、それから仕上などは不完全で、殆どそれがないやうなものが多いのでございます。此靴下などは形が必要であります。殊にゴム回りの所であ

りますから、うねがうつて居ります、是が朝鮮のはなか〳〵うまく織れて居りますけれども、それが非常な欠點であります。是は極く幼稚な人が織つたものと心得ます。

其外是は此前にも申上げましたが、久留米絣でございます。是は崩れても大した差支ないやうな絣が出て居りますが、其中揃つて居るべき絣面が崩れて居るといふことがある。是も少し御注意になれば其欠點がなくなる。御召しになる方も心持よく御召になることが出來はしないかと思ひます。是等は製造をする人が少し注意をすれば直ぐ取除くことが出來る欠點でございます、言換へますと熟練が十分でないと申上げても宜しい欠點でございます。是が少し經驗を御積みになりますと自然になくなる所の欠點でございますが、其少しの御注意を御加へになつた爲めに其品物の品格が非常に上がつて參るのでございます。極く些細な事でございますが、御注意申上げた方がよからうと思ひます。

それから編物の中にあります靴下類に至りましては、是は編目に不揃のものが多い、それから仕上などは不完全で、殆どそれがないやうなものが多いのでございます。此靴下などは形が必要であります。殊にゴム回りの所は彈力がありませぬと縮まつても伸びても具合が悪いので、新しいのが一月も履いた靴下のように伸放しになつて居ります。是等の點は表に出すものでないからどんなのでも宜しいといふかも知れませぬが、丁度蚊帳のやうに夜釣るものであるに拘らず其緣に眞紅な布片をやらなければ蚊帳らしくないといふやうに、或は白い蚊帳に模樣がかいてあるようなもので、靴下にも形がよく出來て居りませぬと買ひたくないやうなことがございますので、此形を正しくすることが靴下の殆ど生命になつて居るのでございますから、此點は御注意になつて然るべきことゝ思います。其形が揃いませぬと強さも餘程違いますし、又收縮の度合に於きましても靴下たる本分を盡さないやうになりますから、此點も御注意になつた方が宜しいと思います、それから莫大小のシヤツなどに於きましては是は靴下よりも面積が多いものですから、兎角編目が不揃になりたがるのでありますが、中には非常に原料は掛つて居るやうですが、仕上も悪い、餘りに堅過ぎる、莫大小の莫大小たる性質を忘れた堅過ぎるものがございます、此點は御注意あつて然るべきものと思ひます。之に反しまして又非常に編方が軟い、緩むで崩れ易いやうなものもございます。是も仕上が殆どありませぬ爲めに、さういふ結果が極端に現れて居ります。故に是も改めなければならぬ所の欠點であります。それから羽織の紐が出て居ります。是も絲の張が不同である點がございます。つまり房の不揃といふのが羽織紐の大なる欠點になつて居ります。人造絹絲などで造られて居るものもありますので、其纖維が際立つたものがございます。是も極く些細の欠點でありますけれども、買う方から見ますれば何でも形さえあればよいといふ人ならいざ知らず、甚だ外觀の美を損して居りますから、買ふ人は二の足を踏むような結果になりますから、御注意あつて然るべきものと存じます。

それから洋服裁縫の點に於きましては、縫方は非常に進歩致して居ります、併し無駄に力を多く加へ過ぎたやうな點もございます。是は注意しなくつても其物に應じては自然に手がぬかれるものであるから大した問題ではございませぬ、それから陳列してございます洋服の縫にはなか〳〵餘計な勞力をかけたものがございます、それから裁方技術に於きまして亦欠けた所があります、形狀美が悪い、少しも出來てないものがあるやうに考へます、襟の所が身体に副はないやうなものがございます、それから生地の取扱上に於きまして是は打込にむらが出て居

ります、是は生地を御買ひになつた方の罪で、之を細工した人の罪ではございませぬ。兎に角さういふものを作る方の人間は兎に角出來上つたものから見ますと是はいかぬといふことになつてしまいます、此生地は御拵へになつたのではない裁方縫方で行かうといふのでありますから、疵物が這入つて居るかも知れませぬ、それからボタンの仕方はむづかしいものではございませぬが、上と下とが違つて居ります。是は極めて些細な欠點でございまして、平生御注意になつて居ることでございませうが、特にそういふ欠點がございますから、斯ういふ點に就て御注意があつたならば、尚一層見るべき製品が出て來はしないかと存じます。

金工品に就て

東京高等工業學校教授　關口八重吉氏談

私は前回の講評會の時にも申しました通り、金屬製品の出品が甚だ寥々であることを非常に遺憾とするものであります。只今は御承知の通り鋼鐵の時代より將に進むでアルミニユームの時代に移らうとするやうな狀態であります。さうして金屬製品は我々日常の生活とは非常に大なる關係を以て居りますにも拘らず、此品評會の出品に於て金屬製品が極めて少い、殊に安田君の御感想に依れば、前に比べて少しも進むで居らぬ。斯ういふやうな御意見もございました、併し數は前よりも多くありませぬが、製品の品位の點に至りましては前よりも善い所の結果を得たものがあります。例へば安全剃刀の如き、一昨年も安全剃刀が出まして、私は其主要な硬さを計つたり、或は實地使つて見ました所が餘り良い結果を得ませぬでした、然るに今回出品のブロードを用ひて見ますと、其の切れ味といひ、拵へ方といひ、相當の品位を具へて居るといふことを發見致しました。只僅な點でありますが、此ブロードにあけてあります孔の位置が全部ではありませぬが、或ものは中心より或角度を成して傾いて居る、さうしますと之を使ふ時に双の出方が非常に一部分は廣く出、他の部分は狹く出るのであつて、使ふのに具合が悪い、ことによると双が切れなくなるやうな狀態でありますと怪我をしはせぬかと考へる。是は極く僅な缺點でありますが、此製作に當らるゝ方は御注意を願ひたい、殊に我國では朝野擧りて國産奬勵を熱求して居

るに拘らず、日本品といふと一つ悪いと全体が悪い、斯ういふ風に考へらるゝ向きが多い、外國製品だといふと、其製品の中の一つが悪いといふと、其物が悪いのであつて、他は善いといふやうに解釋する、是は甚だ不都合な次第でありますけれども、まだ世間の弊習の脫けない間は止むを得ぬことであります。從て斯樣に多數の物を御拵へになる時でも檢査を嚴重にして、苟も一枚と雖も欠點のある物は外に出さぬといふことが大に必要であらうと考へます。

其他大阪刑務所から出品せられた所の魔法瓶がありますが、此物は只一點でありまして、他に同種の物がありませぬから、其の優劣を競爭する譯に參りませぬけれども、魔法瓶の目的を十分遂げるといふことを確めて置て後賞を決めた次第であります。即ち其中に熱湯を容れて置きまして、其溫度を測定し、且又一定の時間それを置きまして中の溫度の降下を計つて、普通の魔法瓶と比べて見て、如何なる點までそれが達して居るかといふことを確めた後賞を決めた次第であります。

其外の出品として銅器が大分出て居ります。水差のやうなもの、或は火鉢に入れる銅壺のやうなものが出て居りますけれども、火鉢では木檜さんの講評の中にあつた通り優良なるものがありましたが、遺憾ながら銅壺の方では其の火鉢の中に入れて恥しからぬ製作を得たものがないのは甚だ殘念な次第であります。それから水差は其形などに於ては大して悪いといふことはありませぬが技巧が十分でなかつた、槌打作業が十分でない爲めに或部分に凹凸が出て居るとか、或は蓋の形が狂つて居るとか、不正であるとかいふ樣なことが小さい疵としてはございましたが、一般に通じて見て私が甚だ不審に感じたのは、中の白味の塗方が極めて粗雜であつて、其塗つた合金の調合が或は鉛が勝ち過ぎて居りはせぬかと思はれます。之に因つて私が三つばかり合金を造りまして、自分の工場で銅に塗つて見まして、其色をこちらのものと比較して見ました所が、私が疑を持つて居りました通り其色が全く違ひます、或は是は仕事が仕易い爲めに鉛を多く入れるといふことであるか、又は塗るものを安く造つたがよいといふやうな目的の爲に行はれたのでありますか、どちらであるか知らぬが、中の塗方が餘り感心をするやうな冴へ〳〵とした色をして居りませぬ。此點は一々私があすこに出ました品物を取りまして分拆をした次第ではありませぬから、各刑務所の方々が御歸りになつて一々御檢査をせられむことを願ひます。若しも普通の狀

態よりも鉛が多いといふことを發見せられた時には、今後のものは其配合を訂正せられむことを希望する次第であります。

其外双物類が大分出て居りました。庖丁とか鑿とかいふやうなものがありました。是は前の安全剃刀と違つて、在來日本固有の双物であります。是等の物も西洋のものと比べて見ると非常に良い點があります。鑿などは西洋のものは全體鋼鐵で造つてありますが、日本のは生鐵と鋼鐵を鍛合して必要の双の所だけが鋼になつて居るので、甚だ構造から申しても工合が良いのであります。大阪刑務所から出ましたものを初めて拜見しましたが、相當出來榮あるものとして賞に入れた次第でありますが斯様な双物類を造ります時に注意しなければならぬと考へますのは、使ふ鋼の擇方、無論適當の彈性を含むで居るものを擇ぶことはきまつたことでありますが、材料の形其物が不適當でありますと餘計な工費を費し、且又出來た結果が宜しくないことがあります。例へば大工道具の鉋などの鋼に致しますと、若し英國其他舶來の鋼を使ひますと、多くは鍛錬が正方形を成して居りますから、それを熱して打つぶして平らな形にして、又切つてきやし付けをしなければならぬ手數が掛ります、のみならず時とすると其鋼を害してしまふことがあります、是は大阪あたりでも鋼を造りますが、越後の三條では非常に鋼物を造ります。私が參りまして双物の製造場の狀態を視察して、東京の或製鐵工場で特に鋼を拵へて切つて使つた所が直ぐ其形狀で使つて便利をしたのであります。若し將來數量を多く造るといふやうな域に達しましたならば之に使ふ鋼の品質は勿論、其形狀に於ても大に考へる必要があらうと存じます。

其他朝鮮から物を煮る鍋が出て居りますが、上にニツケル鍍金をした金屬製の鍋が出て居りました。是は取扱上便宜の爲めに二つに分けたといふ點が特點として、主張されて居りまして、無論其目的に對しては十分適合したものであらうと考へますけれども、一言此機會に申上げたいのは、近頃は鍍金が非常に進みまして、クロール鍍金と稱へて非常に強い且完全に錆びることを防ぐといふものが出來ましたから、若も今後金屬鍍金を爲さるならば、クロールの鍍金を使ふことを希望します、先般火鉢に試みました所が事實正確であるかどうか何とも申上げられませんが、色艶といひ、それを使ふ上に十分心持よく使へる次第であります。

木檜さんから金物が悪い、簞笥の金物或は本箱の引手が悪いといふ御話がございましたが、私も無論其通りであらうと考へます。けれども金物類を造るといふことは又別の意味から考へる必要がある。之を如何なる型の金物でも若し安く且早く造ることが出來たならば、どういふ注文でも之に應ずることが出來る譯であります。形の釣合とは或は其全體の大きさとかいふことはデザインの意匠の方から決めなければならぬ。非常に大きな複雜な不釣合のものが附いて居る、或は小さいのに大きな引手が附いて居るのは宜しくないけれども、又安く造るといふことが全時に金屬製品の側から見ると考へなければならぬ點であります。私が此所にサンプルとして持つて參りましたのは普通の簞笥の金具を安く而も良く且一樣に造るといふことを實現した品物であります。最は地方の簞笥の金物を拵へる人が參りまして、さうして何も手で造つて居つて、品物も粗漏だし、値段も高く付いて困るといふ譯でありましたから、之に特種の機械を應用しまして品物を拵へた、所が斯うしますと一日に三千個も出來ます。之を環にしたのは二千個位一人で造るのであります。斯うしますと前の手でやつて居つた時とはズツと安くも出來又善くもなる次第であります。

往々刑務所の作業として餘計品物を造るといふと、民業壓迫とかいふやうな聲を聞くさうでありますが、それは外の工場と等しい方法で等しいものを造つて、さうしてそれを安く賣つたらば、民業壓迫になるのでありますけれども、外の工場でやらない新しい方法を應用してさうして品物を安く造り、實用的に供したとすれば、民業壓迫でなくして、民業を指導したことになると考へます刑務所の各部分の仕事を色々に檢査をして見ますと、必や勞力を省いて而も製品を多く造り得るものが幾らもあらうと考へます、岡崎の少年刑務所から出て居る石燈籠の如きも、あれを全部手でやつたと考へますと非常なる勞力でありますが、全體でなくとも或一部分は然るべき機械を考案して、それを應用したならば、もつと樂に相當の品物が出來やうと考へます。又斯様な餘裕が付いて來ますと、意匠などももつと恰好の善い石燈籠が出來はせぬかと考へる次第であります。此點は作業技師の方々が十分御考になつて御指導されむことを希望する次第であります。總て仕事を致しますのに張合がなく、何か奬勵を用ひなければ其仕事の極に達することは出來ないのであります。けれども之を奬勵するのに二つ方法があつて、一つは只手工の熟練を奬勵して非常に良い物が出來た、或は努力の結果幾割か數多く出來たといふことも

至極結構である、殊に精神鍛練の上から申しますと、さういふことも甚だ結構でありますけれども、業を習ふた人が外に出て、それに依つて身を立てなければならぬといふことから考へますと、そればかりでは不足の感があります、どうしても頭の働も之に加へる必要がある。即ち自己が作業を行ふ間に困難の點に遭遇したならば、何とか發明考案をしてそれに打勝つて、今迄なかつたものを茲に製出して、それを實際に應用する、斯ういふやうな訓練が他日受刑者が世の中に出た時に非常なる利益を得る本となるのであります、此點に付ては前に御話申上げました通り發明協會と司法省と連繫しまして受刑者の發明を奬勵しつゝあります。まだ事柄は十分成績を顯はすまでには至りませぬが、授業技師の御努力に依りまして他日十分なる成績を得られむことを切望して止まない次第であります。

終に臨みまして、此機を利用して作業技師各位に申上げたいのは、木槍さんの御話の中に椅子の高さが不適當でいかぬとか、或は椅子に腰掛ける深さが寸法が宜しくないといふ御話がありましたが、之に關しては發明協會に極めて疲勞を減少する目的を以て考案された椅子があります。それは椅子の後ろが掛ける所に造り付けでなくて彈力を帶びて居る、且又足の休む場所が兩脇に出來て居りまして直角に脚があつて四隅に脚が無い、足が自由に運動されて勞れたら休めるといふ考案の椅子があります、又大人の掛ける椅子は大きさを一定すればそれで濟みますが、小學校の子供は入學する時は七つ若くは八つであつて、卒業する時は十三若くは十四ですから、始の子供に適當する椅子は後の六年生の子供には不適當になる、さういふ場合に於て小學校の椅子に高さなり深さなりを考案されたものがあります。其他ドイツから最近見本として取寄せました用品が十數種ございますから、產業技師各位に於て若し時間を割愛せらるゝことが出來たならば、さういふ品物も一應御覽の上、椅子の寸法がそれを利用する人の精神狀態にどういふ結果を及ぼすといふことを御考になつて尙將來の改良に資せられむことを切望して止まない次第であります。

〜〜〜

て以て其刑務所別適否を觀察する事も、之れ亦極めて必要の事であると思ふ。

次に其の製作品の出來榮えを、比較觀察する事を以て、其の優劣比較の標準とせなければならぬ。

以上述ぶるところの比較標準を更に細別すれば、左記の如き比較標準を見出す事が出來る。

比較標準

一、製作品の出來榮
　イ、設計意匠の巧拙
　ロ、材料使用の巧拙
　ハ、工作技術の巧拙
　ニ、着色塗仕上の巧拙
二、製作所要時間の適否
三、刑務所製作品としての適否
　イ、職業訓練上より見て
　ロ、營利關係上より見て
　ハ、受刑者の保健上より見て
　ニ、行刑上又は刑務所の地方的關係より見て

一、製作品の出來榮

製作品に對する出來榮の優劣を觀察せんとするには設計意匠、材料使用、工作技術、塗色仕上の巧拙に就て考察する事が必要である。

イ、設計意匠の巧拙——製作品の出來榮を見分けるには先づ第一に其製品が產み出されたる設計意匠の良否を考察して見なければならぬ、如何となれば、製作品を作らんとする其の着想に於て、如何に嶄新なる趣向を持つて居るものであつても、又は細工仕上等如何に精巧を極めたものであつても、或は其製作能率が顯著なるものであらうとも、製品が基く處の設計意匠の良否に依つて、其の價値を左右せらるゝ事が著しいものであるからである、設計意匠の良否を知らんと欲せば、先づ其製作品の用途上より、實用的、裝飾的及び經濟的の三方面に亘り之れを考察して、其の製作品が社會一般の生活向上に伴ふ嗜好に適せる遺憾ない設計意匠に基く製作品であるかどうかを、觀察する事が必要の事である、尙意匠の考察に就て附言して置きたいことは、其の意匠が變化と調和を保つて、常に其の時代精神に順應するものでなければならぬ事に着想して、考察することが緊要である。

ロ、材料使用の巧拙——次に材料使用の巧拙が、其の製作品の出來榮に影響する事大なるものがある事に注意せなければならぬ、從來使用に馴れ來つた吾國の木材でも、其の用法の研究によりては更に新しき用途を見出す事が出來、又近來雜木を盛に家具類に使用せらるる場

合であるから、材料の使用を充分研究した結果、種々嶄新にして時代の嗜好に投ぜる良品を作り得らるるので、今回の出品中にも其の例少くはなかつた、故に各種木工品を比較して其の出來榮の優劣を知らんとするには、材料使用の巧拙に着眼して、裝飾的に、實用的に、經濟的に、適材を適所に使用することを研究せられたる製作品なりや否やを考察することが、極めて大切なる條件の一である。

ハ、工作技術の巧拙——工作技術の巧拙は其の製品の品質の良否に直接著しき影響を及ぼす事は勿論であつて、製品の比較研究には設計意匠と相俟つて、最も重要視せられなくてはならぬものである、即ち其の製品の工作技術が、熟練による精工の手腕と、時代の進歩に伴ふ科學的に研究せられたる最も適切なる工作方法とを、現はすことに於て遺憾なきや否やに着想する事が極めて大切の事である、今回の出品中には設計、意匠、其の他の點に於て稱すべき製品であつても、其の工作技術拙劣なりしが爲めに入賞する事能はざりし出品もあつた。

ニ、着色塗仕上の巧拙——木工木地の製作品に對し着色塗仕上を施す事は其の製作品の本質を助長せんが爲め其の用途によりて適當の着色を施し且之れに光澤を與へて益其の外觀的品位を向上せしむると共に、一面木質の生命保存即ち木材に塗料を施して木材の氣孔を塡充し大氣との遮斷をなして、收縮、膨脹、木質の侵さるる事を防ぐ等其の目的より見たる任務甚だ重しとするのであるから、木工家具製品製作上、設計意匠、工作技術に伴ふて大切なる仕事であつて、製作品の出來榮を考察する爲めには重要なる比較標準の一つである。

二、製作所要時間

凡て製作品は製作に適當なる所要時間を定めて置くことが必要である、若し其の製品に適當せざる多くの時間を要しては販路上より製品の價値が少きのみならず、作者の手腕をも疑はるるのである、況や刑務所製作品に於ては、作者が受刑者であるから、職業訓練上適當なる時間內に作らしめなければならぬのみならず營利關係上に於ても亦然りである、例へば紫檀唐机三尺角のもの百三十時間を標準時間として、今假に二百時間を要したるものありとすれば、譬ひ其の製作品の出來榮が凡て善良であつても、其の製作品に對しては善良の批判を下す事は出來ぬと思ふ、如何となれば、斯る製作者又は製品が市場に出ても經濟的方面に於て他と競爭する事が出來ぬからである、況や受刑者に作業を課する目的は彼等に生活の

保証を與へしむる事が其の主なるものであるとすれば、彼等の製作品の優劣比較標準には常に製作品の所要時間をも考慮せられたものでなくてはならぬ、故に製作所要時間が多過ぐるものは優秀製品とは云ひ難いのである。

三、刑務所製作品としての適否

品評會出品は受刑者の製作品であるによつて、受刑者に作業を賦課する目的に顧み適當なるものなりや否や又出品刑務所周圍の事情に鑑み適當なる製作であるかどうかを考察する事を以て、品評會出品の優劣比較標準の一つとする事も必要の事であると思ふ、之れを細別して考察すれば次の如くである。

イ、職業訓練上より見て受刑者に作らしめたる製作品が受刑者の職業訓練上適當なりや否やを知るには彼等をして釋放後、刑務所作業に復歸せしめ、生活の安定を得せしめん爲めには此の作業は、果して適當なるものなりや否や、又は、彼等をして規律的勞働に慣れしむる爲めには、かかる製作品を作る事が有益なりや否やを充分考察して見なければならぬのである。

今回の品評會出品中には、こんな大きな作、こんな高價な製品は、其の出品刑務所としては、一ケ年に一個か二個しか賣ることが出來まいと思はるゝ樣な、いはば品評會があつた爲めの特別製作品とも云ふべき樣な出品が、名古屋刑務所をはじめとして其の他の刑務所の出品中にも見る事が出來た、是れ等の出品に對する一面の觀察は、一般的に賣る事も出來ない特種製作品は、刑務所製作品の立場より見て、誠に不適當の製作品であると主張するかも知れぬが、吾人は此の特種なる大作の出品に對しても稱贊せずには居られなかつたのである、なぜかとならば、受刑者の職業訓練上の立場より考察するに、かゝる大力作を、一ケ年に一度なりとも製作せしむることは、ただ其の製作者のみならず他の就業者の爲めにも、作業の指導奬勵上益するところ少からざるを認むるからである。

ロ、營利關係上より見て——受刑者に作業を賦課して製品を作らしむる目的の一つは、刑に伴ふ國家の負擔を輕減せしめんとするにありとすれば、刑務所製作品としての適否は、此の點よりも考察して見なければならぬ、即ち此の製作品はそれに伴ふ純益多きや否や、製作に當り損失の憂ひなきや否や、其の他營利に關する欠點無きや否や、或は此の製作品は需用多くして大量製作可能なるものなりや否やを考察することも、刑務所製作品としての適否を考ふる上に於て注意を要すべき事である。

ハ、受刑者の保健上より見て——受刑者に作業を賦課する目的は、彼等に作業を課して、彼等の健康を保たしめんとすることも、其の一つであるとすれば、かゝる製作は、彼れ等の保健上適當のものなりや否やを考慮することも、刑務所製作品としての適否を知らんとする條件の一つとせなければならぬ。

ニ、行刑上又は刑務所の地方的關係より見て——行刑上障害なき製作品なりや否や且又其の出品刑務所の地方的周圍の關係上、適當なる作業製作品なりや否やを考察して刑務所製作品としての適否を知ることに注意を拂はなければならぬ。

以上は、刑務所製作品々評會出品物の優劣比較を考察する標準に就て其の範圍を述べたに過ぎないのである、」刑務所品評會出品は、勿論右各條件を備へて居るものでも無く又各條件を備へたものでなくては優良の批判を下し得ざるものでもない、而して如何なる優良製作品であつても以上述ぶるが如き各種の比較標準に基き委細研究したならば、多少の欠點は見出す事が出來るものである、然らば其の製品に對する優劣の判定は如何なる見地に基て行ふべきであるかを左に述べて見よう

要するに凡そ製作品には其の製作せられたる目的に伴ふ所の特性を持つて居ることは恰も、吾人が各異なれる職分を有するに等しいのであつて、其の職分に應じて各秀でる所なくてはならぬと同く製品も亦、其の特性に於て秀でる所なくてはならぬものである、製作品は、其の製作せられた目的に沿ふ所の一つの特性を遺憾なく表現せられてあるかどうか、即ち前述の優劣比較標準の中其の何れの點に於て、特徴を發揮して居るかを考察して其の製作品の優劣判定を下す事が肝要のことである。

尙刑務所製作品々評會出品は、製品の何たるを問はず、すべて受刑者に作業を課する目的に順應するや否やを考察する事をも、製品の優劣判定の基礎とせなければならぬ事を附言して置がなければならぬ、

今假に臺所用鼠不入に就て例へんに、其の工作技術着色塗仕上等如何に精巧であつて、一點の非難なきものであつても、若し使用上不便少からざる欠點があるとすれば、此製作品の特性とも稱すべき點に已に大なる欠陷があるわけで之れは、不良品の判定を下さなければならぬ且かゝる欠點を有する製品を受刑者に製作せしむる事が職業訓練上當を得ざるものと云はなければならぬので、此の方面より考ふるも劣等品と認められるゝのである、或は此れに反し工作技術又は着色塗仕上に於て多少の欠點

矯正図書館

ありとするも、設計宜しきを得て使用上極めて有利なる點に於て其の比を見ざる製品であつて、職業訓練上、刑務所の營利關係上共に當を得たるものがあつたとすれば、優秀の製品と稱さなければならぬ場合が多い事と思ふ、是れ其の製作品の特性を充分に發揮せる製品であつて、且受刑者に對する作業賦課の目的に適合せる製作品であるによつて、其の價値を認めらるゝからである。

吾人は今回の品評會に當り地方刑務所の職員より、品評會出品物の優劣比較標準に就て意見を問はれてあつたから、玆に吾人の確信して主張せる諸點を述べたのである。

審査講評より見たる刑務所木工製作品の改善に就て

今回の品評會出品に就ては、各審査委員より講評せられてあつたが、其の範圍は左記に大別する事が出來る。

一、設計意匠に關する批評
　設計意匠に就ては裝飾的、實用的に分類する事が出來る
二、材料使用上に關する批評
三、工作技術に關する批評
四、着色塗仕上に關する批評

主として以上の各範圍に亙り品評會出品に對し一般的に或は其の出品を例示して精細に適切なる批評を下されたのであるから、出品講評の詳細は審査委員講評として記述せらるゝ事と思ふので玆に記載する事を除き吾人は玆に審査講評に鑑み、刑務所製作品の改善の爲め所感を述べて見たいと思ふ。

各製作品は各其の製作せられたる目的に添ふところの、特性を持つて居らなければならぬものであつて、盆には盆の特性あり箪笥には箪笥の特性があるのであるから、其の製品の良否は用途の上より其特性を充分に發揮せる善良なる製品であるかどうかが根本の第一條件となる事を忘れられてはならぬ、各製作品を精細に觀察すれば凡て多少の欠點を有すると云ふても決して過言ではあるまい、恰も吾人が各其の得失を有する事と等しいのである、故に今回の出品に就て見るに入賞せる製品と雖各欠陷があり、優良の入賞品と雖尙且其の欠陷あることを認められたのである、大人物には或る認めらるべき欠點を有するものあるが如く、優良製作品と雖、一つの欠陷も無いとは限らぬのである。

今回の講評に於て、刑務所出品の中より數點を例示して、製作品の欠陷を指摘する材料に使用せられてあつたが、其の欠陷ありとして指摘せられたる製品が續々入賞品であつた事より考察するに欠陷ある事を以て必しも不良品と稱すべきに非ず、出品中何等

觀覽者の視線を引集むる價値も特長もなきつまらぬ製品は、特に之れを例示して欠陷を指摘せんとする價値さへもないものがあつたのである、欠陷を例示せられたる製作品中には、一面見るべき特長を有する入賞良品が少くなかつたのであるから、或は遺憾なる欠點を澤山例示せられたる刑務所に一面入賞品が多かつた樣にも考へられたのである、勿論其の欠點は將來改善の爲め大に注意を要すべき事であるが、是等の製作品は其の用途上より一つの特性を充分に發揮したる製作品であつた爲めに、欠點はありとしても矢張り入賞品に入れなくてはならぬ製品であつた事に注意を拂はなければならぬ。

要するに、製作品は少しの欠點をも出さゞらんとすることをのみ目的としたる消極的製作品たるよりもむしろ、積極的に其の物品が製作せられたる目的に伴ふて或る一つの大なる誇りを有する製作品を、作り出さんとする事より出發する事が極めて肝要の事であると結論することが出來る。

然らば其の製作品の大なる誇り即ち賞賛すべき特長を有する製作品は如何なるものを標準範圍として產み出さなくてはならぬかを、考察せんに、刑務所の製作品であるから、先づ刑務所製作品として受刑者の職業訓練上大なる特徴を有するもの若くは行刑に伴ふ國家の營利關係に於て特徴を有するものたる事より出發して更に其の製作品の用途の上より鑑みて、設計意匠が實用的或は裝飾的方面に於て傑出して居ること、或は材料使用上、其の他工作技術、着色塗仕上に於て、其の製品の特徴を現はすことを以て善良なる製作品を產み出す標準として製作に取り掛らなければならぬ事を確信するものである、而して今後の品評會には今回に優る或一つの大なる誇りを有する力作出品が續々出現せんことを、切望する次第である。

次に吾人は審査委員の講評を、單に今回の品評會出品物に對する良否判定の爲めのみの一片の批評と聽き流さず、須く之れを活用して、刑務所製作品の改善進歩に貢獻し以て、刑務所製作品をして、一段と光輝あるものにせん事を希望して止まぬ、而して作業指導の任に當る技術者は、單に此の批評を自己の領分として吸收せず、徹底的に之れを刑務作業の指導に適用して製品の製作者たる受刑者に之れを知らしめ、作業の改善に資する事に務めなくてはならぬ。

製作品の改善と作業指導方法に就て

審査講評に鑑み刑務所製作品の改善を計らんが爲めには、先づ其の直接指導の任に當る技術者の大なる負擔によらなければならぬ事と思ふ、現今刑務所作業の改善策として作業の種類を選んで受刑者別に之れを賦課する方

矯正図書館

法等に就ては種々研究をせられてはあるけれども一般工場内に於て製作品の指導方法に就ては未だ閑却されて居る感があるのである、之れは過去作業が比較的輕視せられ、戒護又は教務の方面にのみ主力を注いで居つた所謂授業手時代の舊習を脫さないで惰勢を引繼いで居る點がある爲めに、此の方面には注意と研究が少く刑務作業の指導は現在の程度のものと心得て受刑者が從事して居る唯一つの仕事を一定の時間内に完成せしめん事に汲々として受刑者の技術と之れに伴ふ知識の積極的開拓に務むること少き通弊を一般に認められるゝのである。

故に今回の講評に顧み其の指導方法は、もつと教育的作業指導方法に依らなければならぬと思ふ、但し教育せらるゝものが受刑者であるによつて、其の教授方法は、學校に於ける教授方法と同一視する事を許さぬことは勿論の事で、極めて僅少なる時間例へば、二三分間より十分間位を以て臨機的に必要の都度之れに、技能的、若くは知能的、の教授を施す事が極めて肝要の事と思ふ、現在ではかゝる教授は其の從事して居る作業の進行上止むを得ざる時にのみ行はれて居る傾向を見受けらるゝけれども、指導者は時々適當なる教材を選んで團体的若くは個人的に秩序ある教授をせなければならぬ、而して今回の品評會講評の如きも最もよき教材なるを以て、其の要點を指摘して、今後の製作品の爲めに教ふるところがなくてはならぬ、而してまた現在では指導者の多くは、彼等の製作品に對しても單に良否の言渡し若くば、欠點の二三を指摘する程度に終るを常とするを認められるゝけれども、受刑者の努力と研究の現れであるところの製品に對しては彼等は相當の眞劍味を有つものであるから、是れに對する批評と説明は、彼等に最も深い印象を與ふるものであつて、此の際指導者は、教育的見地より最も適切なる批評を下さなくてはならぬと同時に此の機會を利用して技能的及知能的に亘り、此の一製品を主体にして理解し得べき、各種の説明を加ふる事が頗る効果があることゝ思ふ。

要するに、現在では受刑者の職業訓練機關を、所々に特設せられ教育的に、之れを養成せられて居る事は實に時代の進展に伴ふ名策たる事を、慶ぶのであるが更に進んで、現在一般工場作業に於ける、指導方法に於ても教育的見地より以上の欠陷を補ふ事に務めたならば、受刑者に對する現在の作業賦課の効果をして、一段と顯著ならしむる事を得ると共に、現在よりも優る製作品が產れ出づる事を確信するのである。（完）

出品者の立場から

名古屋　關　敬信

品評會々期の四日間を毎日見る事が出來た私は、今度の催の見物人側の者としては比較的詳しく拜見し得た筈ではあるが、自分の觀賞素養の淺薄さが原因するのは勿論のこと、製品の種類が雜多にして出品刑務所の多いことが、刑務所別に其製作品を比較して見るためには私には非常に困難を感ぜしめた。ただ入賞點數のみ徒らに多いのが決して其刑務所の製品が全体として質の良いことを證明しないのである。私がこのような催しに於て先づ最も知りたいのは個々の刑務所の總括的の成績であつて、その點に於て今回の陳列方法が會場全體にある同類の製品についての優劣を比較することには不便を感じないと思ふが、私は各地方の個々の刑務所が如何なる企劃指導の下に如何なる傾向に進みつゝあるかを知つて今後の對策に資するため、又一には個々の刑務所の奬勵のためから考へて見ても、一つの業種に就ては一ひと纏めにして刑務所別に陳列することが適當に思はれる。先に巢鴨の品評會係員の一人にも御相談して見たのであつたが、今回は各品目に就ての比較の仕易いため品目別に陳列するとの御返事であつた。然し實際の陳列を拜見するに及んで、骨董屋の店先然たるそれには先づ辟易を感じた。ただ雜然と配置されてある。業種と品目、和家具と洋家具、大形のものと小形のもの、それらの關係を陳列に當つても少し考慮される余地が無かつたであろうか。製作品に對する觀賞心理については全くおかまひなしである。陳列係の方々は、恐らく大模擬庭園の造營や自動式廻轉人形の作製には涙ぐましい努力を拂はれたに相違ないが、開校記念日の小學兒童の合作ならば未だしも、それと對照されて置かれる眞面目な洋家具や木彫觀世音菩薩の尊像の迷惑顏なのには同情を禁じ得なかつたことである。

其他陳列については講評の際に河津氏からの有益な御注意があつたので、聞かれた方々は御同感の事と思ふがそのうちの低く置くべきものは高く置くべきものは高く置か

れるようにとの至極適切な御注意についても、最後の日まで一向無頓著なのを數ケ所見た。これはただ今後の場合の御參考までであるが、私は陳列方針については、業種別に陳列し一つの業種の間に他の業種を挾まないこと。同一業種の中に於ては刑務所別に陳列すること。個々の製品に就て官司委托受負の作業別を明瞭に見得るようにすること等を希望したいのである。某品評會係員の御意見では、最初の日を除く三日間は品評會でなく即賣會であるとのことであるらしく、故に其間に於ては觀賞の仕よいも仕にくいも問題にならないのかも知れないが、折角苦心して作られた座机が高い棚の上にあつて抽出裏の構造惡を遠慮なく曝して居り、鏡臺の美しい隋圓鏡が漸く頭の先の方だけ見えるような置かれかたをされてるのを見て、心ある者は愉快には感じなかつたと思ふ。札幌の學生用書見具の大きな書架が卓子の上にのせてある、幅が丁度同じなのでそうして使ふものかと思つた人は定めし愚案に思つたことであつたら う、札幌には御氣の毒である。又これは木工品ではないが、小山君が呉れ〳〵も見よい位置に陳列されたいと當事者に賴むのを私は見たのであるが、折角の京都出品の印刷貼込二枚折屏風中の半双は、丁寧にたたみ込まれたまゝ家具の陳列の仕切にされてあつた。元々鑑査が無かつたのであるから見せない方がよいと云ふ親切からとも思はれない。齊品でないから品評會の第一日を過ぎた後にはその必要なしと云ふ或人の考へ方ならばそれでよいのかも知れないが、他人樣のことに物好きなとは思ひつゝも憤のようなものを止め得なかつた。

松井局長は、品評會の目的が決して販賣に非ずして刑務所作業の紹介にありと度々言はれて居る。賣上金額の多いのを成功の一と考へるような者は問題外としても、出品者として又開催刑務所としては殊に賣れ殘りは一點でも少くしたいのは無理もないことである。出來るなら此際徹底的の庫ざらへをしたならばひと安心する事だらう。しかし品評會場だけは最後まで製品販賣場にはしていただき度くないと思ふ。勿論、第二日以後の入場者は大部分が安物市場へでも來るつもりで押しかける人々とは思ふが、決してそれが全部ではない。小數ではあるがほんとうに吾々の仕事を理解し貰い助力者となるべき人があるのである。最終日になると巢鴨の即賣品が品評會場至る所に持ち込まれて、品評會出品の製品等はそっちのけの感がある。賣れて搬出した後が淋しいから穴埋めにしたと言ふことは理由をこぢつけたばかりでなく、實際にそのような必要もあつたことゝは思はれるけれども、たとへ賣約されたものとは云へ、後から持ち込んだものゝために品評會出品の作品が隱れて見えなくなつて居る所が數個所あつたような事は聊か出品刑務所に對する禮を欠いた所が無いだらうか。即賣會出品の分の名古屋の洋服箪笥、茶箪笥、唐机等が品評會場に持ち込まれてある事については、私は直接に妙からず迷惑を感じた。第三日に私の恩師數名を案内して批判を乞ふた際など、いち〳〵其製品について辨解することも出來ず閉口した。勿論即賣會出品の物と雖、品評會出品物との差のある事は面白いことではない。繪画に於て、作家の態度は一習作にもよく現はれて隱し得ないと同樣な事實は、工人の技術に種々差異のある刑務所作業にもなほ絶無ではない。然し少くとも名古屋に於ては、出品物については平常の多量生産のものよりは幾分又は特別の注意を製品にかけたのである。これが今回の品評會の趣旨に適合するか否かは知らないが、名古屋としては特に注意して作つた品評會出品物と、販賣を主とする即賣會出品物とは、全然別の物として出品したのであつて、その兩者が、たとへ第一日を過ぎた後でも同じ所に陳べられる事とは夢にも想はなかつたのであつた。こゝに置いた方が賣れるから……と云ふ理由を係員の方から聞いたが、それまでに賣るのに苦まれる事だつたならば、名古屋は最初の考へ通り即賣會出品の御勸誘に對しては、最後までお斷りする方が或は賢明であつたかも知れない。

貰賞をつけられた廣島の唐机が遠慮なく置かれてあつて、その上、良の悪の札まで名古屋の即賣品の紫檀唐机が廣島に對してのに轉換されてある、私は廣島に對して誠にすまない事に思つたので、その側について居られる係員の方に御注意申上げたが、賣る政策上こうしてあるのだからと、これでよいと云ふお答で、たつたその午前に局長閣下から品評會は決して賣るために催すのではないからと聞いたばかりの私は、返す言葉がなかつた。政策とペテンとは場合によつては一寸區別がつけにくいかも知れないが、なほ嚴然たるものがなくもないようである。

入賞品はなるべくでなく全部最後まで會場に止めて置くことは出來得ないことでも無いと思はれる。緣の四隅のハギの切れたために工場へでも入れたのかも知れなかつたが、角火鉢中の白眉として佳良賞を付けられた所の巢鴨の紫檀製角火鉢が中途姿を消したの等は殊に淋しく思はれた。

品評會出品物の批評について、私は木工品は殆ど一點毎に自分だけの評を書き記してあつて、是非述べて見たいのであるが、余り詳細に就ての事は、これを讀まれる方々の大多數に取つて徒に退屈を增すのみの事と思はれるので、何か別の適當な機會を待ちたいと思ふ。

木工品の出品として洋風家具の優秀なものが思つたよりも少なかつたことは淋しい感があつた、規格が殆ど一定され長い間の洗練を經た和家具にあつては、吾々の最も手近に優

矯正図書館

れた作例を見る事が出來て殊に意匠の方面では最早一歩も進出し得られないと思はれる程のものが少くなく、殆ど如何に傳統された美しさを生かし得るかと云ふ技巧の問題のみが取殘されてあるものが多い。年若くして勇氣に充ちた作家や指導者が大膽に自己を表現するためには、和家具には何となく物足りなさを感ずるものである、而して又、一方に一般社會の木工品に對する要求も吾々の生活に相應しき優秀なる洋家具に集められつゝある事は事實である。地方によつては事情止むを得ないものもあることゝ思ふが次回に於ては是非洋家具の優秀なものを多數出品されん度いと希望する。

全体の出品物を見渡して感ずる事は、優秀な專門技術家を指導者に持つ刑務所を除くの他は、意匠力の甚しい欠陷である。然しこれは決して直ちに出品刑務所にのみ望む事は明かに無理な問題であつて、當然吾々技術指導者達の負ふべき責任でもあるように思はれる。本省に於て、個々の刑務所に所屬せしめた夫れ夫れ專門の作業技師を共刑務所にのみ止まらず、全國的に或は地方的に刑務作業にまで力を致さしむる如き方法を立て得る可能性が無いこともないようである。これについては、木工品にあつては圖集の刊行等も一方法ではあるが、效果ある技術指導の上に大切なことは、其地方〳〵に於て夫れ〳〵適切な方法を取るべき事であつて、ただ單に市中の家具店の營業品目錄の切り抜集程度のものを出版頒布する位であつたならば、刑務作業の權威にかゝはるなどゝ云ふやかましい事は云はないとしても、殆ど其效果は收め得ない事と思はれる。次の品評會に於ては更に意匠力の澁滯たるものを數多く見たいものである。審査委員木檜氏が廣島の手入戸棚のローカルカラを激賞した事に就ては不平は云はない。然し私は出來得べくば其刑務所毎に所屬する技術指導者の努力に依る大膽な又は精緻な、或は新鮮な或は優美な、製作品に結晶した結果を見せて頂き度いのである。勿論刑務所製品は受刑者の作品であつて指導者の作品ではない。そして品評會は決して作業技師や作業技手の競技機關ではない。然し指導者の生活はそのまゝ受刑者の作品に現はれる事は否み得ないのである。指導者の向上が受刑者の向上になる。品評會の第一目的が外に向つては刑務所作業の紹介にある、しかし紹介すべき製品が逐次改良進歩されるためには、品評會が内に對しては一つの奬勵機關であらねばならない。受刑者の作品とは云へ其裏には

指導技術者がある事であつて、間接には指導者の競技にもなり得るのである。其地方〳〵のローカルカラーを尊重しそが更に精練される事を企てる事は技術家として持つべき賢明な態度ではあるが、やゝもすれば、定まれる規格や傳習と云ふものは無能者の楯、意氣地無き者の逋家となることがあるものであつて、たとへ時としてローカルカラーを有する製品の激賞されることはあつても、此後これらの弊に陷る者が絶無である樣に切望する。全体の出品刑務所中で指導者については私は知らない所が多いが、少くとも自分の知る範圍に於て二三の實例を求むれば、小菅の工東君、札幌の湯川君、神戸の原君名古屋の岸野君などに見るに、優れた技術家としての面目が出品物の上にも躍如たるものがあつて、私はそれらのものの入賞の如何に係らず愉快に堪えぬものである。面〻てこの反面には專門技能を有せざる作業技師作業技手の製作品の上に及ぼす影響の如何をひそかに知り得るものであつて、或る重要問題を考慮さすべく迫りつゝあるのも見逃し得ないのである。

今後の刑務作業の開發のために、殊にその質的の改革のためには、一にその指導者として有能なる技術家を得て之を充分活動せしむることにあることを、今回の品評會が誤りなく吾々に示してくれたことは、技術家としては責任の重大さを加へた事ではあるが、『行刑作業の開發は作業技手の素質改善と其優遇にあり』とのかねてからの私の信念に裏書されたもので あつて心强さを思ふのである、

名古屋の出品に就ては、木檜氏からは可成りに手嚴しい批難を受けたものもあるがそれも全く親切氣から出たものであるとの事で腹も立てられない始末である。云はれるように洋家具としては大きすぎて人間が壓迫を感ずると云ふような御辯明して見てはどうかと云つて異れる人もあるけれども、私が事々しく書き立てたりするよりも、見得る人々には名古屋の木工殊に洋家具が優れた氣慨を示して居るのを充分見ていただけたことゝ信ずる。私は始めから自己辯解のつもりでこれを書かない。然したゞ、書棚は書物を入れると云ふ用途上、開戸の左右に方立を付けては書物が隱されて惡いとか内部の見透かない硝子を用ふることが不適當だとか云ふ意見は駁評であつて、今後とても決してそのような事に心配する必要は無いのである。飾棚は勿論、その上に裝飾品を置くものでもある、しかし棚そのものも一つの室内裝飾となるものであつて、その縱に細長い開戸の中には入れる物に窮するとか、又は硝子戸の飾棧が多くて内部に入れた物を見るのに邪魔をするなどゝ云ふのは極めて淺薄な見方である、名古屋の飾棚には大形のものが二個あつた、棚の大さとしては殆ど限度のものではある、しかし決して木檜氏の云はれるように洋家具としては大きすぎて人間が壓迫を感ずると云ふような御

矯正図書館

心配は普通の精神狀態の人である限りは皆無のつもりである、元々あの棚は震災後の東京に於けるバラック長屋に置かれるのを目的としては作らなかつた。實用と美とが離るべからざるものである事位は古人ソクラテスさへも言つて居る事で、誰でも百も二百も承知の事であるが、實用と偏狹な實利主義とを一緒にされてはやり切れないのである。

こゝにただ一言して置き度い事は審査の際に全く木工品については專門外でもあり、觀賞眼も頗る怪しい一人が盛に木工審査についても努力を惜しまなかつたと仄聞するが、そのような努力は御自分に取つて骨折損なばかりでなく、そのために非常な迷惑を蒙る向も決して無いとは限らないのであつて、御性質止むを得ぬものかも知らぬが、私は賛成し得ないのである。

最後にたゞ一つ神戸刑務所出品の黒檀製の卓子椅子及脇置は賞にこそ入らなかつたが、その着想の斬新にして而も品位を保つて居る點に於ても優秀な作品であつたが、事實新製品であるのに、新しく作つた作品で無いだらうとの推定の下に入賞しなかつたと云ふような事も聞いた憶えがあるが賞讃すべき作である。作つた時の新しい古いをその様な問題に關係あらしめたとすれば不當である。その他高い賞に入つた部の作品について非難したい點を多く見るけれども、今はそれについては述べる事を控えておく。

これは自分としては門外漢であつて云ふべき資格を持たないかも知れないが、現在名古屋に開かれて居る靴工の職業訓練所の指導者の一端に加はつて居る關係等もあり、靴工の出品に就ては比較的注意をもつて拜見し、專門技術家の御意見をもいち〳〵聞いたのであるが、靴工に於ては入賞したものゝ中にも棄て難い立派も、決して大差あるものでなく、寧ろ賞の付かなかつたものゝ中にも棄て難い立派な製品もあり、札幌刑務所等には無賞であつたが入賞品に優るとも劣らぬものもあつたことゝ思ふが、是非忌憚ない所を聞かせて戴きたいと思ふ、兎に角、あれだけの多量出品を、あの定められた室中に相當見映えあるよう陳列され、その他のすべてを整然と首尾よく處理された品評會當事者の方々には、深く感謝して止まない次第である。

（・六・五）

思ひ出すまゝを雜然と書き連ねて結びもつかないものとなつた、他人のことについては、良いことは何度吹聽しても間違ほないが、欠點については一切口を噤むことが處生の要訣とすれば、自分ながら何と云ふ馬鹿〳〵しいことを書いたことかと思はれる節々が多いようであつて、特に開催刑務所の方々に對しては失禮に當る事も書いたかも知れないが、結極この雜誌を讀まれるのは、たゞ内輪の人々のみであるので、他人行儀を抜に感じたまゝ今後の御參考までに遠慮なく書かせていたゞいたまでゞ、たとへば、もし品評會が名古屋に開催されて自分達もその係員の一人となることがあるとしたならば、或は自分で今文句を云つてるような事を、そのまゝ又繰り返さぬとも限らないのである。

定めし開催刑務所の係員の方々から出品刑務所に對しても、多くの御注文があつたことゝ思ふが、是非忌憚ない所を聞かせて戴きたいと思ふ、兎に角、あれだけの多量出品を、あの定められた室中に相當見映えあるよう陳列され、その他のすべてを整然と首尾よく處理された品評會當事者の方々には、深く感謝して止まない次第である。

（・六・五）

計劃上に就て

司法省囑託　前田靜雄

昭和二年五月三十日より三日間に渉りて第二回全國刑務所製作品々評會か、巢鴨刑務所に於て、開催せられ、一般に公開せられました。そして、豫め二十九日には、各官廳、學校、其他の有力者を招待して、官用主義の徹底する樣に、又刑務所作業が、如何に官用主義の實行に適切であるかを、充分理解の行く樣に、紹介せられました。其上に、刑務所に於ける作業か、收容者の技能の訓練を目的として賦課せられ、釋放後、正業に復活する爲めには、如何に職業訓練か大事であるかが、說明せられました。

又此の品評會によつて、受刑者の技能の進境を、一般社會に知らしめる事が出來、釋放者に對する、世人の了解を得る上に、資する所、大なるものがありました。

今回の催しには、斯かる目的を充分に貫徹する爲に、品評會と同時に、刑務所製品即賣會を併せ行ひ、特に東京控訴院管内の刑務所よりは、吏員を派し製品の即賣に當らせ、其他の刑務所の分は巢鴨刑務所の係員が其の取扱をしました。そして品評會場に至る道路の兩側には、即賣店が軒を並へて、品評會出品と共に、一般の需要に應じました。その爲、之か大に歡迎されて、第一日其の大部分を賣り盡したので、第二第三日には、夫々、附近刑務所の製品を差更へ補充して、其の需めに應じましたが、それでも、到底充分の滿足を、觀衆に與へる事が出來なかつたと云ふ程の盛況でありました、そしてその賣上高は、品評會、即賣會を合して二萬圓と云はれて居ります。

前回の品評會では、最初の試みとして、單に刑務所製作品の紹介品評を、試驗的に行はれたものと云ふ程度であつて、販賣を目的としない爲め、既に第一日に於て、殆んと全部が賣約濟となり、第二、第三日の人々の口からは、「買ひ度くても何もない」と云ふ嘆聲を發せしめた事を、當時紙上で御知らせ致しましたと、記憶して居りますか、今回は當局に於ても、徹底的に作業を世に了解させるには、單に品評のみに止まらず、來觀者にも出來る丈滿足の行く樣に、即賣を爲すに若かずとして、此の度の樣な即賣會の、併せ開かれる運びとなつたのでありました。然し、これとても焼石に水の感がありました。殊に、前回が雨天に惱まされたのに反し今回は晴天に惠まれ、人出の多かつたことは、驚き入る程でありました。

◇

今、品評會の概略に就き御知らせすれば、出品點數は内地一、〇二四種、朝鮮二五〇種、臺灣二四種、合計一二九八種の多きに達しまして、之を通覽しまするとと、前回に比して技巧の點に一段の進歩を示して居り、前回無在

員の講評にある様な種々の欠點は、之が改善された跡歴然たるものがあり、又各方面へ派遣された作業技師の持つ特色が、其の設計、圖案等に明かに認むることが出來まして如何に此の二年間に作業の賦課、技能の訓練の上に、隔世的の效果を齎らしたかを、親知するに難くないのであります。そして、以前にも增して嚴密な審査が行はれまして、入賞した點數は、優良九、佳良一五、良五八、可五一合計一三三點で、出品一二九八種に對し、如何に嚴選であつたかを推するに足ると思はれます。各業種中、最も著しい進境を示したものは、木工品中西洋家具類でありました。其のデザインに就いても、社會一般に販賣せられて居るものに伍して行き得る域に近いて參りました。之を見ても今迄は如何に貧弱であつたかを顧みる事が出來ます。兎に角前回の品評會は刑務所職員並に收容者に甚大なる「センセーション」を起し、之に刺戟せられ、發憤し、今回の出品には勇躍其成績を示さんとした意氣込を、各種出品の上に認めることが出來た程であります之に依つても、如何に品評會が机上で考へられた效果より以上の成績を、實質上に於ても證明する事を得たのであります。茲に於て、私は此の二回の品評會を顧みて、今後に於ける品評會に就て思ひ浮べた點を述べて、當局並に諸賢の御一考を乞ひたいのであります。

一、品評會開催の度數でありますが、之は隔年位が最も適當の樣に思はれますが、然し之は場所が固定した場合であります、即東京と云ふ場所、殊に巢鴨刑務所と限つた場合には、二年目毎に開催する位がよい樣であります。然し會場を東京と限るには當るまいと思ふので、東京方面と關西、九州と交互に開催する事にしたならば、毎年之を行ふも差支ない計りでなく、度數の多き程社會に對する刑務作業の紹介上、其效果も少くないと思はれるのであります。しかも、開催地の轉換によつて、民業壓迫其他の非難も避け得られるのであります。又毎年々中行事樣に、之を行ふことにすれば、刑務所作業場に於ても不斷の努力が拂はれ技能の向上、訓練方法の改善又作業の督勵等の上に一層の效果を齎らし得る計りでなく、作業經營上從來惱まされつゝある難問題が容易に解決し得るのであります。即從來財界の不況の爲、行刑作業が受けた打擊が、如何に大なるものがあるかは、諸賢の既に御承知の通りであります。受負業の賃金値下、休止、廢止又官司、委託作業に於ける注文の激減等の爲め、作業を充分伸展せしめるには仕事が不足であり、甚だしき處は現狀を維持するにも困ると云ふ始末で、勢ひ受負業者

の不當な要求にも應じなくてはならない破目となるのであります。斯樣な場合と、又年度始めの官廳注文の殆んどない官用主義閑散期とには、須らく品評、即賣會に向く一般需要品の製作に着手して、作業經營の安全辨とするの利點は、見逃す可からざる點であらうと思ふのであります。但し此の方法を實行するに就ては、種々の點に相當の考慮、研究を要するものがあることは、言を俟たないのでありまして、殊に就業費の點に就ては、相當の考慮を要する次第と思ひます。

二、開催の時期に就ては、前二回は秋にと初夏にと行はれましたので、季節としては申分ないのでありますが、若し出來得べくんば品評會と同時に所長會同を開催せられん事を希望するものであります。斯は前回にも共の意見があり、共理由に就ては茲に言を費す迄もありませんから、省くことに致します。今回は、作業技師の大部分が上京せられ、種々打合せをする機會もあり、又廣く各刑務所製作品にも觸れることが出來ました。此結果は孰れ作業の賦課に、訓練に、又次回の品評會出品の上にも多大の影響を與へること、惟ふのでありまして、誠に時宜を得たことゝ思ひ、當局に感謝する次第であります。尙一歩を進めて、所長會同の隨員として、作業主任を斯かる機會に伴ひ、作業主任、技師、會同をも企劃せられるならば、一層の效果を收め得られる事と信ずるのであります、この考へは、東京に於て品評會が開催せられる場合に限るので、隔年に行はれるとすれば最も適當であらうと思ひます、地方で開催せられる時は、其の地方に於ける協議會程度に止めるでのあります。

三、會期に就ては、從來の例によれば、第一回の時は招待日共に三日間、第二回には招待日の外に一般觀覽日三日間でありましたが、此期間は會場の規模、出品點數によつて伸縮加減し得られることにするが宜しからうと思ひます。即一般製品の豐富な時は、準じて延長し、又品評會丈なれば寧ろ短縮して招待日を除いて二日位で充分と思はれるのであります。然し、之は人々の考へ方によつて如何樣とも論せられるのでありますが、即賣をする以上は、總て賣約濟となつてからも觀衆を入場させることは、如何かと思ふのであります。そのわけは、一面、其人々の中に品評會開催の主旨が徹底しない者も居つて、寧ろ何か善くない感じを持たれないとも限らぬし、他面 刑務所製品を買入れ使用することによつて、其眞價を知ることが出來、又刑務所の作業に親しみか生まれ、延いては釋放者に對する感情も、知らずしらずの裡

に、緩和されて行くのでありますから、是等觀衆を入場させるのなれば、其の需めに應じ得る丈の期日を測つて置くがよからうと思ひます。

四、司會方法に就ては、充分に考慮し、研究する要があると思ひます。

從來は、當局が品評會を、巢鴨刑務所に於て開催し、巢鴨刑務所をして、之に當らしめ、刑務協會後援の下に行つたのでありますが、種々の點を考察すると、之は寧ろ刑務協會をして、品評會開催に當らしめ、之を協會の事業として經營し、當局並に開催地刑務所は、之を後援すると云ふ方法に依るのが、最適のものではないかと考へるのであります。

實際、巢鴨刑務所は、各所の出品に對し保管轉換の手數、賣品の送屆、收金、等の外、保管轉換によらない賣殘り品は送戻しの手數等煩雜な事務整理に、忙殺せられるのであります。會場の提供。設備諸般の準備丈でも大仕事である上に、上述の様な負擔が重なるのでありまして、今後當番刑務所は、常に是等の諸點に付、同じ苦しい立場に置かれる事になるのでありますから、寧ろ各刑務所は刑務協會に其出品全部を、直接に賣却し調定することにし、即賣に當つては、協會が之を司掌することゝし又當番刑務所は、會場の提供に止め設備諸般の準備、會場の整理は協會の依囑によつて、刑務所職員が之に當ることにして、各種煩多の事務整理を出來る丈省きたいのであります。

今回は、前回より稍之に一步を近つけて來て居るとも見られるのでありますが、尙前述の諸點に就ては、充分に當局並に協會當事者各位の御攻究を望む次第であります。

尙一層、理想論を申し上ければ、刑務協會は適當の場所に永久會場を設けて何時にても品評會を開催し得る様に準備し、常には、陳列館の様な体裁で、刑務所製品を、一般に紹介する爲め、各種の製品を常時陳列し、觀覽に供することとし、刑務所をして、會場設備の苦肉的負擔から免れしめる様にすることは、最も望ましいことゝ思ひます。

是等の問題は、協會、刑務所側孰れにも、相當折衝點もあり又困難なるものがありますが、要するに、之が實施には、果斷の二字は欠く可からざるものであります。

五、第四項に於ては各刑務所出品は、刑務協會が買上げて、刑務協會の名によつて、之を一般に或る特別の目的の爲めに即賣すると云ふのでありますから、其事既に刑務所が直接販賣すると云ふよりも、世間に對し、感じがよい上に、面倒がないと云ふことを申述べたのでありますが

一步を進めて、刑務協會が資金を融通して、刑務所作業の閑散時に於て、委託作業の方式に則つて、即賣品を製作させ、一方に於ては、地方的に巡廻し刑務所製品を紹介し、他方に於ては、陳列館で常時需めに應ずる等の方法を採り、又年一回の品評會、即賣會を考へに入れる時は、協會は資金を運轉して、最少限度二回の回收を得る様經營する事は、容易と思はれるのであります。其の上に、當局は、就業費の問題を解決し得べく刑務所に於ては、作業の經營に緩和點を見出すことが出來ると申ふのであります。

以上述べた諸點には、多少の無理もあり、又理想に趨り過ぎた嫌もありますが、當局に於て多少の參考となり、今後の場合に、希望の一端でも認められるならば、光榮の至りとする次第であります。寸暇を以て書き起したので論旨甚だ統一を欠いた點は、茲に御詫を申上げ擱筆することに致します。（完）

品評會ゴシップ（二）

□

巢鴨の自轉車は「天輪」といふマークであるが、電報配達夫の傍に矢張赤く塗つたサイドカーつきの子供用自轉車が居つた、それに符つけて曰く「リヤカーつき自轉車〇圓」とある。

□

いつもならば刑務所の表門をくぐる以上は必ず張面につけられる、があの日には木戸御免だ、だから奥様もおかみさんも、親方も、旦那も來たが例の流行のモダ連も來て樹間に置かれた籐椅子かなんかに腰かけてペチヤクチヤ、また咲くにまかせてあつた庭の花を摘んでゐる圖は一寸變つて居たよとS所長はニコ〳〵

□

博覽會知事と云ふものがあるが、今度は品評會所長と云ふもの

□

立派な百貨店がずいぶんよいものを安く賣る、石鹸でも紙でも日用品でも、だから正直なところ、安さうに見えても一寸二の足を踏む品もあつたが、とにかく購買心理をつかんだくろうとはだしの商賣上手の口車に乘せられてよく賣れた、がその賣子先生「これで來年もまた安い安いと來て吳れるでせうか」と淋しい微苦笑。

あんらくいす

しやべる方は安樂椅子にふんぞり返つてゐて、聞く方は直立不動にさせたりすると、しやくに觸るものである。まあ一つと紅茶の冷たいのでも出して、「時に天下の形勢はどうです」とでも、持ちかけられりや、これで、「さあ大分面白くなつて來ましたね」と口のしまりがほぐれて來ると云ふものだ。まあそのつもりでお互に話し合ひませう。と云つても別に面白い話の種がある譯でもないが、天下は苦節と云ふほどでもないが、在野三年にして政友會の手に歸し、永井柳太郎の口まねをすると、田中大將が總理として

宰相の印綬

をうけたところから、サイコロが、コロコロと振り出されて、若槻さんが深甚なる考慮をしてゐる中に、政界の方で廻り出したらひ廻しの藝當も首尾よく參らず、憲本が恨みを呑んで城開け渡しに及んだ、かくしてそれ親任式だ、地方官の更迭だと景氣のいゝ方では新聞種をつくつてゐる間に、野に下つた憲政會では「疲れてゐる」若槻さんはじめ閣僚も、黨員も何となく物淋しいには淋しいが、やれ〳〵と肩の荷を下した氣樂さを味つてはゐるが、たまらないのは床次さんの本黨である。政界のキヤスチングボートを握つて、天下の悧悧ものを見よと、往年の木堂が二十何人かの黨員で縱橫自在に切り廻した智將を氣取つてはゐたが、かうなつて見ると、はたと舞台はダークチエーンヂ、次の選擧は普選ではあり、大命降下は憲政常道論で憲政會に來るとして見れば、本黨には

毛蟹蛙の横行



いつまで經てもよい運はむいて來ず、そこは軍師の櫛田清兵衛つて床次では憲政が承知せず、濱口さんもうつかり出られぬと

や松田源治が進言して、何とかしなければほんとうに死活の問題だと、考へ出してゐるところへ、憲政會の軍令部長の安達さんも、選擧のこと、大政黨たるの頭數、政友會に匹敵して强力な在野黨をつくるには、憲本聯盟から一そ合同にうつり、面目一新して新政黨をつくるのが、次の時代に備ふる道だとかう企んだのが合致して、こゝに軍師の間に新政黨の樹立が出來上つた。がはたと行き惱んだのが、黨首の問題だ若槻さんは止めたいと云ふし、と云

出來つたので、結局若槻さんかと噂されたが、やはり濱口さんに頂いて「立憲民政黨」が出現し、始めて二大政黨の對立時代が出て來たのだから、憲政史上から云ふと甚だ面白かつたと云ふものだ。

珍しい話もあるものだと思ふのはあの親分の中の親分と云はれた

清水の次郎長

が一世一代の演說をしたと云ふ話だ。それは清水の町に女學校を建てると云ふので、町は反對賛成の兩派が對抗して、容易にまとまらなかつた。その寄合をある寺の本堂で開かれた時のこと、町



停電？

民の驚いてる中に、次郎長は阿彌陀さまの前の演壇に進んで、口を切つた。

「おめツチヤ、俺の云ふことを聞いて呉れ、向ふの横町にや三毛猫がゐた。こつちの横町には黒猫がゐた……」

これが演說だから、みんなは驚いた。親分はお構ひなしに續ける。

「三毛の方は飼主が一生懸命に育てゝ鼠を捕ることを敎へたから、立派な猫として、近所から、呉れろ呉れろと云ふさはぎだ。だが黒猫の方は何も仕込まずに放つておいたからとう〳〵泥棒猫になつてしまつた。」

これからエヘンと咳ばらひして、次郎長は語をついだ。

「人間だつてさうだ。自分の娘だからつてたゞ育てただけぢやいけねえ。學問をさせて立派な女に仕上げれば、方々から貰ひ手があるのだから、どうしてもこの町にも女學校を建てなくちやいけねえと思ふが、おめツちやどう思ふ。さうぢやねえか」

これが次郎長の女學校建設賛成演說なんだ。町ではなるほど親分の云ふとほりだと云ふので反對派でもニヤンとも云はずにすぐに女學校が建つたと云ふのだ。ニヤンと面白いぢやないか

新聞面を騒がしてゐた京都大學の 社會學科事件

の判決が五月三十日京都地方裁判所に於て荒井裁判長により下されたのだが、裁判長は判決を言渡して後

「將來有爲の士である被告等にこの際一言する」

と前提して、慈父の如き愛に充ちた眼ざしを被告席に向け、しんみりと訓戒をした。

被告人の多數はすべて頭腦明晰な黨學の學生で將來有爲の青年であるのだが、偶々社會學科の研究をあやまつてかゝる刑事訴追をうけるに至つたことは誠に遺憾である。被告人たちは學問は自由なりとして、恣に研究をなし、進んである種の行動に

出でんとしたことは、法律の範圍を犯した行爲である。研究の自由もすべて法律の範圍内に於ける自由であつて、法律に觸れるやうになつては許すことは出來ない。私は丁度被告等と同年輩の子供二人を持ち、然も被告等と同じ京都大學のお世話になつてゐる。もしこの子供等が被告人と同じ境遇に會つたならばどうであらう。それを思ふと被告人よりも、むしろその父母に對し深甚なる同情を表する。この際各自はその方向を轉換して親を慰め親に對して孝養を盡し、自分が生れてから二十數年親に苦勞をかけた事柄をよく顧み、まづその後に自分が意とする所の研究をすることにしたらどうかと思ふ」

と父として審かれる子のことを思ひ、溫愛の情に迫まれながら、若き人々の將來を思ひ、親かと云ひ出してゐる。かと思ふとその川崎へ貸付けた爲についに銀行をつぶしてしまつた十五銀行の松方頭取は、まつたく謹愼して申開きをしてゐるが、こんどは公爵と云ふもの以外のあらゆる持ものはすべて提供して、責任の幾分を果すと云つてゐる。(川崎の松方社長は十五の松方さんの弟である。)

そんな事柄の間に、米佛の飛行家たちは、太西洋をお堀りのつもりで、行つたり來たりしてゐるし、こんどは太平洋を一超へに紐育東京間の無着陸橫斷をやらうとしてゐる。こうなると太洋丸も天洋丸も、エンプレスオブアジヤ丸もあつたものにあらず。馬鹿〳〵しくてイギリス波止場邊りでテープのわかれなどしてゐられないぢやありませんか。

ベルリン紐育間の大型飛行機も飛ぶやうになる時代ぢやないか、東京大阪間四十哩ぐらいの特急であるいてなどゐられないせめて東西航空會で旅客の輸送が始められりや三時間で大阪まで一飛びに行かれるものを、今のやうぢや東海道を十何時間ぢや仕樣がありません。

(六、一〇、K生)



三土新藏相

は神戸市で借金の責任を持つ



會報

第四回高級刑務官練習所閉所式

第四回高級練習所閉所式は六月十日午前十一時から擧行された。住江主事擧式の辭を述べて松井練習所長から修業證書を練習生廿二名の總代奥村看守長に授與し、次で左の如き訓示があつた。

本日、諸君が一ケ月半に亘る講習を修了して目出度修業證書を受けられるといふことは諸君並當會の爲に祝福に堪へない次第である。諸君の學習された期間は短かゝつたが學ばれたことがらは尠くないと思ふ、即ち見學した三十一ケ所は何れも帝都に於ける代表的設備を有するものであり、又講義は斯道專門家がその專門とする嶄新なるものであつた、而てこの分量の多き諸君の咀嚼如何を氣遣はれたが提出された處の論文によつてこれは杞憂であつた事を知ると共に、この講習の效績を認めた譯である、諸君は實務には既に達せられて居るのであるからこの度新たに得た知識によつて實務上貢獻せられる處あるを期待する次第で、諸君が顯

はされる効果如何は當練習所の存在にも關するのである。るから任地に歸つての奮勵努力を希望するのである。訓示終て練習生總代、豊多摩刑務所看守長中田達治氏の答辭あつて正午閉式晝餐を共にし懇談に時を移した。當日の來賓は岩村保護課長、辻、正木の書記官、芥川衛生官、豊多摩、市谷、巣鴨、小菅の四刑務所長であつた。（挿入の寫眞はその記念撮影である）

これより先き六月三日授業を終了し同日提示された論文課題は

「行刑の施設上改良を要する重要なる事項如何」と云ふ題で右論文は六日午前九時までに認めて提出し、九日には午前九時より松井行刑局長、辻、正木書記官より口述試驗があつた。

見學箇所は小菅、豊多摩、市谷、巣鴨各刑務所、府中建築場、八王子支所、小田原少年刑務所、東京衛戍刑務所、東京少年審判所、多摩少年院、東京高等工業學校、松澤病院、浴風園、安立園、東京市中央職業紹介所、東京市養育院、二葉保育園、瀧川學園、マハヤナ學園、自立會、東京市富川町簡易宿泊所、淺草町木賃宿、内務省フ井ルム檢閲係、東京朝日新聞社、鐘紡、王子製紙工場淀橋專賣局、淀橋淨水所、東京株式取引所、青山公設市場

憶昨行

瀧處　石非光美

人間萬事塞翁馬　禍福無窮貴ニ慾寡一
昨非今是吾末レ知　履レ正從レ義元所レ期
清廉居レ官曷可レ爰　卅年星霜只一劍
甕々匪躬謀ニ忠一　慚ニ愧非才無ニ寸功一
少壯誤希ニ棟梁器一　蹉跎漸老鬢霜至
報國文章思ニ古賢一　篋底僅存詩數篇
回顧世途幾曲折　利害紛糾奈ニ離別一
戸位多年會解レ纓　雨讀晴耕樂ニ餘生一

（64）

刑務作業奬勵方法としての賃金問題（上）

米國イリノイズ州立大學政治學教授
チヤールス・ハイネマン

The Wage Problem

By Charles S. Hyneman

（一）賃金問題

一九二三年以來合衆國勞働省勞働統計局(Bureau of Labour Statistics of the Federal Department of Labour)の合衆國に於ける壹百〇四箇の成人刑務所について行ひつゝあつた調査によつて右の百四箇の行刑施設中、三箇の國立刑務所、九十九箇の州立刑務所、及びワシントンのコラムビヤ區(District of Columbia)の二箇の刑務所には、一九二三年中一日平均八万四千七百六十一人の受刑人口のあつたことが分明かつたのである。右人口中、五千四百十一人は三箇の國立刑務所に、殘り七萬九千三百五十人は四十八州及びコラムビヤ區の壹百一個のブリズン、ペニテンシアリー、ピーナル、フワーム（農場監）リホーメートリー（成人矯正院）に於ける平均一日の人口であつたのである此の數字の中には全くカウンテイ（州をカウンテイーに分つ）及び市の刑務所は含むでゐないのである、此等の受刑者を收容してをく費用は州の豫算中に重要な地位を占めてゐるもので、一九一九年中合衆國全州の政府の矯正事業のために支出した金額は四千九百三十萬七千八百四十六弗で、この内三千九百

（65）

六十四萬二千七百九十四弗は成人受刑者のために費されたのである。一九一九年に於ける合衆國全州の政府總豫算は五億四千二百六十六萬千百四十一弗で、内慈善事業、病院、矯正事業のために費されたるものは、一億三千四百〇五萬六千四百九十八弗であつたのである。で此の數字から考へて此等の事業に費されたる費額の三六、七パーセントは矯正事業のみのために費され、その二九五パーセントは成人受刑者の收容費となつたことが分明になるのである。更らに、矯正事業のために四十八州の費したる總額は州政府支出總額の九、一パーセントで、成人に對する矯正事業のために費ひやしたる金額は政府の總豫算額の七、二パーセントに相當してゐることを知るのである。

受刑者の收容費はかくも多額に上るのであるから、その一部分たりとも彼等の所得中より之を償はしむるのは當然で、是に於てかプリズンレーボア（刑務作業）を奬勵するにはどうしたらいゝかの問題が起つて來るのである。

○　過去に於て我等は受刑者に金錢で或る報酬（Compensation）即ち賃金（a wage in money）を支拂ふといふ問題については甚しい短見に陷つてゐたのである。アメリカの各州とも、已にかゝり過きる位費用のかさむ受刑者のために更らに又州の支出を增加する事は到處悉く反對されてゐたのである。然しなから受刑者のための支出を減じようとしたゝめに却て一般社會のために經濟的に失ふ所多かつたのである。何となれば受刑者に賃金（wage）を與ふることを拒むだがために彼をしてその家族を扶養（サツポート）せしむることを不可能ならしめ由て以て、社會は自己むなく受刑者の家族扶養の費用を負擔しなければならなくなつたのである。且つは、之か爲めに受刑者をして他人の身體財產に對する本當の態度を覺らしむるに必要な、彼と彼の家族の間の强い連鎖は斷たれてしまうことになつたのである。更らに、賃金を支拂ふことを拒むことによつて、折角受刑者を勞働の世界に親しませてをき

なから、釋放後の生計を營むの資を蓄へしむることを不可能ならしめたるにより、州は正路に入らんと決心した受刑者の進路に障害を多からしめたばかりではなく、尚ほ其上に受刑者の多くをして再び邪路に還ることを餘儀なくせしめたのである。而して最後に、社會は受刑者に賃金を拒むによりて、刑務所の作業を奬勵するの法を誤り、由て賃金で支拂はるゝ額以上に遙かに大なるべき利益を得べくして之を失はしめたのである。賃金が是非共受刑者に對する報酬の一つの形式（他にもあるが）たらざるべからざるの理由は已に久しく理論家並びに實際家により說かれて來たのである。

（二）各州に於ける賃金支給事實

賃金問題の根底には各受刑者に與へらるべき賃金の額を定むるについて適用せらるべき標準如何の問題か横はつてゐるのである。之について各州の慣習には何等の統一はない。然しなから、今大體上賃金の支拂はるゝ州と然らざるものとを標準とすれば之を四類に分つことを得るのである。

第一類　全然賃金を支拂はさるもので、十四州ある。即ち——アリゾナ、アーカンサス、コロラドー、フロリダ、ヂオルヂア、イリノイズ、メーン、マサチユセツツ、ミシシツピー、ニューメキシコ、ネバダ、テキサス、ユーター、ワシントン。倘ほ何等事情の明かならさるもの七州ある、アラバマ、アイオワ、ルイジアナ、ノースカロライナ、サウスカロライナ、テンネツシー、及びバーモントてある。

第二類　多少の例外もあるが凡ての被拘禁者（all persons confined in the prison）に賃金を支拂ふもの七州あり。コンネツチカット、デラウエア、カンサス、メーン、ミツソリ、ニューハムプシャー、サウスダコタ。

第二類のサウスダコタは岩石開鑿工事に就かしめられたるものを除き凡ての受刑者に等しく一日二十五仙を支拂つてゐる（flat wage）。前者は一日八仙を受く。メーン及びミツソリ二州は行狀不良ならさる凡ての受刑者に均

一賃金を支拂つてゐる。カンサスは凡ての受刑者に一様に同賃金を支拂つてゐる。但し採炭に使役さるゝものには採炭量に從ひ增賃金を拂ふ。ニューハムプシヤーも均一賃金で、作業の種類及び成績により增賃金を與ふ。コンネツチカツトは懲罰を受けざる凡ての受刑者に賃金を與へてゐるが、行狀及び作業成績に從ひ差等を設けてゐる、デラウエアも此式で、責任の地位に在る受刑者には多くを與へてゐる。

第三類　使役せらるゝ凡ての受刑者（all convicts who are employed）に賃金を支拂ふもの十州あり。――インディアナ、ケンタツキー、メリーランド、ミシガン、ミネソタ、ニューデヤーシー、ノースダコタ、オハヨー、ペンシルバニア、バーヂニア。ノースダコタは均一制である。バージニアも之と同じであるが、生産作業に使役さるゝものには同額の增賃金を與へる。インデイアナ、ケンタツキー、メリーランド、ミシガン、ミネソタ、ニューデヤーシー、及びペンシルバニアの七州は就業せる凡ての受刑者に賃金を與へるが、作業成績の質と量とにより又は其他受刑者の功過により種々の受刑者の中に差等を立てようと試みてゐる。オハヨーは未丁年の子女を持つてゐる受刑者に高率の賃金を與へる點で獨特である。此の階級に屬せざる受刑者の中で壁外で働く許可を得てゐるものには最高の賃金を支拂つてゐる。

第四類　特殊の作業に使役さるゝ受刑者にのみ賃金の與へらるゝ制度で、之に屬する州は十州である。――カリホルニア、アイダホ、ネブラスカ、ニューヨーク、オクラホマ、オレゴン、ロードアイランド、ウエストバーヂニア、ウイスコンシン、ワイオミング。

アイダホ、ニューヨーク、オクラホマ、オレゴン、ロードアイランド、ウエスト・バーヂニア及びワイオミングは所謂「生產作業」（"Productive industries"）――「生產作業」とは販賣するがために製品を生產するものを謂ひ、所內の營繕其他に關する作業は「無生產」（"non-productive"）と稱せらる――に使役せらるゝ受刑者

にのみ賃金を與へてゐる。ネブラスカは生產作業及び建築工事（Construction work）に使用せらるもののみに賃金を支拂ふ。カリホルニアは道路工事に使役せらるゝ以外のものには賃金を支拂つてゐない。ウイスコンシンは生產作業に使用せらる凡ての受刑者及び無生產作業に就けるものゝ一部に賃金を與へる。此等の州の或るものが生產作業に於ける受刑者のみに限つて賃金を支拂はるゝのは、此等の作業が受負制度（Constract system）で行はれてゐて、賃金が受負人の手から支拂はるゝ爲めである。少くもアイダホ、ロードアイランド、ウエストバージニア、及びワイルミングでは然うである。

刑務勞働に對して賃金の支拂はるべきや否やを決定する共通の標準の各州に存せざると同時に、一方にはまた支拂はるゝ賃金の額について一定の標準は存してゐないのである。第二類に於ては、カンサス、メーン、ミツソーリ、ニュー、ハムプシヤー、及びサウスダコタの五州は均一賃金を支拂つてゐる。カンサスは一日四仙四分三、ミツソーリは一ケ月一弗五十仙、ニューハムプシヤーは一日十仙、メーン及びサウスダコタは一日二十五仙を支拂つてゐる。カンサスでは十月より翌年三月に至る冬期六ケ月間平均一受刑者につき一ケ月六弗より七弗までの割增（ボーナス）を炭鑛に働くものに支拂ふのである。ニューハムプシヤーでは生產作業に就けるものにボーナスを與へてゐるが、平均一日三十一仙の割合である。コンネツチカツトでは一日八仙より十五仙に至る賃金を支拂つてゐるが、平均一日約十一仙に當る。デラウエアは稍々高率で、最高率一日五十仙として平均一日十五仙と定められてゐる。

第三類では、ケンタツキーは賃金最低し。凡ての受刑者に科程が定められてゐて科程以上の仕事をなすものは一日十仙を給せられ、然らざるものは僅かに五仙を受くるのみである。インディアナに於ては、作業による利益の多少に從ひ一日三仙より十八仙までの賃金を支拂つてゐる。平均賃金一日約十二仙である。オハヨーでは未丁年の

子女を持てる州生れの受刑者には一時間五仙を支拂つてゐる。未丁年の子を持たざるもの、內、壁外に働くの許可を得てゐる獨歩囚は一時間二仙を得、壁內に働くものは僅かに一時間一仙に過ぎないのである。バージニアでは作業をなす凡ての受刑者には一日十仙の均一賃金を支拂ふ。但し生産作業に使役せらるゝものは一日二十五仙の臨時給與（エキストラ）を受くるのである。ノースダコタは作業に就く凡ての受刑者に一日二十五仙の均一賃金を支拂ふ。ニューデヤシーは作業の利益の多寡により賃金に差等を設け、一日五仙より三十五仙に及ぶ。ペンシルバニアでは作業により賃金を異にし、一日十五仙より五十仙に至る。平均賃金は一日三十五仙附近である。ミシガンでは作業の利益の多少に從ひ一日十仙より一弗六十五仙に至る賃金を支拂ふ。一日三十仙見當である。ミネソダ及びメリーランドの平均賃金は一日約五十仙である。

第四類では州によりて各自全く賃金制を異にしてゐる。アイダホは科程以上の仕事に對してボーナスを與へ、或る場合には一ケ月三弗五十仙に上ることがあるが、平均一ケ月約一弗二十五仙である。ニューヨークでは一日平均四十四仙の賃金を支拂つてゐるが、此の內からは收容費として三十八仙四が差引かれるのである。從つて此の州の實際の賃金は平均約六仙で、最高のものも一日僅かに十四仙に過ぎないのである。カリホルニアでは、道路工事に使役せらるゝものは非常に多額の賃金が支拂はれるのであるが、此の內から收容費が差引かれるのである。最大賃金は一日二弗十仙である。實際の一日賃金は五十仙に相當するのであるが、或るものは七十五仙にも達するのである、オクラホマでは生産作業に使役せらるゝものにボーナスを拂つてゐる。ボーナスは或る場合に一日一弗に上ることがあるが、平均すると一日約十仙に當るのみである。ワイオミングでは生産作業に使役せらるゝものに一ケ月四弗より四弗五十仙に至るボーナスを支拂つてゐる。ウイスコンシンでも稍之に等しいボーナスを支拂ふ。ネブラスカでは生産作業に勞働するものに支拂はるゝ賃金は非常な等差があつて、一ケ月五十仙より二十五弗に及ぶのであるが、平均一ケ月五弗近くである。建築工事に使用せらるゝものは普通一日五十仙であるが、熟練工については一日一弗二十五仙を得るものがある。ロードアイランドでは科程以上の仕事をなしたるものにのみ賃金を與へ最高率のものは一ケ月二十五弗を得るものもあるが、一ケ月十弗以上に達するものは甚少なく、多くは僅かに一ケ月二弗を得るに過ぎないのである。オレコンでは生産作業に從事するものに賃金を與へ、作業の成績により一日二十五仙より一弗に及ぶ。

（三）賃金支給の標準

刑務作業に於て賃金を給すべきや否やを定むべき理論上の標準を得んとするものにとつては、幸にも行刑學者の意見は各州に於ける慣例ほど區々ではないのであるが、然し尙ほ全く一致を見るには至らないのである。刑務作業の運用に著しい成功を示したペンシルバニアの或る小刑務所のワーデン（所長）は家族ある受刑者にのみ賃金の支拂はるべきことを主張し、且つ犯人に刑の申渡をなす判事に、受刑者の家族の必要に應して賃金を定むべき權限を與へんことを望んでゐるし、ウエーヤンド教授も、受刑者の家族の要求を考慮中に計算するを以て賢なりとしてゐる。但し教授は同時に受刑者の作業成績をも考慮に加へんとするのである。ニューデヤーシーの前行刑長官リユウイズ氏も同樣の意見を持つてゐるようである。氏は又同時に釋放せられたる受刑者を扶持すべき十分なる基金（フワンド）を設けしめるだけの多額の賃金を得んと欲するのである。然し氏は賃金の作業の成績と努力とのみによりて定められるべきにあらざることを力說してゐる。多くの論者は受刑者の勞力の金錢上の價値にのみよりて賃金を定めんとするに反し、リユウイズ氏は生產力のみを唯一の決定條件たらしむべからずとする點に於て贊同者を見出すことが少ないのである。一九二四年山間部、東部及び南東部に屬する州の間に開催

せられたる Industrial Allocation Conference（刑務作業と民業とを調和せしむるためアメリカの右のセクション（地區）に開かれたる會議）によりて採決せられたる決議の一つには、「凡ての受刑者は其の行狀及び能率に從ひ相當の報酬を受くべきものである」と提議してゐるのである。已に一九一五年にはペンシルバニア州の刑務委員會は受刑者の勤勉善行により並びにその成績の金錢上の價値に基き報酬を與ふる規定の設けられんことを提唱してゐるのである。かゝる意見を發表したものには、Henry M. Boies（"The Science of Penology"）、National Committee on Prisons and Prison Labour, Joseph H Pratt, E. Stagg Whitin, 及び Sydney Wilmot の諸氏がある。尙ほ余の發したる質問に回答してくれた著名の行刑學者も同樣の意見を持つてゐるものが多いのである。ニューヨークのかんごく調査委員會——Prison Survey Committee——は嘗つて同州に於ける受刑者の賃金制につき一案を立てゝ大方の注意を惹いたことがある（一九二〇年同委員報告書）。此の案によると受刑者の作業の價値に從つて賃金を與へんとするものであるが、同時にまた作業を共にするものゝ作業能力に從つて各受刑者の賃金を制限せんとするものである。然しながら委員は、受刑者が信用すべき製品を產出する能はさるは設備と管理の宜しからざるに因るもので、受刑者の意志と能力との責めに爲すべきではないので、決して賃金は低減せらるゝにはあらずと陳述してゐる。

以上の事實によりて當面の問題の諸要素を愼重に考慮して見ると、受刑者に給せらるべき賃金は、釋放後受刑者の入つて行かなければならない外部の產業界に於ける賃金問題を決定するその同じ諸要素によつて決定せらるべきものである。刑務所は大体に於て產業練習所（Industrial training school）でなければならない。而して受刑者の受くべき訓練の最も肝要なる部分は刑務勞働者をして自己の所得能力（earning power）を決定する諸要素を理解せしむることである。受刑者は外部の世界に於て遭遇すべき勞働

並びに賃金條件と出來得る限り調和のとれる心持で刑務所を出でなければならないのである。若し彼にして刑務所に在る間已の勞働能力が普通人の如く大ならざることを知つてゐたならば、プリズンに於ては彼に家族の扶持すべきものありしがため比較的高率の賃金を得つゝありし場合ありしとするも、たとへ外部の傭主が比較的低い賃金を與へたる場合、決して不平は抱かないですむであらうし、若し又、拘禁中勞働するとせざるとに拘らず賃金を受くるものと教しへられてゐたならば、其者は外部の產業界に出でゝも同じ條件を期待し、而して終に幻滅の結果は嘗つて初めて處刑せられたと同じ方法で社會に報ひんとするに至るのである。賃金率は或る程度まで受刑者の熱心努力を標準として定められるべしとの議は予の信する能はざる所である。成程、かゝる標準は拘禁の目的の達せられたることを幾分か示すに足るもので、假釋放の可否を定むるに役立つかはしらないが、實行せられた仕事の價値の標準とはならないものである。熱心も溫順も事實上の價値となつて現はれて來なければ外部の社會に於ては收入增加の道とはならないのである。

前段に揭げた結論は、各種の受刑者に給せらるべき賃金の比率を定むるに當り適用され得るものである。予は前きに、外部の自由產業界の標準から見て、BがAに比して僅かにその勞働能力の九十パーセントを有つてゐるに過ぎないとすればBはAの得る賃金に比して唯その九十パーセントだけの賃金を支給せらるべきである、と曰つたのである。で、我等はこの結論に基いて進んで、凡ての受刑者に給せらるべき賃金の絕對額は當該受刑者が釋放後受け得らるべしと信ずるに足るだけの額以上に出すべからず、と言ふことができるのである。我等は前きに、能率の低い受刑者が刑務所に於て一層熟練したる受刑者と同額の賃金を受けるならば釋放後自由勞働界に入つても尙ほ且つ同じ期待を持つようになり、ために幻滅の結果不幸な破目に立至る處があると曰つたが、同じ

危險は賃金の絶對額を定むるについても之を避けなければならないのである。受刑者は釋放後も刑務所に於て受けてゐたものに劣らない賃金を期待しようとする。で、若し拘禁中の賃金が一日十弗だとすれば、自由社會で得た職業で受くる賃金が矢張り同じ十弗でなかつたならば彼は憤慨するに極まつてゐるのである。

是に於てか、然らば若し刑務所に於ける賃金にして、釋放後仕事に取りつく間の資金となるべき貯蓄を許さしむるに足らない場合にはどうするか、といふ問題が起つて來るのである。この場合には、賃金として無理に高額の金を支拂ふよ、も、むしろ仕事を見出すまでを支ふる十分な金額を施與として支給する方が可からうと思ふのである。釋放の際に贈與として金錢を得たならは將來また同じ贈與を期待する理由は存せないのであるが、賃金率が外部で受け得べきものより高率に引上けられるならば、今まで得てゐた丈のものが得られない事を見出した時には不平を抱かざるを得まいと思ふのである。

尙ほ他の一つの問題といふのは、賃金が受刑者の家族を支ゆるに十分でなかつたならばどうであるか、といふことである。之に對する回答は甚だむづかしいのである。家族を扶持すべき義務ある者の收入以外のものによりてその家族を扶持するといふことはよくない事で、唯だ最後の手段として之に依るべきであつて、若し一度州で受刑者の家族に補助をしてやることになれば受刑者の家族はまちがひのない供給者を見出したことになり、父たり又は夫たる受刑者は容易に自己の扶養の義務を免かれることになるのである。然しながらかゝる危險はあるにしても、しかも之に由て、受刑者に給せらるべき賃金は彼が自由競爭の産業界に在つて正に受け得べしと思惟せらるべきもの以上に高率なるべからず、といふ主張をくつがへすには足らないと考へらるゝのである。若し果して受刑者の勞働能率が甚だしく低きが爲に、その賃金を以てしては世間並に自己の家族を扶持する能はざる場合には、これは萬已むを得ざる場合として他の方法によつて扶持の方法を講つてやらなければならないと思ふのである。

る。

然しながら、受刑者とその家族との間の經濟上の連鎖を斷たざらしむるといふことは行刑上の肝要事であつて、この必要は、刑務作業の賃金率は外部産業界に行はれてゐる賃金率より低かるべからず、といふ主張を理由づけるのである。若し受刑者の賃金が同等の勞働能力を有する自由勞働者に支拂はるゝものと全く同じ額 (exactly the same amount) に定められたならば、受刑者をしてその家族を扶持せしむべく彼のために最上の支給がなされたわけで、且つ同時に釋放後受刑者が期待しても差支ないだけの賃金以上に支拂はれないように考慮の用ひられたことになるのである。(未完)

(Journal of Criminology, February, 1927)

□生れ月

△私は神戸市全部の小學校生徒、尋常一年から高等二年までの全部について一人殘らず智能の測定をする事が出來たので、その結果の一部を簡單に御話したいと思ふ。

△測定した小學校生徒の總數は六万八千四百人で、各學年約八万人位づゝであるが、先づこれを年齡で分けて、智能の發達を調べて見ると、年齡の進むにつれて智能は發達して居る。これは當然の事ではあるが、統計して見ると明らかにわかる。

△それから、これを細かく生れ月で分けて見ると、半年違つても三ケ月違つても、先へ生れた者ほど智能は發達して居るが、併し一ケ月毎に見てゆくと、一ケ月先へ生れた者は、必ずしも一ケ月後から生れた者よりも智能は發達して居い、中には一ケ月遲く生れた者の方が一ケ月先に生れて居る子供が特に智能の發達がよいといふ事は、研究すべき面白い問題であると思ふ。

△男の子供と女の子供と、どちらが智能が勝れて居るかと調べると、どうも生れ月によつて智能の優秀な子供が生れる月と、さうでない月とがある事が見られる。これから見ると近頃産兒制限といふ事が唱へられるが私は生む月をうまくやつたらよからうと思ふ。即ち智能の優秀な子供が生れる月に、子供が生れるやうにしたら産兒制限よりも余程よからうと思ふ。このある月に生れて居る子供が特に智能の發達がよいといふ事は、研究すべき面白い問題であると思ふ。

△男の子供と女の子供と、どちらが智能が勝れて居るかと調べると、どうも生れ月によつて智能の優秀な子供が生れる月と、さ齡別でも、いづれにおいても男の子供の方が、女の子供よりも智能は勝れて居る。これから學校によつて、生徒の智能の發達程度が著しく違ふ事が確めて目立つた。特に注意標準の如きは倍も違つてゐるのがある。これは都會の學校と田舍の學校との生徒の智能の間にも見られる差違であらうと思ふが、これについては私は。日本では忘れられて居る事の一つと思ふのである。

が、學校における教科課程の編纂といふものに對しては余程注意しなければならない事と思ふのである。(大伴茂氏談)

刑務官の雅量

有馬四郎助

雅量の意義

度量の大きい事を人間美徳の一つに數ふるは、古今同一であつて國の東西をも問はないのである。而して其の大きい所には、所謂清濁併せ呑むの慨なきを得ないのであるから、動もすれば世の所謂政治屋の顰に倣ふて、無主義無制裁の政略的大風呂敷を意味するかの如く思はれぬでもない、けれども爰に所謂雅量とは是等の見解とは少しく其趣を異にする。

抑々雅量の中には不正不義を認容するの意義は到底在り得ないのであつて、何處々々迄も之れを責め、これを排撃するのが其の根本精神である。然もこれを責め之れを排撃する反面に、これを仇人として捨てず、これを愛撫して教化せねば已まない同情的の度量を指して謂ふものである。是等は一見矛盾の様でもあるが深く玩味し來れば決して然でない事が合點せられる筈である。

雅量なき正義觀念

道德堅固の君子人と云へば、正義觀念の最も明確なる人であつて、不正不義を惡むこと蛇蝎の如く、苟くも汚行醜劣の所業あれば之れを誅究膺懲、毫も假責する所なきを其の本領とするかの如く看做されてゐる。而して本能的應報心よりして、大抵の人は皆此の考を持つのが自然の傾向であるから、何の事なく正義觀念とは人を責めること嚴に、人を宥さざること又た難いのが習ひになつて居るのも、蔽ふ可らざる事實である。詰り寛恕とか、同情とか云ふ事は正義觀念の裡に在り得ざるもので、寧ろ其の反對の要素の如く取扱はれるのが實際であるまいか。若し斯様なる狹隘のものとせば只徒らに生命のない、

木石同様の定規に過ぎないもので、情味の中に生活する人間を活かす所の權威もなく、效力もないものとなる。凡そ正義觀念と云ふからには、人間の活社會に即して生命のあるものでなければならぬ。生命とは、即ち情味津々たる雅量の伴へる或るもので無ければならぬ。

雅量と嚴格果して兩立せざるか

俗に所謂ダラシのない事は、刑務官に採りては大禁物である。刑は素正義の體であり又用である故に、徹頭徹尾行刑の法は、其總べてが嚴肅でなければならぬこと、論を俟たないのである。さればダラシのない事と相容れざるに至つては、一點疑ふ可き所が無い。即ち刑務官たるもの、動作が嚴格であらねばならぬ事も玆に基づくものであつて、嚴格と刑務官とは其の性格に於いて到底相離る可らざるものである。だから刑務官と云へば直ちに嚴格を聯想せしめ、無意識的に嚴格の行動に出でしめねばならぬ事に相成つて居る。言はゞ刑務官は手嚴しきもの手荒きものと相場を決め、毫も怪しまぬ事になるのも無理からぬ事にも思はれる。斯く考へ來れば、ダラシない事は素より論外の事とするも、夫れと同時に雅量を以て嚴格なる刑務官に不似合の事と爲すが如きは、非常なる誤解とせねばならぬ。雅量とダラシの無い事は、全然その類を異にするのであつて、例へば清水と泥水との如く同じく流動物ではあるけれども、一は以て身體を養ひ、一は以て之を害ふものである如く、其の差は非常なものである。そこで清水が人體を養ふ如く、雅量は嚴格なる刑務官に採り、無くてならぬ調合劑であつて、是れなくんば行刑官の嚴格も、圭角ある石片の如く醫藥にならずして、却て人を害する兇器となるは明かである。之れを以て雅量と嚴格は相離る可らざるもの、融合一致し得るもの又すべきものたるや疑ひなからう。

嚴格は雅量の中に存す可し

武士の情と云ふことがある。古來武士道を以て正義觀念の本筋となされてゐたその間にも、情あることを以て其の華と見てゐた事は、頗る味ひあることである。その心は只杓子定規に正しく突き拔くと云ふ剛直の方面丈けでは、何の綾も無く、溫味も無く、潤ひ氣も無く、殆んど諸刃の劍の様なもので、成る程之れを以て單に強を擊ち挫くと云ふ丈けには、何等差支へも無いが、然し斯くして以て弱を扶ける段になれば、其處に又溫き人情味が無ければ、武士の働きは生きたるものとは云へない。素々

矯正図書館

仁と義の働きが伴うて、始めて武士道の武士道たる所以が存するのであつて、即ち仁の働きが華となつて現はれねば、全く有害無益のものとならざるを得ぬ。其處で刑務官の本領は、職務の性質として此の武士道的精神に充ちてゐなければならない事、既に論なき所、而して行刑上常に仁と義の働きが必要であることは、是又最も明瞭なる點である。之れを約するに嚴格の必要なる如く、雅量も同じく必要であり、嚴格と雅量とは相表裏して寸時も離る可からざるものである事を知らねばならぬ。然れば雅量とて全く獨立して無暗に罪を赦し、無條件の寛大を與ふる謂に非ずして、正當の法則、正當の理由に因り、恕す可き筋合に從ふて所謂寛嚴宜しきを得せしむるの意味を以て取扱ふことを、雅量ある取扱とは云ふのであること、寸毫も疑ひは無い、斯くして嚴格は自ら其の取扱の中に、權威を失はざるものと云ひ得るは知る可しである

雅量と嚴格其の弊は何れか

雅量は放漫に流れ易く、嚴格は冷酷に陷らせ、何事も利弊は相伴ふが常例である如く、一長一短は如何にしても免れない、故に、一概に得失を論定する事は出來ないので　要は寛嚴其の運用を誤らない事を、行刑官の最も心得可き點とするのであるが、斯く、口や筆に依つて論ずれば右申す如く別に難問でも無い樣である。されど問題は玆に存せずして、實行の方面に在ることを忘れてはならぬ、即ち實際上の運用如何を見て、其の利害伴う點に於て、雅量と嚴格は就れに多く其の弊を醸しつゝあるやを公平に考察する時、吾人は遺憾乍ら今や嚴格の方に多く存することを認めざるを得ぬ。嚴格なる美名の下に冷酷なる應報觀念が働き、之れより生ずる心理作用は兎角に一轉して仇怨性を誘發し、往昔の所謂復讐的態度にも出で兼ねまじき傾向は、多くの場合に未だ全く其の跡を絶たないではあるまいか。罪を憎み之を国すの精神だと云へば、如何にも耳障りは悪くはない。而して嚴格は即之を具現する所以であるからとて、騎虎の勢を以て膺懲責罰走れ事とし、一途に憎む可きもの不埒なもの許す可らざるものとして、何處々々迄も其の根性を打ちのめさねば承知せぬといふ義烈の心を尊重するが如き、是等は議論としては差支へはあるまいが、然し乍ら實際に於いては斯る嚴格主義こそ、最も行刑の主義を害ふものとなる事は、實際の事實が雄辯にいつも物語つてをる事である義烈と云ふ言葉の如きも、罪惡に對する敵慨心と見れば頗る結構であつて、刑務官の性格として之を貴ぶ可きは當然と云はねばならぬ。所が之れがために、兎角に刑務官をして狹隘にして頑固なる心に傾かしめる弊のあるは、又夥しいのが實際である。隨つて思想も偏固に流れ同情濫情等の美性は更らに發動せず、而も此の心を以て受刑者に臨むが如きは、一種の墮落と見るもの無いとも云へぬ。若し嚴格が博大なる寛恕憐愛の心無く、只右に申す如き單なる義憤的のものであつたらば、到底刑務官に貴ぶ可き眞個の嚴格に非ずして、所謂似而非なるものと云ふ外は無い。今や嘆かはしきことの一事は、舊來の應報主義に固められたる心であり乍ら、世界の思潮即ち人道主義に基ける行刑の教化主義を口にし、甚だしきは之れを寶物にして得々としてこれを憚らないものすら、絶無とは云へないではあるまいか。要するに本問題の如きは就れにしても心の問題であつて、外形のみを以て何れとも其の是非を定め難いのであつて、古き訓言ではあるが、刑務官は心は菩薩の如く容は夜叉の如くあれとは、洵に其の要を得たるものであるまいか。只夫れ昨も今も有りがちの弊害は、夜叉の容のみに流れて菩薩の心の伴はぬ事、古今一徹であることを否定し能はざるを遺憾とする。

雅量は人を生かし嚴格は人を殺す

雅量の中に正義あり、隨つて嚴格も之と一致す可きものである事も、既に述べ來つた如くであるが、手ツ取り早く申せば行刑其のものが人を亡びの道より救ひ出し、眞人間として生き甲斐あるものと爲すものでありとすれば、之は人を活かすので決して殺すのではない。行刑に因りて精神的にも知識的にも將又肉體的にも之れを生かす爲めであるならば、雅量に基ける恩情主義に據らざらんとするも能はない事は、最早議論の餘地も無い事である。何となれば、單に嚴格主義に依るならば精神的にも有形的にも彼等を生かす能はずして、殺すの結果に終る事は、野蠻時代の行刑の事實が明かに證明して殘す所が無いからである。而して文明諸國を通じて今日の行刑が、總べて教化主義に進んで來た事實に鑑るも、行刑の積極主義なる有道の人物に造り上げること、即ち是れ罪に死ぬ可き人間を世に再生せしむる可き主義になつて來てゐる以上は、當然此の雅量に基ける恩情主義の採用せられねばならぬは理の當然であつて、此の點に就いては更らに呶々の辯を要せない。然らば嚴格主義と云ふも然ることながら、菩薩の心に出でざる所の夫れは、始んど殺人劍と等しきものである。何といつても、物を生かすと云ふからには、冷たきものであつては到底不可能であり是非

とも溫きものでなければならない。溫きものが總べてのものを生かすことは、恰も太陽の熱が萬物を生育せしむると同じ道理で、是れを自然の法則と見ねばならぬ。故に行刑の根本義は、如何にしても溫情即ち愛情に依らねばならぬのは自然の法則である。この法則を無視しては、何物を以てしても其の目的を達し得ない。雅量とは、とりも直さず此の根本義の現はれである。之れを是れ、一種の不正義不正當の如く思惟するなどの事もあらば、言語同斷の謬見と云はねばならぬ。時に或は受刑者を愛するなど云ふ事は、甚だしき誤謬と解する輩もないでは無い。而も有識階級に猶斯の如き考ある人の存するが如きは、未だ傳統的應報觀念より脫脚し能はざる爲めでもあらうかなれども、頭の開發と心の開發とは必ずしも一致せないのが人間通有の弊であれば、敢へて怪しむ可きではないけれども、然も頭と腹と一致平行せぬ奇態の現象は些くも世の先覺者を以て任ずる學者論客の中より一掃されたいものである。

（完）

□起訴猶豫者ノ再犯狀態

（大正十五年中／昭和元年中）

一過去五年間ニ起訴猶豫ノ處分ヲ受ケタル者ハ約六十八万九千人ニシテ其内更ニ罪ヲ犯シ本年中ニ檢擧セラレタル者ハ男八千三百五十三人、女三百九十一人、計八千七百四十四人ナリ内起訴セラレタル者ハ男二千五百九十八人、女百十五人、計二千七百十三人（三一・四%）起訴セラレサル者ハ男五千七百五十五人、女二百十六人計六千三百七十一人（六八・六%）ナリ

一起訴猶豫ノ處分ヲ受ケタル日ヨリ一年内ニ更ニ罪ヲ犯シタル者ハ男四千九百五十六人、計五千百八十三人（五九・二四%）ニシテ最モ多ク二年内ニ罪ヲ犯シタル者ハ男千六百二十六人、女九十一人、計千七百十七人（一九・六〇%）三年内ニ罪ヲ犯シ本年中ニ檢擧セラレタル者ハ男八百七十五人、女四十三人、計九百十八人（一〇・五二%）四年内ニ罪ヲ犯シタル者ハ男四百九十七人、女二十人、計五百十七人（五・九四%）五年内ニ罪ヲ犯シタル者ハ男三百九十九人、女十八人、計四百九人（四・七〇%）ニシテ年ノ經過ト共ニ減少ス

一更ニ保護狀態ニ付テ見ルニ再犯者中保護者アル者ハ男三千五百三十一人、女百八十九人、計三千七百二十人（四二・五四%）保護者無キ者ハ男四千八百二十二人、女二百二十四人、計五千二十四人（五七・四六%）ニシテ保護者アル者ノ再犯割合ニ多キハ不良性ノ比較的强キ者ニ保護者ヲ付シ然ラサル者ニハ之ヲ付セサルニ因ルタメナルヘシ

一又保護者ノ種類ニ付調査スルニ保護者トシテ父母兄弟姉妹及其他ノ親族ヲ有スル者ノ二千八百七十二人（七七・四〇%）ヲ最多トシ其外ハ雇傭主ノ三百三十一人（八・九九%）知己故舊ノ二百二十八人（六・二七%）司法保護團體ノ六十六人（一・三三%）篤志家ノ二十四人（〇・六五%）宗教家ノ七人（〇、二〇%）其ノ他ノ保護者ノ百八十九人（五・〇八%）ニ分タル

（官報）

遺蹟巡禮

人足寄場跡

◇

平常私の癪にさはつて致し方のないことがある、それは或る事物を述べるに當つて先づ歐米ではこれ〳〵であると述べ了り、最後に我日本もしか〳〵である、之を加へるときは日本が先鞭であるといふ言ひ方である。何も態々御遠慮して自分の方を取つときの後廻しにして置て尻つぽへ附加へなくてもよい筈と思はれてならぬ、日本が三百年の夢の間に文明が歐米に後れたからとて、歐米を崇拜して先進國ぢやなど云はなくともよさそうなものと考へる、文明は東洋が先で、唯兒さんの晝寢をやつて居る間に追ひ越された迄の事である。學問や制度に洋の東西はない、然るに從來人足寄場の制度が其取扱ひを受けて居る一つであるから一寸こんな古も云ふので、いや序に日頃の鬱憤を爆發させた次第である。

◇

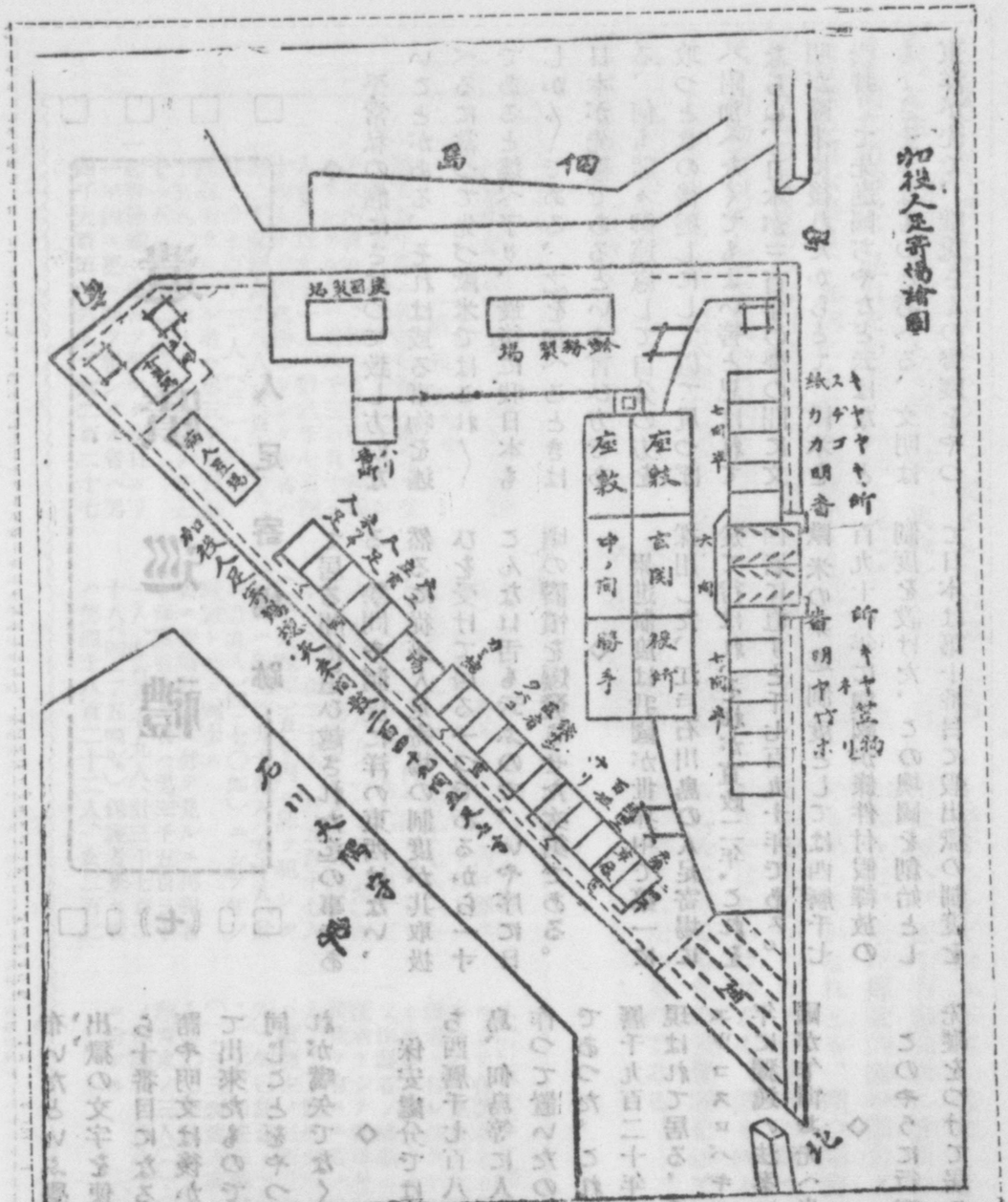
累進制度は我國が世界中で第一に採用した、江戸石川島の人足寄場に於て行はれ、それが寛政二年、これを西暦に直すと千七百九十年である。歐米の累進制度としては西暦千七百九十一年に瑞國が條件付假釋放の制度を設けた、この瑞國を創始として日本は第十番目に假出獄の制度を布いたといふ學者がある、なる程假出獄の文字を使つた法文からいつたら十番目になるであろう、がその術語や明文は後からその時代に順應して出來たものである。實際にそれと同じことをやつて居たとすれば、それが嚆矢でなくてならぬ。

◇

保安處分では、我國で安政年間即ち西暦千七百八十九年に江戸石川島、佃島等に人足寄場といふものを作つて置いたのが是亦地球上で創始であつた。これを歐米で求めると西暦千九百二十年の瑞國法律に始めて現はれて居る、千九百二十一年にチエツコスロバキヤに、千九百二十五年に獨逸の法案に見えた、これも我國が乍憚お先へ歩んでゐる。

◇

このやうに行刑制度方面は万國に先鞭をつけて居る、これから行刑學



を講ずるの諸士これを忘るべからずと申したい、この進んだ施設をなした佃島、石川島に記念物も記念碑もない、碑文だの銅像だのと大流行の當世に於て慨嘆の至りだと云ひたくなる、せめては東京市史蹟保存會の棒杭一本にでも滿足したい。此意味から、何もない殘つて居ない土地であるが遺蹟巡禮の足跡を印した次第である、依て挿入すべき圖も復興途上の市街や造船所の建物を掲げることを止めて、幸ひ手に入つた「加役人足寄場繪圖」を載せることにした。尚ほこの寄場のことは本誌第三十九卷第七號六六頁刑獄叢集その四の中及び同卷第十一號泉二博士の「保安處分に就て」(第七頁以下)の中に委しくあるから重複を避ける、それで人足寄場のことはこの二篇によつて御承知を願つて置く。

◇

市電の洲崎行に乘つて門前仲町で月島行に乘換へると、最初が越中島停留所でそれから復興新橋の相生橋を越すとすぐ佃島停留所である、その先が月島、實は築島でそれを風流に月島、今十二丁目迄あつてやがては十三丁目も出來るらしく埋立計畫が成つて居る。さて現在の佃島は電車道で新佃島東町、西町に分ち西町の北に舊佃島と石川島造船所の地がある、人足寄場はこの敷地になつて居るのである、佃島の西端に住吉神社があり其處から佃の渡しによつて市の本土に連絡して居る。

◇

ここで佃島と石川島の昔語りをして見やう。

石川島は古く鑓島と稱へた、石川島になつても俗に八右衛門殿島ともいふた。德川家光公の時石川氏がこの島を拜領してから石川島と云ふことになつたらしい、この石川氏は寛政四年に永田町へ屋敷替をして、その跡が、炭置場とか人足寄場になつた。又文龜の古圖には森島と書いてある。そして附記に一名鑓島と號く、古へ八幡太郎義家朝臣、鑓を收めて神體とし八幡宮を勸請す、石川大隅守居住の時はその庭中にありしが今は鐵砲洲稻荷境内にあり云々。又或る說には、大猷公の時代に異國から鑓一領獻上があつた、それが頗る重くて是れを持つ者がないので困つたが幸ひ石川氏の祖が大力で是れを輕々と片手に捧げて、將軍の御前に披露をした、爲に將軍御感賞あつて、この島を宅地として賜ふた、そこで鑓を捧持した恩賞に賜ふた土地といふ所から鑓島と名付けたといふ何れが是か非か分りかねる。

◇

佃島は鐵砲洲に副ふた孤島であつて舟松町から舟で渡つたものである、文龜の頃は向島とも云た、天正年間家康濱松城にあり京洛へ上つた序に攝津の住吉に詣でた際、佃村の漁夫が獵船で神崎川を渡し又御膳の魚を奉つたなどの因緣から江戸城に移るに及んで佃村の漁夫三十四人を召出して海川漁獵權を與へ、ここの干潟を與へて佃島を築かせた、名は鄕國の佃を採つた、後白魚を献上すべき旨命あり毎年十一月から三月迄絶へず奉つたものである。(e生)

名月やここ住吉の佃島　其角

白魚に價あるこそ恨なれ　芭蕉

懸賞發表

當選文（その三）

最も困らされた收容者の話

佳作

西大門　峴底生

顧みれば既に十餘年の昔である、私が當時勤務せし刑務所の監房は舊式木造で左右の監房の中央には六尺の廊下を設け其の全監房の周圍には又三尺の廊下があつて其の廊下の外側に硝子窓が立つて居た、丁度桐の葉が落つる十月の末頃であつた、鼻下には美髯を蓄へたる容貌魁偉骨格極めて逞ましき一人の被告人が强盜殺人の罪名の下に部長以下數名の巡査に護られて控訴入所した、而して護送の巡査部長よりは「此被告は非常なる怪力の所有者にして十八人力を有すと自稱す逮捕の際は非常に苦心したるところなり、戒護上御注意ありたし」との引繼ぎがあつた、收容後二三日は何事なく過ぎたがそろ〳〵彼れの我が儘が出初めた、汁が微溫い（ぬる）熱くして來い、「飯が小さい」增給せよ、新しい着物を持つて來い、蒲團は二枚やれ、時には差入をせよ等に初まり次から次へと彼れの强願は絶へない、自分は死刑囚だ控訴しても上告しても死刑は免れぬ、命旦夕に迫れる我等死刑囚は特別に取扱へ等豪語し擔當看守たる私で滿足せざる事があると直ちに看守長を呼べ典獄を呼べと怒鳴る、看守長や典獄の面會が少しでも遲るゝとか、又は出願するも許可せられざる事等ある場合は直ちに全監響き渡れと割れ鐘の如き高聲にて惡口罵詈嘲弄し刑務所の處遇に對する不滿の數々を並べ叫ぶのみならず、房內備品を無茶苦茶に叩き壞し外部の硝子窓を叩き壞したる後は監房の破壞にと取かゝる、而して此監房位何事か俺れが見事に叩き壞して見せる、俺れは十八人力を有するぞと豪語する、時恰も諒闇中とて死刑の執行はなく多數の確定未確定の死刑囚を少くも一房置きには獨居として收容し所々には房を連ねて收容し居りたることゝて是

等の者に及ぼす惡影響は極めて大、擔當看守たる私は非常に困らされた、如斯して狂暴を逞しくするので手錠や捕繩を施さんとするもなかなか傍にも寄りつけぬ、私は少しく靜まるを待つて彼の前に立ち懇ろに話しかけると彼れも話しに熱中して遂に監房に座した、其時豫て示し合せて居た屈强の看守數名不意に後方扉を開きて彼れを取押へ辛ふじて手錠を後に施し捕繩をかけた、然るに彼れは此位の手錠や捕繩は一夜に外して見せると豪語する併し如何に怪力とは云へ其不可能なるを一同一笑に附した、然るに翌朝出勤すれば手錠も捕繩も外して仕舞つて居る、而して俺はもう暴れぬから手錠捕繩はかけぬでよい併し寒いから壞した前の硝子だけは早く嵌めて呉れと如何にも官吏を馬鹿にした言振り、二三日すると何故早く嵌めて呉れぬかとて暴れる、教誨師が教誨に來ると生臭坊主何を云ふか俺が教誨してお前が聞かせるとて怒鳴る、暫くして硝子窓を叩き壞して仕舞つた、今度は部長が行つて訓戒を加へると彼は盛んに罵詈を浴びせる、其刹那又不意に後より扉を開きて取押へ漸く後に手錠を施し特に捕繩術の巧みなる者をして嚴重に施さしめ今度こそは大丈夫と安心して居ると又翌朝には手錠も捕錠も共に解き、皮肉にも捕繩は卷きて私に差出すと云ふ有樣、如何に嚴重に施したる手錠捕繩と雖も不思議に之を解除する秘術を有し然かも狂暴を逞ふするには實に困らされた、何か少しでも自分の氣に食はぬ事があると直ぐ「さあ今から監房を壞さう俺の十八人力を知らぬかと豪語して暴れ廻るのだから仕末におへぬ、初めの中は不意を喰はして取押へたが後にはなか〳〵此手に乘らない、去りとて此怪力に監房を破壞されては一大事、遂には一策を案じ卯俵（ポンプ）にて監房に水を注ぎ彼れを辟易せしめて取押へ戒具を施したすると彼れは云つて居た「窮餘の役人は偉い事を考へ出した俺も此卯俵だけには閉口だ」と如斯にして狂暴を逞ふすること數十回、其の狂暴時のみならず平時にも常に役人の名を擧げ誰々は是非俺が冥土への道連れに連れて行くのだ、俺は決して一人は死なぬ冥土に行くにも一人は淋しいからと叫ぶ、斯くする中に控訴上告共に棄却となり死刑は愈〻確定したさあ執行の時は如何になるか怪力狂暴なる彼は必ず執行員に危害を加ふるに相違ないとて頭痛の種子とはなつた、愈〻執行の朝が來た死刑執行の時監房よりの連れ出しは擔當看守の職務と定められ

て居たので私が連れ出さねばならぬ、今日ばかりは職務に殉ずることゝなるかも知れぬと覺悟の臍を定めつゝも無事此職務を全ふすべく祈りつゝ彼れの監房に行つて扉を開いた、すると彼れは執行ですかと問ふ、私が否と答ふれば彼は確かに執行でせうとて忽ち態度一變房内に端座して從來の不都合を深く詫び最後の挨拶を述べて來世は善人たらん事を誓ひ、極めて柔和なる態度にて自ら進みて刑場に向ひ所長初め居並ぶ各官吏にも私と同樣從來の不都合を深く詫び從容として刑場の露と消えた、私が十數年の間に於て最も困らせられたる收容者は此死刑囚である併しながら實に最後の立派な死刑囚であつた。

佳作　午前零時

福岡　ヒデ子

秋の夜も靜かに更け行き遠近に聞ゆる人車の響途切れ〳〵に泣く虫の聲すら絶え入る眞夜中一入冷氣は身に覺ゆ流石に澄み渡る中秋の明月の光も房内の電燈にさえぎられ弦月の形のみを綠松の黒ずんだ上に現はしてゐる只聽取られるは犬の遠吠へと磯打つ波の音のみぞなり日中喧囂を極め他人に劣らじと競つた舍房近き工場も今は靜け返つて音もない收容者は晝の疲れで安らかに眠りに付いてゐる折柄洩れ聽ゆる鼾の聲を私共夜勤勤務者の音づれとして上司より示されたる如く巡回度數も怠りなく次から次と覗いて行く内獨居房の何番はつくねんと單座して涙を拭いてゐるので足を止め事情を聽けば「御役人樣私は忘れも致しませぬが今日は何月何日で女の淺墓なる一念から火を付けました月日に當ります只今思ひ出せば誠に馬鹿らしく深く後悔の涙に沈んで居ります晝間より思つてゐました勢かうつら〳〵する裡火の燃え上る夢見て驚き起き直りて被害者に詫び又家に殘れる老ひたる父母や子供等は不自由を見る毎にどんなに私を怨んでおる事だろうあれやこれやと思へばどうしても眠りつかれませぬ」と語り續けたるによりよく謂つた懺悔は罪を亡ぼすからお前の罪はすでに充分消えてゐるあきり考ゆれば身体に障るから安心して眠りなさいと諭し次房に眼を移せば此の房にも子供が學校に行く姿を夢見たと謂つて歎いてゐる又向ふの房内には絶えず唸されて怪しき聲を發する者もある。

彼等は晝間は作業に熱中せる餘り犯せし事も忘れ居るものゝ夜中而かも零時近くになれば寢起きや夢に現はれて悲哀の程は增すのみと察しられる實に夜勤勤務者は世間の人も收容者も眠りに入つて疲勞を慰してゐるのに獨り此の任務に當り足音靜かに縱首や逃走のない樣に努めるのも之も國家に盡す一片かと考ふれば勞れの足も輕くなり更け行く夜も早や過ぎて明け近き空をみとめ愉快に樂まれるのである。

佳作　午前零時

市谷　仁木清作

草木も眠る丑の刻とか古來午前二時頃を以て世の最も靜止する時と云てゐるされど午前零時に於ける刑務所夜勤の情景はまた人の想像に餘ること尠くない。

外界の音は止まり幽かに遠く停車場の氣笛と時々吼る犬の聲！構内を巡行する看守の提燈は或は左右に或は前後に打振り打振り纔にサーベルの音の聞ゆるのみ階上よりソツト天空を眺むれば眞の暗夜に星一つ見え ず微雨のチラ〳〵降る中を怪しそうに冷たい風がサツと吹て去る。

居房の中で誰か急に喋り出した何事かと行て見ればモー白川夜舟＝何か寢言を云たらしい遙かに中央の監督台には夜勤部長の影が黒く小さく時々動いてはまた蟠る樣にも見ゆる五色燈の光は薄赤く廊下の表面を反射するのみにて房舍の天井は眞暗である。星光形の監房の階上階下黒いはず廊下の片隅にイんで約十五分間看守の姿は金戸越に小さく動いて一舍に一人宛の役人の影は恰も蜘蛛の子の歩む樣に幽かに見ゆる。寢靜まつた居房の廊下を一つ一つ視察口の蓋を開いては五燭燈の弱い光に映る收容者の寢姿を眺めそれからそれと廻て行く居房の數は二十五房宛階上階下總員二百數十名の身上は翌朝迄自己一人の責任であるコツ〳〵と視察する二時間長きに似て長からず交代を迎ふれば一時間の休憩を濟して亦勤務に就く。

或る日自殺注意者を自分の受持つ監房に收容した秋の夜の自ら淋しい午前零時寂寥たる居房の中を特に例の人物に氣を付て順次視察中一度其の者の寢姿を視察して再び其の居房に來る迄の心忙しさ來て見て安らかに寢入る姿を眺めてはホツト溜息を洩すなど斯ふしたことを繰返して居る内日頃の睡眠不足の爲か巡視中思はず廊下の片隅にイんで約十五分間

程居眠をした。やがて大聲一喝傍の居房の中で何事か云ふた聲其に夢を破られて屹然我に返た今云た聲は居房で誰かの寢言である各居房は依然收容者の鼾の呼吸!!!云ひ合せた樣に調子を揃へて大きく響き渉る此の時第一に胸に浮んだのは例の自殺注意アー共れ!!!居眠して居た其の間に若か縊死でもはねないかしら種々な幻想を頭の中に描て一目散に行て視察口を開た。依然彼は安眠して居るホツト安心してコツリ〳〵再び視察を續ける、また或る日の眞夜中例に依て視察中一番端の奥の方から擔當サン擔當サンと泣て訴へる聲が聞ゆ何事ならんと急ぎ走り行けば食器口の前に四ツ這に成つて蒼白の顏を露出し急に胸が苦しく成つて困りますどうか醫者を呼んで下さいと歎願する、時計を見れば既に午前零時を過ぐる三十分遙かに中央台には夜勤部長の黑い影が見える直に此の旨を報告し先づ豫備藥の胃散一服を與へてドウダ朝迄我慢しろ此の藥を呑んでと本人に渡せば收容者は苦い胸を押へながら胃散位じや駄目ですドウカ醫者をと歎願する彼は豫備藥として中央に在るのは胃散と下痢止位とて云ふ事を承知して居る其の苦しむ狀態は全く見兼たがそれとて今直ぐ醫師と云ふても誠に困るされど捨置くことの出來ぬ此の急病者は如何にせふと尙中央に報告する部長も其の態を見て直ぐ保健技師に電話を掛る寢卷の儘の保健技師は直ぐ來て診察をする先づ注射を施して散藥一包を與へた。先生が見て注射して呉れたのだから大丈夫だジツと我慢して翌朝迄怙て居ろ餘り體を蹶くで無いと云へば苦しい體を薄い布團の上に横へた同房の一人が此の騒に目を覺まして起きて脊を擦つて居るのか知らんのか同房者は知つて居るのかと知らんのかを息を殺して布團にまるまつて默て居る、やがて交代員が來たので引繼いで置いた、一時間休憩して再び視察したときは彼は靜かに寢入て居た。

斯ふした夜勤を續ける內に切に物事を感ずるのは此の午前零時頃の靜かな時である田舍の妻子を思ふのも斯ふした時に最も多い邪念雜想の起るのも斯ふ云ふ時である。勉强して將來の計劃を立てる決心の起るのも亦た斯ふ云ふ時に湧て出る。不幸と云はふか惡因の應報と云はふか斯る多くの收容者を一區劃に收禁した別世界＝世に斯る迄不良の徒も在るものかと切に己を省て勸善懲惡を悟るのも斯ふした時である此の不良者を改化遷善する吾人の任務の大且つ重なる事を悟るも斯ふした時である。死の世界に惡人の屯して居る樣な獄舍の眞夜中此の廊下に一人勤務する自分の心理を田舍の友はどう思ふ日中の勤務狀態は大體想像も出來ようが斯うした眞夜中の自分の心理はおそらく妻でも知り得まい、口で云ふても解らない自ら體驗したその時に云ひ知れぬ此の感を起すのである。



刑獄聞集

【その拾壹】

香川生

死刑場の解崩し

死刑の執行場は各府縣に一つ宛はあつたが明治三十二年刑事訴訟法の改正で控訴豫納金が廢止せられてから以來、豫納金を納める資力の無い者でも控訴するに差間へない、それで地方裁判所の第一審判決に服せず誰も彼も控訴申立をする、控訴申立があれば被告事件は控訴院へ移る、同時に被告人は控訴院所在地の監獄へ送られ其處に拘禁される、結局死刑の判決が確定すれば本人が現に拘禁されて居る監獄で死刑を執行するのである、それ故に控訴院所在地の監獄では死刑場の設備が必要であるけれども地方裁判所の第一審のみで控訴院の無い地では殆ど死刑を執行することはない從て控訴院所在地以外の地では死刑場は用は無い事になつた、用の無い死刑場を存して置て地所を塞ぐのは賢明でないといふ譯からして、先づ最初に前橋の典獄上田定次郎氏が同監獄の死刑場を解崩したい、そうして何時でも死刑臺に組立得るやうに作つて常には倉庫にでも收藏して置きたいと申請して來たので、それが聽許せられた、其の以來各地でも之に倣つて現在の死刑場を解崩し、死刑執行の必要あれば之に應じ得るやう組立裝置のものにするやうになつた、現今では控訴院以外の地では死刑執行場は見受けない、多分皆無であらうと思ふ明治四十年頃であつたと思ふが、水戸で第一審の地方裁判所判決に服して控訴を申立てず其の儘確定して死刑を執行された事があつた、これは水戶の監獄で死刑を執行されたが其の前後には控訴院所在地以外の監獄で死刑を執行した例は聞かない。

監獄改良デー

矯正図書館

デーとは稱へなかつたが毎年一回監獄改良を目的として講演會を催し、社會民衆に向つて監獄に關する思想を鼓吹し、轉て民衆の聲に聽き監獄の改良を謀るやうに致したいといふのであつた、明治三十六七年頃から毎年概ね秋季に行はれたやうに記憶するが、東京神田の青年會館などで朝野の名士の講演があつた、此の講演會は留岡幸助氏や小河滋次郎氏等が主宰となつて行はれたものであるが、清浦子爵や下田歌子女史なども臨席されて盛大なものであつた、或年には德富蘇峰氏が壇上に熱辯を振はれたが其の一節に、汽車が都市の街外れに入ると、立派な煉瓦造の大家屋がある、殿堂かと思はるゝ建物それは殿堂でもなく、病院かと思へば病院でもない、實に立派な堅牢な建物であるから、どんな立派な人が出入するのか、之に起臥する人は誰かといへば立派な建物は監獄である、出入し起臥する人は犯罪人である、好んで出入するかといへば誰も好んで入るにあらずして餘儀なく這入る、立派な建物普通民家に比すべくもなき壯大な家屋に餘儀なく出入し起臥するのは何故か、外觀美なりと雖不淨の場所である、之に出入する人は世人の排斥する犯罪者である、建物は立派でも其の建物は世人の排斥する犯人を社會から隔離する場所である、斯く世人が嫌忌する建物に何故に出入せねばならぬか　々と說き起して、犯罪の原因動機に及び、犯人の改良即ち監獄制度の改良、犯罪防止等を論及して聽衆に感動を與へられた事があつた、其時法學博士淺田和民氏がロンブロゾーの人類學を引用して犯人に固有の性格があると說くと、其次に小河滋次郎博士が、ロンブロゾーの說は全然否定はせぬが固有の犯罪性を有する犯人ありといふは極めて稀に肯定せられざるにあらざるも東西學者は其說に重きを置かず寧ろ顧みざる傾向があると反駁的辯說があつて喝采を博したのであつた、又或時は留岡幸助氏は歐洲の監獄改良の警鐘はジョンハワードやエリザベスフライ等が之を撞き初めて民間から監獄改良の聲が起り、日本では民間から起らず官憲有司から叫ばれる云々と說き、鵜澤聰明博士は我邦の刑政から說き進めて、支那の刑政に關する該博なる蘊蓄を披瀝して、監獄の改良は社會の改良であつて刻下の急務であるといふ意味で縷々陳べ去り述べ來て、裏情を憩へられた、此の監獄改良デーの講演には行刑の局に當る人は勿論一般の民衆が犇々詰めかけ、毎度立錐の餘地なき盛況を呈したものであつた。

滿鮮の獄政管理

日露戰役が終結して媾和條約が結ばれてからは、韓國が日本の保護の上に庶政を釐理することになつたので、韓國政府に統監府が設けられ統監には公爵伊藤博文閣下が就かれ、多數の官公吏が傭聘に應じて韓國の官吏となつた、此の統監府には民政部、度支部、法務部といふやうな部屬があり法務部には今の樞密院議長の倉富勇三郎氏が司法省民刑局長から入つて法務部長となられ民刑事務と監獄事務とを掌理するやうになつたと記憶するが、此の時監獄課には金澤の典獄神野忠武氏が監獄事務官格で赴任し同時に奈良の典獄神尾虎之助德島の典獄三井久陽の兩氏其他二三の屬僚を拔擢して韓國の典獄たらしめ又金澤監獄始め各地の監獄から看守長の中から法務部の屬官や監吏に採用し尋て多數の看守を內地で募集して韓國監獄に配置した、それ以來韓國の獄政は着々改良せられ駸々として進歩するに至つたが明治四十二年韓國併合するや韓國は朝鮮と稱するに至り統監府は廢せられ、朝鮮總督府が置かれ從來韓國政府の官吏であつたのが改めて典獄看守長といふやうに日本の官吏となつたのである、最初彼の朝鮮の人情習慣を參酌し舊來の獄政に對照して作成した監獄則と現行の監獄法規とを比照して見ると、それだけでも格段に進歩改良を圖つた跡が歷々と窺はる關東州に關東都督が置かれたのも明治四十年頃で民政部所屬の監獄が旅順に設けられた、又露領樺太が分割せられて日本の領土となつたので樺戶監獄の分監として樺太の豐原や眞岡に監獄が置かれたのも其の頃であつた、日露戰役の結果領土が擴張せられたので之に伴ふて、明治三十九年頃から數年間は滿鮮方面に裁判所警察署監獄といふやうな機關が隨處に設けられた、これより十年前即ち日清戰爭終了後臺灣が日本の領土となり二十九年四月から民政が布かれて各處に監獄が設けられたが、其の際は島根縣典獄山上義雄氏が監獄事務官として赴任せられたと思ふ、そうして內地から典獄や看守長が轉じて臺灣入りが多かつた、其の後多少の併合廢止等があつて今日では臺北、臺中、臺南の三箇所に本監が置かれてある、臺灣は領有後諸制が釐革せられ內地の設備も遠く及ばない程であるが行刑方面に於ても著しく改良せられ、殊に特有の物產があつて木材の如きは內地に見られない立派なものがあるので、之を利用する便があるので作業の改良進歩は頗る顯著なものであると聞て居る。

因に明治四十年頃から朝鮮や支那から留學生を我邦に遣つて我邦の行刑制度を研究するやうになつた、明治大學や加納治五郎氏の宏文學院等にては警察科監獄科を設けて支那留學生に我邦の警

察制度や監獄制度の一班を敎授し又東京及付近の監獄を見學せしめたものであつた、今日では私立大學の法科に朝鮮や支那の留學生の入學を見るが警察科、監獄科といふ特別の一科があるかどうか、或は刑法の一科に包含されて居るか、監獄の見學といふことも餘り聞かない兎に角明治四十年頃から以降數年間は我邦行刑制度は內外に認められたものであつた。

指紋法の創設

現今の指紋法は明治四十年頃司法省で研究した結果獨逸ハンブルグ式に則つて制定されたものであつて、實地に應用されるやうになつたのは明治四十一年十月からである、これは犯罪人異動識別法といふので其の異同識別は犯人の指紋に依るので指紋法と稱して居る、最初此の指紋の類別等は如何にするかといふ事に就て調査し審議せねばならぬから之に當る委員が設けられた、其の委員には平沼騏一郎、小山溫、谷田三郎、眞木喬、古賀行倫、豐野胤珍、大場茂馬の諸氏が命ぜられた、其の第一着手として當時市谷監獄（現在の豊多摩刑務所）に拘禁中の囚徒全部一千五十七人の指紋即ち一人十本の指を有するから一萬五百七十の指を紋形を取つて統計した結果渦狀紋蹄狀紋、弓狀紋等に分類するが可い、これはハンブルグ式の統計と一致はせぬけれども大體に於て甚しい差はない、英國其の他歐洲諸國ではヘンリー式に依つて居るがハンブルグ式は最新式であり且つ前者に比すれば指紋の分類、用紙の分類及索引が容易であるといふ譯で我邦に於ては此のハンブルグ式を採用することに決定したのである、斯く決定したので各地から指紋法實習する人を召集し司法省へ其の識別法を敎へ又指紋押捺等を實地に試みて其の智識を授けた、其の敎習は大場茂馬氏が專ら擔當せられた、其の事が終ると各監獄の拘禁囚徒の指紋を押捺した原紙を司法省に集めることになつて最初に明治四十二年六月三十日迄に刑期の終了する者の中或種の犯罪者の指紋を撮ることになつた則ち放火、侵入、阿片、通貨僞造、文書僞造、猥褻姦淫、賭博富籤、殺人、傷害脅迫、略取誘拐、窃盜、强盜、詐欺恐喝、橫領、贓物關係の罪といふ標準に依つて指紋を押捺することになつたのである、それが實地應用の始りであつて司法省では監獄局に指紋部を置き全國監獄から指紋を押捺した原紙を集めて、分類の基礎を作つた、間もなく警視廳でも之を試みやうといふので司法省に交涉して實習し鑑識課を設けるに至つた、その後漸次指紋を撮る範圍を擴張し今日に至つては監獄に收容すると其當日又は二三日の內に指

紋の押捺を行ひ其原紙は直に司法省に送り指紋部に保管される、指紋部では前に保管し居る原紙と後に送つて來た原紙と對照し前科を發見する、指紋部に於て分類し保管してある原紙の數は何十萬枚に及んで居る、警視廳でも指紋に依つて、前科を發見することに怠らぬと同時に若し犯罪の場所に指の痕跡が殘つて居れば其指紋を撮つて擴大して、犯人を搜査する即ち犯人搜査に指紋を應用するやうになつた、これは刑事探證學の一大進步であつて、犯罪人に取つては大恐慌である、殊に氏名を詐稱したり前科を包藏して初犯者として重刑を免れるやうな從來の缺點が除かれ、裁判官は前科の有無が速に確認し得るやうになつたから審理を進めるに多大の便宜を得たことは勿論である、此の指紋法に依る犯罪人鑑別法は我邦刑事裁判の上に與へた一大警鐘であり有力な證據法となつたことは申すまでもない。

記憶すべき明治四十一年

明治四十一年は現行刑法や監獄法が實施せられた第一年である、刑法の改正や監獄法の施行は朝野多年の懸案で歷代の司　大臣就中岡部松田兩大臣の時代は其審議が微に入り細を穿つ境に入つた時代で當時法律取調委員としては橫田國臣、松室致、河村讓三郎、平沼騏一郎、小山溫、といふやうな大審院や司法省の大官もあれば、穗積陳重、一木喜德郎、花井卓藏といふやうな博士も加はり幹事には少壯の司法省參事官が關與して、起草から脫稿まで部門を分つて、小委員會、總會と數年に亘つて審議すること幾旋回、監獄法の起草には小河滋次郎氏が大に與つて力を竭されたと聞て居る、編成を終ると議會の協贊を經て公布せられ、實施の期日は勅令を以て定めることゝなり明治四十一年十月一日より實施せられるに至つた。

刑法や監獄法が議會を通過すると之に伴ふて監獄法施行規則を編成する必要が起るのは當然豫期されたことであつた、それで法律取調委員ではないが其の編成を擔當する部員を定められて、起草には當時獄務課長であつた現大阪控訴院長谷田三郎氏が專ら力を致され之に監獄事務官眞木喬氏が協力された、そうして一部分成ると部員の審議に付し、改むべきは改め、加ふべきは加へる幾度も繰返し〳〵て成文となつたのである、其の部員には監獄局長小山溫氏民刑局長平沼騏一郎氏を始め齋藤十一郎氏其他刑事部參事官等で成つて居た、此の會も何回開いたか記憶せぬが隨分頻繁に開かれた、此の施行規則が出

來上ると又之に基準を置て監獄作業規定や處遇に關する諸規程を設けねばならぬ之にも小山局長と谷田眞木兩氏が連續して努力せられた。

それから監獄法の規定に拳銃を使用する一項目がある、此の項目は舊監獄則にない新しい規定である、ところが監獄法第二十條に「法令に依り監獄官吏の携帶する」云々とあるが、其の法令なるものが未だない、それで拳銃の使用は異常の場合の事であるから勅令を以て定めるのが至當である、そこで十一月に勅令第二百八十九號を以て「監獄官吏にして監獄の巡警、監外の作業に就く受刑者の戒護竝見張所及外門の警衛に從事する者には常に拳銃を携帶せしむ。司法大臣の特に定めたる場合に於ては典獄は戒護に從事する監獄官吏に臨時拳銃を携帶せしむることを得」といふことが發布され踵で司法大臣は省令を以て監獄官吏に臨時拳銃を携帶せしむる場合が定められたのである、此の拳銃を携帶せしむる勅令の發布される迄には司法省と法制局との間に屢交渉を遂げたが、最後に法制局の或參事官は此の勅令が發布さるれば發布の當日には各監獄に拳銃が備付がなくてはならぬといふ意見が出たので、既にそれ〳〵手配してあるから差閊ないようにすると應酬して交渉を終り漸く勅令が發布されたような次第で當時の監獄局は内外多忙を極めたものであつた。

又一方には假出獄取締細則を作成する必要が起り、之には當時司法省參事官たりし大場茂馬氏が專ら之に當られたやうで之にも部員が定められて審議を凝らされた、殊に假出獄は刑期の全部の執行を了らない即ち刑の殘期があるものを假りに釋放するのであるから舊時の監視制度と同樣のものであつてはならぬ去りとて行刑制度のやうでも可かぬといふので大分議論があつたといふことである。

右申すやうに明治四十一年は重要法案が多く發布され實施されたので行刑方面に時代の限界を劃したのである行刑方面のみならず裁判警察の方面にも陸海軍の審判行刑の方面にまで及んで司法省と内務省陸海軍省との交涉協定事項が多かつた、要するに明治四十一年は我法制史上記念すべき種々の記錄を貽した歲である。

私が刑獄聞集として拙い筆を下すこと一年に及びました、未だ斷片的に記述すべき事件は澤山にある、又四十一年から今日まで二十年間に見聞した事實もありますが先輩の經驗の領分を私したり誰にも承知の事を繰返す冗辯を避ける爲めに玆に擱筆することに致しました、謹で淺見寡聞をお咎めなく一讀を忝したことを感謝致します。（大尾）

夏日漫談　口へ入るもの

これから日增に、氣溫が高くなつて行くに隨ひ、食慾は減退し、身体が衰弱する所謂夏痩せで、そこにいろ〳〵の疾病が流行する、コレラ、赤痢聞いた丈けでもゾッとする。暑いから胃が弱り、食物がとれなくなるから痩る、それで流行病に犯されるといふて仕舞へば至極簡單に片付くが、さうも行かぬ。暑くても平氣で澤山食事するものもある、体質以外にも原因はなくてならぬ、が一般に暑くなると嗜好が變るのは當然である。寒い所の人は脂肪分を多くとり、暑い所の人は淡白なものを攝る、これは無論體溫を保護する關係からくるのであつて、外界が寒いと、體溫を保持する爲、脂肪分をとるやうになる。それは脂肪分がカロリー分を多く含んで居るから同じ分量で以て多くの熱量を攝り得るからである。これが熱い所の者になると外界が暑いから外界へ體溫を吸收される事がないから淡白なものの方を嗜む、此理で多分は脂肪分を欲し、夏分は一般に淡白なものへと嗜好が變つて行くのである。

夏になると食慾が減退するのが普通であるから、多くの人は山葵や辛子のやうな刺戟物を攝るやうになる。これは食慾を增す事に於て非常に効果がある、印度人が多く刺戟物を攝るのもこれが爲であり、何故食慾が增すかと言へば、弱つた胃が刺戟物によつて働きがよくなるからで、夏刺戟物を適量にとる事は惡くない、胃弱患者でも少量づゝ攝るには差支へないばかりか好い結果を見る事がある。唯攝つて惡い患者は、胃醱過多症、胃潰瘍、胃癌等の人々である。

暑くなると誰れでも湯を覺え、飲料水をとりたくなる。これは體溫の調節の爲に生理的に要求されるものであるから、かういふ場合は唯飲み物が惡いと言つて飲まないことは反つてよくない。よく親達が子供に飲んではいけないと禁めるのを屢々見ることであるが、よくないことである。飲物としては水道の生水は無論差支なく、砂糖水でも又、番茶や紅茶の薄めたものにしてもよい、よく日本の家庭で麥湯を呑むが、古い麥湯は反つて胃腸を害することがある、その他アイスクリームなど近時はハイカラなものが種々あるけれども餘りよくはなく、生水の方がよいのである。

病人としては胃弱の者がよく咽喉を湯すが、これは健康の人の湯くのとは少し譯が異つてゐるから疲々とることは惡い結果を惹起し易い。

初夏から眞夏にかけて一番多いのは急性胃腸カタルであつて、この原因は多く飲食物にある、殊に動物性の食品が原因になる、即ち動物性の食品は蛋白質がその主成分であるから、それが氣溫の高い爲に分解する、之れが毒となつて急性の胃腸カタルを起し、場合によつては中毒の症狀を起すのである、故に動物性の食品は新鮮なものを選ばなければならない。

植物性の食品は、動物性のものに比較して危險率は尠ない、唯果物だけは注意を要する、殊に未熟なもの、熟し過ぎてあたつて居るやうなものは要心すべきで子供には殊更注意して與へねばならぬ。

飲料水でも非常に冷たいものを一時に多く攝ると病氣の誘因になる、すべてこの頃の病氣は大抵飲食物が原因であるから、若し罹れば早く排泄することが應急手當として必要である、それには素人はヒマシ油を飲んで排泄を早める方法をとるとよい、若しヒマシ油の飲めない嘔氣の强い人ならば鹽水を代用して吐くもよい、然る後醫者の診察を受くべきである。

昔の人は少し古くなつた物でも勿体ないからと、かまはず食べたものであるが、これは危險である、その結果はいますぐ現はれなくとも長い間にはどうしても身體を弱くします。普通腐るといつても見ただけでは分らない場合が多く、生ものゝ古くなつたものよりも、一度煮て腐りかゝつたものゝ方に細菌が多い、勿論生のものには色々な細菌がついてゐるが、一度煮ると其の細菌中の有毒なもの丈が殘る樣になるのである。それから同じ腐敗しかけたものでも澱粉性のもの——飯や野菜——はまだしもであるが蛋白質——卵や牛乳など——は有毒であるから特に注意せねばならぬ、大抵の人が臭ひと味ひとで腐敗の有無を判斷する樣だがこれは未だ判斷の手蔓が、分らないからで味をつけて煮たものは此の判斷法では駄目である、例へばよく中毒騷ぎをするシユークリームなどが、多くの場合原料で腐つたものが多いので、味や臭ひをつけた爲にわからなくなつて居るので、又味が悪くなつたものでも煮ればいゝといふ人がある、普通に煮さへすれば毒が消えると考へて居るやうであるが、必ずしも煮て安全でないことは前の通りである。

防腐の方法としては、調理のとれるものならば抵抗力の强い處の鹽や酸につけて置くと比較的安全である又近頃病院などで果物の汁——夏密柑、レモン、トマトーを牛乳に交ぜて用ゐることが行はれて居るが、これは牛乳防腐の一方法である。

冷藏器に入れて置きさへすれば大丈夫なものと過信せられる傾きがあるが、その入れ方と場所によつては反つて早く腐敗を招く事になる、例へば鮮魚類の場合に、冷しさへすればよいと思ひ氷の上にぢかに載せる人があるが、これは冷藏器から出して後早く腐敗を來し、わけて鰻、あなごの如きは氷に接近せしめるに從つて、それだけ肉の質を惡くして行く、この場合若し氷のそば近くに置かなければならない時は、別にブリキ罐を冷藏器の內三分の一位になる大きさに作つて其中へ薄い鹽水を入れ、そしてそこへ魚類を浸して氷の近くにおくとよいのである、さうすれば時間も長く保ち味も惡くはならぬ、或人は鹽に浸すと反つて味を惡くするといふけれども、そういふ事は絶對にないので鹽といふものは防腐の力もあれば又冷却力も强い、それはアイスクリームを作る時に鹽を用ゆるのが証據である、少量の鹽水は魚肉を美味にし、肉をしめることが多い、而して生魚は洗ひにする場合は別として假令生魚でも他に用ゆるやうな時は必ず前の方法に處置するのがよろしい。

次に煮物類であるが、それは何であろうと煮沸したものは一度充分冷却してから冷藏器に入れなくてはなりません、それも出來得べくんば煮汁を搾つて、汁と身を別々にし、身の分には汁のたまらぬ器の上にのせて入れると尙ほよい、そして稍もすると上から氷の溜り水が食物の上に落ちて腐敗を招くことがあるからこの豫防には氷を載せる下方へ他の板を張り滴りの垂れぬやうにすべきである。

野菜や果實類を仕舞ふには、可成氷から遠く冷藏器の一番下方の段に入れるがよく、果實ならば冷藏器より出した際果實の上に露の浮んでゐないのがよい、で露を防ぐには深笊の內に入れてその上から乾いた布をきせるか、又は蓮の葉の樣なもの等を蓋にしておくがよろしい、葉のない場合ボール箱等を代用してもよく野菜類も同じ方法をとるがよいのである。

菓子類は、ブリキの瀨戶引き罐の樣な器の中に、竹の皮か籠を敷て、その上に菓子を入れ、更に上からきれいな布片を被せ、そして蓋をして仕舞ふこと、罐詰類は罐を開いたならば直に他の器に移してからでなくてはならない、ボイルした罐詰類は罐を開けて三十分もたてば大抵半分位腐敗してゐると思はねばならぬ從て冷藏器に入れて置けば大丈夫など考へないで、殘つたときは早く煮付けておくか又充分熱をかけて後よく冷してから冷藏器に入れるがよいので、其のほか冷藏器は每日一度は內部を掃除し、偶には熱湯を濺ぎ、蓋を開放して二三時間乾かせ惡臭を去ることが肝要である、又冷藏器に仕舞込み三四日もそのまゝにして置けば、腐敗して居ることが往々あるから心得ておく必要がある、且つ冷藏器から出した食物も熱い時は二時間もすると腐敗するから食べ殘りは更に煮直して仕舞ふやうせなくてはならぬ。

夏の魚類は自然と腐敗し易く、魚屋の板上から食膳に上るまでには日數がかゝるので、余程の注意を以て需めねばならぬ、選擇法としては、一魚體が硬ければ硬き程よく、二眼は黑くすき通ること、三鱗に光澤あるもの、四えらは比較的淡紅色なもの等を求めれば確であろう、鯖鰯の類は腐敗が早いから生物でなく、なま節を求られた方が比較的安全で、これは捕獲漁場ですぐ處理したものである從つて一ケ月位は安全の方である昔から「鯖のいきぐされ」といふ諺もあることを記憶することそれかとて漁場で生きた儘調理したものは單に一片の蛋白質の塊の如きもので味はひ少なく要するに魚の味は魚肉中に於ける蛋白質がアミノ酸に變化することによつて決定するものである。で通常一日乃至二日位が一番うまい時期であるから需要者としてはこの日限內に食膳に上る漁場のものを選ぶとよく、夏季としては、近海魚を食することが安全である。

食慾が減じると、自然ヴイダミンの欠乏を來して、即ちBが欠乏すると脚氣などを惹起し、Aが欠乏すると、是亦カンリウ性の眼病、鳥目等になる、そこでこれの欠乏を補ふものは野菜類で、豌豆、トマトーなどABを充分含んで居る、その野菜類でもヴイダミンは葉の部分即ち綠色の部分に最も多い。

夏季食慾の進まないとき、精氣をつける爲に果物が惠まれて居る、その果物は果肉が多く且つ水氣豐富なものほどよい、桃では水密桃、傳十郎桃。梨では長十郎がよく、その他葡萄など何れも口中に入れば甘露を思はしめる、莓、トマトー、西瓜も亦見逃す譯には行かぬ。

特に西瓜は平民的で需要供給共に廣く亘つて居る、安値の西瓜では西瓜糖を作るもよい、製法といつても極簡單である、即ち熟した西瓜の赤い中味だけをとつて釜に入れ火にかけ、全体が溶けたならこれを漉して更に釜に入れ、再び煮立てゝ表面へ浮び出た泡を掬ひとり汁が水飴

のやうにドロ〳〵になると火を消してきませばよい、そしてその汁を壜に移して密閉し、空氣の乾燥した暗い所に貯へれば決して腐敗することはない、かうして置くと小兒の副食物や腎臟病の藥としてのみならず一般健康劑としての効用がある。

暑中一番困るのは飯の腐ることである、それが三日間位大丈夫といふ方法があるから試して御覽なさい、先づ米を洗つて煮る時に、米一升の中へ寒天半分を細かくちぎつて入れて煮ると、寒天は煮るうちにすつかり溶け、それで飯の味に少しも變りがなく、反つて飯に一種の艶が出る、信州では古くからこの方法を行つて居るさうである。飯に酢を入れて煮ると腐らないとは前々から聞くことであるが、寒天も値の安いものであるからあながち不經濟とは云へないでせう、

それから夏分困るのは辨當で、殊に學校兒童は發育旺盛時代にあるので唯一の糧である、この辨當が万一少々悪くなつて居ても腹がすくものであるから辛棒して食べる、さうして中毒したり、傳染病の媒介になつたりする、家庭外での飲食は安心出來ぬ、クリームパンや餡パンなども簡單であるが危險が伴ふそこで飯は煮立てを詰めない樣、小さな容器にかたく詰こまぬ事、さいは甘煮のものはよくない、肉類などは悪くならないやう煮〆たものを用ゆる事で、若し心配のあるものは持たせないがよい、食パンにジヤム位なれば一番安全と云へる。

料理に飲料はつきもので、特に夏となると茶、コーヒー、清涼飲料水、果物汁等の用量が增加する、これ等の飲料は湯を醫する目的だけでなく、濃厚な料理を容易に消化吸収し血液に混じた後も、其成分の運行を促進する等の使命を持つて居る、又飲料は體内を洗滌し、健康體で多量に用ゆると、尿の量が增し体内の老廢物を排出する等良好な結果を得るから、飲料は胃腸の吸収力が堪へ得る範圍で多量に用ゆるほどよくて、殊に濃厚な食物を攝つた場合必要である。從來の說中に、飲料を食事中に用ゆると、胃液を稀薄にし消化を減退するとも云ふが、それは間違ひで、勿論過度に用ゆるのは悪いが、適度に用ゆると胃壁を適當に刺戟し消化液の分泌を促すのみでなく、料理の味を美化する等反つて効能が多いのである。即ち飲料は、料理の香味を舌頭、口腔の四壁、咽喉、食道壁等に密接に接觸せしめる媒介をして從てその表面粘膜を刺戟し、その機能を旺盛ならしめる關係がある、併し飲料について注意すべきことは、その選び方で嗜好と料理の種類との調和を考慮する丈けでなく、季節も充分考へねばならぬ、夏の最良飲料としては、果物汁であるが、さてこれにも種類が多い、近頃のエツセンスや色素などを用ゐた人工的果物汁は好ましくない、ほんとうの果物より製したものが良いのである、併し本當の果物汁は保存が困難だから必要に應じて新しく造りすぐ用ゆるやうせねばならぬ。一例を擧げると夏蜜柑の汁を搾取して土瓶とし、林檎、バナナその他季節向の果物の肉をすり潰して水で溶き、その滓を漉した混合汁に砂糖や蜂蜜などの甘味料を加へて調味した果汁の如きでこれからの家庭にはこれ等の技能も研究して置かねばならぬ。

以上夏季飲食に就て愼しむべきことのみを述べたが、禪語の中に「寒暑を省せず晴雨を問はず」といふ言葉がある、一體全體食事は色、聲、香、味、觸の五慾の爲でなく人體の良藥であると思へば、時候の善悪によつて不足をいふなどは罰當りである、一寸位食い過ぎたからとて胃をこわしたりするのは腹の鍛へ、身體の錬磨が足らぬからである、注意は注意で先づ以て寒暑にめげぬ健康體を作るべきであることを忘れてはならぬ。



▽用紙は原稿用紙に——
▽十九字詰三十行以内——

『說苑』

☒行刑の彌縫策を排す

松江　泉生

刑罰の執行は飽迄嚴正且つ徹底的であらざる可からざるや勿論なり故に正邪曲直は之を徹底的に糺明し苟くも一時的彌縫策を構ずるが如きことある可らず、總て大なる事故の發生は其端緒に於て剪除せざりし結果なりと云はざるべからず、故に一些事と雖決して輕視する事なく飽迄其根源を踏索し向後の憂なからしめざるを要す。

凡ち刑罰の執行は唯單に犯罪者を拘禁するのみを以て目的とせず、彼等が犯罪を構成するに到りし性癖を矯正し所謂勸善懲惡の實を擧ぐるを以て本來の目的とす、故に彼等が性癖より出たる行爲は例令一些事と雖、根底より抑壓し、有耶無耶に葬り表面を糊塗するが如き事ある可らず。

近時個性尊重の聲漸く高まり行刑の個別化の高唱せらるゝに到りしは刑政進歩の一證左として喜ばしき現象と云はざる可らず、然りと雖個性尊重の眞髓を吐噚する事なく唯漫然と個性尊重の名の下に惡性をも是を矯正せず當面を彌縫し一時的慰撫的策を講ずるが如き事あらんか後に到りて收拾し得べからざる事態を惹起するに到るべし、余の提唱する行刑の彌縫策を排するの所以玆に存す。

☒言葉の價値

高山　K M 生

受刑者の敎誨敎育作業は實に刑務所たる三大要素としてその趣旨を貫徹せしめ、以て再犯を防ぐにあり、故に當局者は或は嚴父となり或に慈母となつて、その都度多少の言語に冷温の差あるは免れざるも、凡人間として直接に最も善悪の感情を抱くは言語の如何にあり、この言語に依りて人を尊卑し亦人の意志を左右するにあり、萬一不幸にして不穩當なる言語を下さんか、忽ち相對者は反感を抱き侮辱的爭論の言語と變化するは必然的にしてよく見聞する處なり、故に暗路を辿る收容者を、明星となつて指導する責任者は一層玆に留意を要するは重大なる問題なるべし、受刑者は一種の精神病者なり、故に當局者は只受刑者の逃走拘禁の確實の有無に止まらず、自暴自棄に

陷入易き心神に慰安を與へつゝ、積極的に刑の効果を充分貫徹する神一歩より終點迄は大いに言語の一句より慎む可きは大切なり。

（終り）

═茶　室═

☒鹽と砂糖

神戸　二谷房

鹽か、白砂糖か、還方から一寸見た位では、分るものではない、よし分つたとした處で、どれ程鹹いのかどれ程甘いのか、只だ見たり聞たりしただけでは、其味合が分るものではない、自分で嘗めて見て、初めて、成程斯ふ云ふ味合だなといふことが分る、さて其味合が分つたとしても、今度これを他人に話さうとすると、これが又中々難かしいことで、どんな巧な言語や文章を用ゐても、その味の度合を他人に話すことは出來ないが、我々の信仰も、恰度その通り、何程偉い人の話を聞いても、どんな難かしい書物を讀んでも、自分の得た信仰の妙味眞諦を、其儘少しも違わず他人に味わせることは到底出來ないが、古歌にも「妙の字は少き女の亂れ髪いふにいわれずとくにとかれず」と確かに信仰は鹽や砂糖の如くに、人の話を聞たり、書物を見ただけで分るものでないと云ふことだけは、承知して置て貰ひたい、自解体得、冷暖自知、信仰の眞髄に達する唯一の方法である、

☒快活な心で進め

松本　上條生

快活と云ふ事は人としての美徳である、晴々しい顔付ヂ且つは笑顔で以て人に接すると云ふ事は進んでは氣輕の冗談となり愉快な洒落ともなつて、滑かに進む、そして無邪氣で少しの惡意の心が其の内に含まれていないのである。

そうであるに人は機智に富み一見小才子風であつて、あつと人を驚かせる様な心の奥底には鋭利な理智の剃刀をふりまわすと云ふ様な人がなんだか信ぜられ、且つは是の人を以て快活な人の様に思て居る、是れは大なる誤りである。

前云ふた様に、卑の毛程の惡意もなく、心の奥底から溢れ出ずる人格的深さと温かみが伴て快活な心で人生を素直に受け入れて味て行くのが人間の勉めではあるまいか。されどもそういふ人にはまた反動が來やすいあまりに他人を信じ過ぎる様になるからである。いつでも總てを善意に解釋して他人には少しの惡意も見當らなくなる、その結果は善人の間に生る事が出來ると思ふ。

人に欺むかれたり裏切られたりしても他人をうらまで、自己の落度から起た事と信じる様な人こそ實に快活な人であつて、世の多くの天才だとか英雄だとか云ふ人以上尊敬に値する人である。

刑務の職に從事する、お互は幾多の彼等收容者を處遇する上に於ては、この快活の心を楯として彼等を處遇して、最後の目的の達成に進みたいものである。

☒機會を捉へる行刑

米子　Y　M　生

機會を捉へよ。機を逸する勿れ。とは、古今の金言である。吾々が、日常生活を營む上に於ても、所謂る機會に遭遇する事は、數限りがない。此數多き機會をうまく捉へると、否とに因つては、それが善ともなり、惡ともなり、幸ともなれば不幸ともなるものである。

吾々が、收容者を改善へ導くの心掛けでもさうである。朝夕彼等に接してゐる間には、種々雜多な、機會に逢ふ事のあるは、今更謂ふまでもない。殊に彼等の通有性とも云ふべき轉化し易い、精神狀態に於ては一層然りである。此の動搖多き心狀をよく觀察して其の好機を捉へ、あらゆる方面より善導へ感化し、以て更生の基礎を築き上げしむるが我等の使命ではあるまいか。其の昔、豐臣秀吉は、監獄の戰に於て、味方の守將、中川清秀の敗報を聞くや、時恰も、中食の最中にも不拘、立ちどころに、箸を投げ捨てゝ、「スハ勝つたるぞ、者共續け」と喚りながら、馬に鞭打つて、一氣に敵の不意を襲ひ、勝ち誇る敵を本葉徹塵に蹂躙し、大勝を得たとのことであるが、彼にして、若し此の機智がなかつたならば、恐らく此の戰勝を望み得なかつたであらう。夫れとは、事遂ふと雖、吾々は須く、此の先哲を以て、行刑の任に當り、克く彼等の心的好機を捉へて、單刀直入的之に敎化を施したならは、必ずや行刑有終の美を擧げ得ることが出來るではあるまいか。

═詩　林═

☒『櫻内の櫻』

市谷　すゞ蘭　生

退廳後の役所はヒツソリとした空虚な淋しさに占有されてゐる。

大陽は高い塀越しに金色の最後の光を投げ

咲いた！　咲いた！

運動場の櫻が。

見よ！

惠まれた草や樹を！

更新とそして創造の力が自由に奔流しているではないか、世界は今盛なる春である。仰向いた面に櫻の花辨が一ツ！

慈母たる天地に還ていへ、此の花を見て武將義家は詠じたではないか詩人は散る花を惜み逝し春の短きを嘲つたではないか、鐵鎖につながれた人達が、

夜半月蒼き監房より此の花を眺めた時は人間としての淋しさを感ずるだろう。

咲いた花の美しさを愛するとき、散る花を惜みて吹く風の無情を恨みしとき、そこには虚僞や醜惡は微塵もなく、只だ美しき愛の閃を見るではないか。人は生涯にわずかにかゝる瞬間をもつている尊い無垢と赤純との記憶に目醒めたとき、人世のドン底に沈淪し罪惡より他の何物も知らない者にも、返らぬ過去に再び返らんとする欲望が溫き涙となつて冷たき窓の鐵柵に注がれて居はせないか。

咲し花は語らず、散る花は答えずといえど萬象の裏を流れる變化流轉の相は反省と懺悔とを感受させているであらう又一つ花が！　花辨が！

☒春雨

諫早　今里生

陰鬱な書齋の窓を靜かに開いて見ると、雨は音もなく降り續いて居る。俺かに芽を吹いた前の桑畑の間から道行く人の傘がちら〳〵見える。半ば新綠に衣裳換へした雜木林の小枝には、五六羽のヒヨ鳥が雨に濡らされた羽を顫りにさばいて居る。軒端の椿は花が今を盛りと咲き揃ふて時折風もないのに、小庭の苔の上に音もなく落ちて居る。何處から飛んで來たのか二三羽のメジロは得意げに或は高く或は低く囀り乍ら花から花に飛び廻つて蜜を吸つて居る。愛らしい姿……優しい聲……私しは暫く見惚れた。裏の小道から來た草鞋穿きの魚賣りの姿が、次第に遠く烟雨の中に消へて行くと、彼方から泥田の樣な前の田圃路を重さうになつた雨合羽を著た郵便配達夫が飛ぶ樣に急いで來る？……。

滿茫たる眼前一帶の田園も、今日は百姓の影も見へない。二毛作の麥も五六寸伸び空豆も春雨に生々と繁茂して居る……。

遙か東の空には肥前小富士の名を負ふた雲仙嶽は、讖の樣な春雨の中に模糊としても恰も油繪の樣に浮んで見へる。ショボリ〳〵……軒場から落ちる雫の、音は何んとなく物淋しい？……（四月十三日稿）

☒姉

福島　青木一嶺

『久濶くでした……』姉は弟の忌はしい獄衣姿を一目見るなり長袖を顏に押當ててしまつた。

『身体には異りはありませんか、今度こそ改悛すると言ひながら三度までも刑務所に來るなんてお前は一体何んと云ふ心持になつてしまつたのです、お前が刑務所に來て居るために此の姉さんまでが社會から非婦の樣に言はれて、忍び得ない侮辱を受けて居ます、私は口惜くて口惜くて『姉さん申譯ありません本當に申譯ありません、然し心では全く改悛して居りますが今更口に改悛したなんて言つたつて誰も信じてくれません』

『……それがいけません　他人が何と言はうと自分だけ固い決心を持つて再び間違を起さなければ、それで改悛した立派な人間なのです……それからお前に知らさなかつたが私は、先月の二十七日限り離婚になりました、それで再婚を薦められますけれど、私はお前が本當に改悛して社會に顏向の出來るやうになるまでは決して再婚はしません。この姉さんの心が解つたなら本當に改悛して社會の人々を見返してやる樣になつて下さい、それでも懲りずに再た間違を起す樣な事があつたら今度こそ此の姉さんが承知しないから、……』

姉は泣きじやくりながら云つた

罪の弟の蒼白い頰には涙が止めどなく流れた

立會人の瞳もいつか涙に濶んで居た

☒若葉の頃

大阪　海老原靜霞

河内原頭にも深く春は更け、紫に煙る高野連峯は將に來らんとする夏を待つている。

二三日續いた晩春の雨に軒近き御陵の森の若葉がめつきりと太り、一汐香が高くなつた。

おゝ若葉よ……新綠の木の葉よ……

俺は永遠に御前の樣に若く、生き〳〵としした時代に生きたいと願ふのだ

然し俺達が、夫れを欲する時、俺達自身は既に、「衰へた氣力の持主かも知らぬ。

此の若かりし葉は、その全盛をほこる、夢の間に夏を越せば、赤く枯れ……枯れたる葉は……やがて枝を離れて大地に落ちるのだ——

若さを、ほこる俺達！やがて老ひ、そうして鳥鳴く野邊に只だ一線の白煙と消へるのだ。

おゝそうだ——俺達は、否々、宇宙の、あらゆる生物は、皆一樣に、こうして亡びて行くのだ。

人は死すべく現世に出で、そうして學術や藝術は、こうした人達の甘く死のうとする一種の手段に過ぎないのではあるまいか。

甘く死したる人——（晩春の夕陵東園にて）

人であらう——それは甘く生きたる

☒初夏の野邊

千葉　遠藤生

藤咲く窓に、刑政の四月號を讀み終つた、遠くを見れば九十九里の初夏の海が手にとるように、見ゆる、私はもうじつとしてゐられなくなつた、なんとなく浮れたしたいような氣分になつて、ゴム鞠の樣に彈性のある心を抱へて、ひよと飛び出した、そしてあても無く逍遙ふた、しかし心は繁雜、喧噪の巷をのがれよう、のがれようとして、靜かな所へ入つた。

一時間の後には野にあつた、野にはぎつしりと若草が敷きつめて、心ゆくばかり日の光を吸ひ込んでゐた、私は寢轉んで仰向いた。水色に美しく晴れ渡つた空に、影も見せないで、雲雀が讃美歌を唄つてゐた、白い雲が二つ三つ流れる、靜かに〳〵に南へ、南へ、雲は走る、ふと私はなつかしい九十九里を想ふた。九十九里、それは私の故鄕、多年憧れたところだ、青い風、熱い砂、清い空氣心行くばかり生茂つた樹林、蒼い空、乳色の雲、油を融かした樣な海、それから赤い月、私の頭をこれらの懷かしい字句がかすめた、何所からか草笛の音が聞えて來る清く澄んだ草笛の音に誘はれて家路についた。

☒愁餘漫句

山陰　雲數生

憂々の響に姿勢キツとなり

接見所何時も悲劇のシーンなり

視察孔内から覗く眼の强さ

◇春よ

大分　藤原重臣

又も訪れた
あの驚い太陽のスペクトルから
惱ましいスプリングが
おゝ春よ春よ惱ましいスプリングよ
甘い春よ
柔かい春よ
お前の暗示で
宇宙の總てが
悲哀より歡喜へ
歡喜より享樂へ
あゝそーだ
お前にわ「生存」此の二字がない
おゝ春よ　春よ
自然の旅人よ　遍路よ
小鳥の聲に送られて
これから何處へ行く
愛のパラダイスか
それとも……
世界創造の初めから
お前の生死は幾度繰返されたことやら？
あゝ永遠の前にはあまりに小さい春であることよ　（一九二七、五、四）

◇吾が宿

熊本　本庄蒼村

（吾が宿）

吾が宿は花菜一里に囀の
霞の中に今日も留守かな

（陽炎）

母様と妻睦じく陽炎の
庭に布張る午の靜けき

（釋迦院に詣でゝ）

何鳥かしらねど枌々の若葉から
囀もれる春の釋迦嶽

◇靜岡賤機會詠草

○春山曙

しらみゆく櫻の花の見えそめて横雲に
ほふあけぼのゝ空　政之
吉野山かすみに匂ふ月かけをのこして
しらむ春のあけぼの　皓月
月かけはまたのこれとも山々は花より
しらむ春のあけぼの　秋朗
人とはぬ深山の奥も春されはさく花よ
りやしらみゆくらむ　蘇山
遠しろくたなひく雲の影きえて花にあ
けゆくみよしのゝ山　冷濤

○野雲雀

空高く聲をのこして草の原落る雲雀の
かけ長閑なり　機月
春の野は長閑なりけり遠近にこゑをき
ほひて雲雀なきつゝ　蘇山
のとかなる野邊とはなれり遠近に落ち
つゝあかりつ雲雀なく見ゆ　義秀
若草の野をなつかしみひもすから雲雀
なくなりこゑもうらゝに　蝶月

◇豐多摩水無月會俳句

甘酒の行燈に濃き木影かな　堯秋
菖蒲太刀丈に余るを佩き居たり　靜夫
暮て尚明るきこゝろ菖蒲酒　工成
影沈む池の眞晝を菖蒲哉　雅房
菖蒲葺く里や昔の家ながら　虹峰
甘酒のたぎる匂ひや五重塔　巴波
甘酒や町の果なる一軒家　廣陽
母子して甘酒呑むや傘のかげ　ごん坊
甘酒に大入叶ふ暖簾かな　曉星
短夜も寢余る年齡の加減かな　金龍
甘酒や緣に置たる花の笠　南山
短夜や書殘したる旅日記　秋風
菖蒲太刀空地に築ぐ陣屋哉　幸月
破れたる屋根も菖蒲に匂ふかな　翠果山

◇看守

京都　よし造

家庭でも看守優しい父であり
新婚の看守にはかに辨當持

○千葉松影社五月句集

遠藤光波報

道間へば畑打ち止めて教へけり　秋月
畑打つや精神こもる鍬の先　一風
田螺和へ佳肴に過す酒量かな　樽林
飛行機の去りて高音の雲雀かな　春風
粒選るも慾目の娑婆や田螺取り　水月
烏にもよく似た顏や田螺取り　光波
風の無き眞晝を歩む田螺かな　紫影
しなやかに窓打つ風の柳かな　竹外
祭日に訪へば甘酒に先客のある　光波

○名古屋二葉會句集　潮風報

蝶に眼が届けば離す乳房哉　花瓢
汐干潟出鼻廻れば隣村漂村
そよ風や蝶も交りて花の散る　一葩
乘り捨てし小舟も遠し汐干狩　自照
ヒラ〳〵と蝶もつれ行く暖かな　横鎗
蝶去つたあとやいさゝか花ゆるる　古樂
蝶一つ又一つきて狂ひけり　梅香
汐干狩名もなき貝を拾ひけり　靜風
花賣りを何處まで追ふか蝶一つ　氷壺
入相の鐘に汐干の戻り舟　孤園

（募）（集）（吟）（詠）

たまさかにそぞ動きくるひと塊の雲のかげにも慰さめのわれ　片淵　孤梟
そぞ風の生れたつ頃は疲れ果ててまた壓しだるる夕となりぬ
ホウ〳〵と啼く梟の聲淋し一人靜かに巡警の夜　大分　三岳
夕燒がすればうれしく外に出て世間話を我もするなり　京都　三浦
眞つ晝の炎熱のもと科人は荷車挽きつ汗拭ひ行く　松本　求
一番の汽車に乘らんと停車場へさして行くてに鳴く杜鵑

○

撒水の車忙しや雲の峰　長野　裾花
舟を待つ向ひの岸の日傘かな
町の子の遊ひ處や夏木立　宮城　つゑ
夕立や寺へ舞ひ込む魚賣り
夕立の晴れて海邊を登る月
一日の疲れ忘れて夕納涼

練習所卒業元木生に送る

梅干や元木に勝る華の色　臺刑　阿字
深谷に小鳥囀る清水哉　朝鮮　あづま
老杉の姿を寫す清水哉
劍握る手をかすめ飛ぶ螢哉　大分　三岳

毎月募集

短歌　俳句　題〔當季隨意〕

鼠の評眼

―〔A生〕―
（7）

「監獄は、悪の花の溫室だ」

と皮肉屋がいつた。たしかにバイロンの言葉であつた。東西その所を異にし、又行刑が進歩した今日でも、然しこの言葉は、或る皮肉な眞實性を帶びてゐる。而て行刑が刷新されたゞけ、より皮肉な現象として映ずる。

監獄に入れば這いるほど、度が重なればかさなるほど、彼等は、確實に、かしこくなつてゆく。敢て在監中の所作ばかりでなく、その態度、言葉が、世の中に通じるのには、余り美しくありすぎるほど立派である。これが又、世の中と調和しない重大な原因の一つであらう。

一寸あつたときには、流暢な言葉でお世辞をふりまく一かどの眞面目さを以て、仕事も働く。處が、かなしいことには、確實性をもつた眞劍味がない。少しつき合へばばけの皮が剝げる。

つまりこの虚僞な態度や言葉は、自棄になつたり脅喝するすごさをみせたり、いやさなるほど、その性格が、「變体の眞面目さ」をおぼへるのは、行刑そのものも、その責任をおほはねばならないであらう。

然し敎化は、敎誨に全同すべきものではないことは明かで、このひねくれて理窟をおぼへ、理窟のたつところに、物事は通るといつたことを信知する彼等の觀念は、必ずしも敎誨のせいばかりではない。之を、ともすると行刑官の口からさへ、敎誨がわるい、敎誨がいらぬ理窟や說敎を敎へると言はれるが之は罪を他に、轉嫁せんとするものである。

我輩に云はすれば、現在の刑務所それ自体の組織が、かくした人間をつくるべく、都合よく出來てゐるのである。

つまり刑務所が、法を對象とせない「人」を對象とする施設であり乍ら、たゞ理知と形式とで、「人」に對する、その反影が、彼等の社會觀念とそれに對する態度とを自ら構成せしめるのである。

こゝで抽象論から一の具体的論に及ぼう。けれど、監獄へはいる度が重なればかなつたり脅喝するすごさをみせたり、いやさなるほど、その性格が、「變体の眞面目さ」をおぼへるのは、行刑そのものも、その責任をおほはねばならないであらう。

然し敎化は、敎誨に全同すべきものではないことは明かで、このひねくれて理窟をおぼへ、理窟のたつところに、物事は通るといつたことを信知する彼等の觀念は、必ずしも敎誨のせいばかりではない。之を、ともすると行刑官の口からさへ、敎誨がわるい、敎誨がいらぬ理窟や說敎を敎へると言はれるが之は罪を他に、轉嫁せんとするものである。

我輩に云はすれば、現在の刑務所それ自体の組織が、かくした人間をつくるべく、都合よく出來てゐるのである。

つまり刑務所が、法を對象とせない「人」を對象とする施設であり乍ら、たゞ理知と形式とで、「人」に對する、その反影が、彼等の社會觀念とそれに對する態度とを自ら構成せしめるのである。

こゝで抽象論から一の具体的論に及ぼう。世の中といふものは、腐つた必要價値のあるものが使用價値を生ずるのだ。いまらば、こゝに深い洞察と赤裸々な批判とをごろ朱子學を文字通りにやつてみるといゝ。この三千世界にも生きてゆく處がなくなる。惡を禮贊するのではないけれど、惡の存在を認容せざるを得ないのがこの娑婆の世界である。つまり理想はつねに高い彼方に輝いてゐるのだ。それを眸ざして進んでゆく過程――そこに人生がある。

けれど世の中には、このことさへ疑はれるほどの雜亂がある、電車の吊皮にぶらさがつたら動くまゝにゆられねばならぬ。乃至職人には職人の氣質があり勞働者には勞働者の生活の樣式がある、それを知らずに君子の言行を以て、そのまゝ規矩しようとすることは余りに非現實的でありすぎる。或る意味に於て、監獄に這る人間は、善人すぎる處さへあるのだ。

そこでだ。たとへば喧嘩をやる。喧嘩はとにかくよいことではない。監獄内ではこと更困る。だから懲罰はやむを得ない。然し、然しだ。俺はこゝに問題が殘つてゐると思ふ。而して、行刑が、根本を、個人の敎化といふことに重きをおいてなされるならば、監獄では規律違反で犯罪にならうとも、個人の處遇敎化から云へば、そこに、芽ぐむ或る光明を感知すべきではないかといふのである。これが一段と高められたのが、おかすことの出來ない威嚴である。而て、太陽は、自ら光りを放ちて自らも輝かしてゐる樣に、この威嚴自信は、自分の生活をつねに反省させるものである。

春になれば思はぬ藥や物をつんだ下にも生々した草が芽をふく。一切を形式によつて判別し、いたづらに敎化のレベルを變な處にのみもつてゐるから制度を改め、美しい處遇がなされても折角出た芽をふみにじつて終ふ樣になる。生んだ卵をくふ變態鷄と一所だ。俺は、喧嘩を禮讃するほどの野暴性をもたぬ。猫が來たらすぐにげる鼠だ。だがそのために、いよ〳〵猫は鼠をくふ權利があるかの如く思惟し再等は、だんだんと自滅他滅をしてゆく。俺には、喧嘩が出來るやうな力が欲しい。窮鼠のそれでなくて堂々と戰ふ處の力が――而して、それが出來れば、うだつがあがつてくる。

然し之は行刑官の把持する心持としての提言である。

（此項未完）

優良兒

―眞の愛の結晶―

◇優良兒は、放埒な不攝生な兩親からは生れない。かれもまた遺傳學の法則に支配される一個體であるのだ。

◇遺傳は精虫と卵子とにより、吾々の身體の諸子は總てこの微妙なる精子に感應する。

◇殊に身體に異和を覺える場合には、その影響は直ちに敏感な精虫卵子に及んでこゝに弱點を遺傳する。

◇即ち酩酊時に受胎すれば、精子の毀損を來たし、生れた兒は體質劣弱、又は低能白痴たる事が多い。

◇精神の安靜を缺き非常に憂慮亢奮してゐる場合、或は健康をそこない疲勞狀態にある時、受胎しても優良の素質の兒を儲くることはむづかしい。

◇健全ならざる兩親の間には、たとひ子供が生れても、優良なる乳汁の分泌は望まれず、又非常の努力と細心の注意とを要する哺育の上にも落度を免れないので、大切な萌芽時代を健康に過ごさせることが困難である。

◇しかもその影響は一生涯付き纏うて、虚弱より脫せんとしても遂に脫せられない。

◇虚弱とは、身體を構成する細胞の生活力が弱く、その機能が萎靡して充分能力を發揮する能はず、同時に抵抗力が弱くて、普通の刺戟にも直ちに病的となる狀態をいふ。

◇虚弱な子供は更に虚弱な子孫を生む。

◇遺傳學上注意すべき病氣は多々ある中に最も怖るべきは結核と黴毒である。

◇母親の結核が直接胎兒に遺傳することは極めて稀であるとしてもその結核菌から生ずる一種の毒素が胎盤を通じて胎兒に移行し、障碍を與へるために、生兒は特に虚弱で、死亡率が高いのである。

◇黴毒に感染して治癒せぬ內に妊娠するか、或は妊娠中感染した場合には、完全の治

家庭

山のぼり



▽携帶品　テント(但し一般的コースにはその必要なし)リュクサック、カンジキ、防水マント、雪眼鏡(黃又は黑色の濃きものよし)杖、藥(胃腸藥、ヨジウムチンキ)繃帶、小刀、鉈、鋸、飯盒、地圖(參謀本部五萬分の一のもの)磁石等

▽服裝　洋服は夏服で差支ないが毛布等持參すればよい。靴は裏に登山ビョーを打つたもの、わらぢならば一日に二足づゝ用意の必要あり卷ゲートルもつける事、

▽體質　日本アルプス方面に出掛けるものは先づその登山口と案內者に就て相當の研究をして行くのが肝心、脚氣、心臟の弱い者等は行かない方が安全、普通の山なら大抵は小屋があつて食料等の準備はしてあるから特に携帶の必要はない、でも氷砂糖、鰹節位はよい。

▽その他　山は一般に午前は天氣良く午後は曇つて雨の降る事が多い、なるべく午前中歩いて午後は小屋等で休むと暴風に出會つた時は急いで下らず登るか止つて晴れるのを待つた方がよい、又雪の傾斜を上から見ると案外緩く見えるから下りの場合特に注意が肝要、若し森林の中へ迷ひ込んで方向のわからない時は樹木の葉の色の濃い方、及び枝の繁つてゐる方が南であると見て大體誤りはない。

子供交通の十ケ條

一、道路は必ず左端を歩きみだりに車道に出でないこと

二、道路を橫斷するときは直角に通るべく斜に橫斷しないこと、殊に交叉点においては嚴守されたい

三、電車や自動車はたとひそれが止つてゐてもそのすぐ前または後を通りぬけてはならない

四、車馬のすぐそばに並んで通行してはならない

五、車の飛降り飛乘りしてはならない

六、無暗にかけ出してはならない

七、道路を大勢で橫に並んで歩いてはならない

八、珍らしいものがあつても無暗に道路上に立止つてはならない

九、交通ひんぱんな道路で遊んではならない

十、車馬の通る道路で三輪車やスケートなどに乘つてはならない

間食十則

1、一日に時間を定て二度がころ

2、ねる前や寢床の中は大禁物

3、たべる前屹と兩手をよく洗ひ

4、間食の時には皆で行儀よう

5、落したものは食べぬ樣

6、間食をすませた後は湯茶を呑め

7、間食は少々お食事はたつぷり

8、やす菓子の色には毒素をもふくみ

9、果實は煮て喰させる程にして

10、買喰は身を亡ぼすもとゝなる

海水浴

一、盜難遺失の惧があるから貴金屬や多額の金を携行しないこと

一、海水浴場では必ず褌か猿股を用ふること

一、肉色や白色の海水衣は濡れると身體各部が透視されて不體裁であるから婦人は必ず黑色海水浴衣を著用することが必要である

一、硝子の破片や危險を發見した時は自他の爲め危險なき所に投棄すること

一、水泳前五分間位柔軟體操を爲し身體各部の調節を計ること

一、顏面や頭部等は水泳前充分に濡らし置くこと

一、水泳初心者は淺瀨に於て練習すること

一、水泳中溺れた眞似を爲ぬこと

一、溺れた者を發見した時は大聲で救ひを求めること(一人で救助するは危險である)

一、水泳は三十分以上繼續せぬ事

療を施せば、生兒に病毒を及ぼさずに濟む。

◇妊娠中の驅黴療法は、胎兒に對しては、出産後のそれよりも効果が多い。

◇疑はしい場合には、血清反應により、黴毒の有無を檢しないと、不慮の禍を招く。

◇要するに優良兒は兩親の克己、節制、眞の愛の結晶である。（瀬川博士談）

○七三ヶ耳かくしに結ぶにはなくてならないあのヘーヤネットは多く支那から輸入したものだが、近頃は日本でも出來る。

○けれどもその材料にする毛髪は支那人の毛で、今までベンバツで毛髪を長くしてゐた支那人が、短く刈り込むやうになつたので、どん〳〵切つた毛髪が産出されて、價も非常に安く百片が四百圓と云ふ値段である。

○出來あがつたネットは一グロス一圓五十錢から八十錢、一枚は五錢位で賣つても小賣ではもをかる。

挿し花　水あげ法

一、心臟の弱い人は水泳をなさないこと

▲アネモネ　切口を碎き二、三秒鹽酸にひたす

▲アラセイトウ　切口を碎き二、三秒テレピン油または鹽酸にひたす。

▲アマリリス　切口を二三秒薄荷油にひたす。

▲イキシヤ　切口を碎き二、三秒アルコールか鹽酸にひたす。

▲イリス　切口を碎き一、二秒薄荷油にひたす。

▲エニシダ　切口を碎き鹽酸に二、三秒ひたす。

▲オダマキ　切口を二、三秒エーテルにひたす。

▲カンデタフト　切口を碎き二、三秒鹽酸にひたす。

×

▲キンギヨ草　切口を碎き三四秒アルコールかエーテルに浸す。

▲キンレンカ　切口を三、四秒アルコールにひたす。

▲ケシヒナゲシ　切口を三、四秒鹽酸又は硝酸銀の溶液に浸す。

▲ケマンソウ　切口を三、四秒エーテルにひたす。

▲コデマリ　切口を碎き二、三秒エーテルにひたす。

▲コスモス　二、三秒鹽酸又はテレピン油にひたす。

▲シヤクナゲ　七、八秒鹽酸又は薄荷油にひたす。

▲シネラリヤ　三、四秒アルコール又はエーテルにひたす

▲シクラメン　二、三秒アルコールにつけるか一、二秒薄荷油にひたす。

▲スキートピー　切口を一、二秒アルコールかテレピン油につける。

×

▲ダリア　切口を碎き三、四秒アルコールにひたすか碎いた切口に食鹽をぬる。

▲チキタリス　二、三秒アルコールかまたは薄荷にひたす

▲バラ　切口を碎き四、五秒鹽酸又はテレピン油にひたす

▲ハナビシソウ　切口を三、四秒薄荷油にひたす。

×

▲ヤマンヤク　莖の下部を火になるまで燒き直ぐ水に入れる。

蠅の驅除

藥品を用ひて蠅を驅除する方法は、最も安全な方法と云ふべきでしよう、それには除蟲菊の粉末を直接ふりかけるなり、又之をいぶして室内の蠅を一時に皆殺しにする法などは簡單に出來る事ですが、之で死んだ蠅は集めて燒くのが適當であります、又フオルマリンの薄い液體を食パンに浸して之に牛乳又は砂糖及酢を加へて西洋皿の樣な平たい皿に入れて室内におくのも一方法であります、これに集まる蠅はパンや牛乳をなめると同時にフオルマリンによつて死んでしまひます、これを作るにはフオルマリン（普通消毒用）二匙（茶匙にて）

砂糖　同　二合

水　同　量

右の割合にしますが、水の代りに石灰水を用ひてフオルマリンを除いてもよろしいのです、しかしこれらは何れも蠅が室内に入つて來てから殺すのであつて、そこには多少害は及ぼされてゐるものと見なければなりますまい、ですからそれよりも先づ室内に入る前のものを驅除する方法を講ずるのが一番で、それには、塵芥などのやうな蠅の發生しやすい處にその方法をとることです、一般に石油乳劑などを用ひられて居ます。

叙任辭令

叙從七位
叙正八位
八級俸下賜依願免官
依願免官
七級俸下賜（死亡）
任保健技師命神戸刑務所勤務
給四級俸依願免官　看守長兼司法屬
命青森刑務所勤務
命長野刑務所松本支所勤務
命小田原少年刑務所勤務
命山口刑務所勤務
命松山同
命長崎同
命福岡同
免本職命甲府刑務所勤務
補札幌刑務所小樽支所長
命札幌刑務所勤務
命前橋同、給六級俸
命京都刑務所勤務
命滋賀同

勳八等　双木文四郎（浦和）
全　栗田貫道（西條）
保健技師　竹内熙（千葉）
看守長　清水財次郎（前橋）
保健技師　鎌形融（前橋）
保健技手　藤田境太（神戸）
看守長　戸谷清助（松本）
千野頌晴（小田原少年）
松山憲太郎（青森）
塘見市郎（松山）
上路莊三郎（山口）
武藤勝次（福岡）
北岡重民（長崎）
永井梅吉（小樽支所長）
今井芳藏（札幌）
田中清一（甲府）
白木清吉（京都）
益山喜三郎（滋賀）
長谷文一（小菅）

命小菅同　全　朝岡晴光（山形）
命山形同　全　蝦名末太郎（帶廣）
命岩國少年同　全　北村松造（沖繩）
命沖繩同、月俸六十円給與　全　安東荒喜（熊本）
命熊本刑務所勤務　全　松本時一郎（高知）
命高知同　全　中島廣記（片淵）
命長崎刑務所片淵支所勤務　全　重富一郎（岩國少年）
命山形刑務所勤務　全　宮城要次郎（盛岡少年）
命盛岡少年同　全　長谷川巳吉（山形）
命宮城同　全　三浦惣次郎（釧路）
命釧路同、月俸六十七円給與　全　佐々木盛（宮城）
命滋賀刑務所勤務　全　内田鹿一（山口）
命山口同　全　寺崎與太郎（滋賀）
任看守長、命函館刑務所勤務、月俸六十三円給與　看守　山路庄五郎（鳥取）
命市谷刑務所勤務　看守長　印南眞一（大阪）
命大阪同　全　金田榮三郎（神戸）
命神戸同　全　喜多義一（函館）
兼任司法屬、命行刑局市谷刑務所勤務　全　野崎辰雄（市谷）
免兼官、命市谷刑務所勤務　看守長兼司法屬　青柳彌錄
看守長　山本銓吉（大阪北區）
兼任司法屬、命行刑局市谷刑務所勤務月俸七十円給與　長谷文一（小菅）

命名古屋刑務所勤務　看守長　犬島德治（豐多摩）
命大阪刑務所北區支所兼務　仝　榎本連雄（名古屋）
仝　奥村輝（市谷）
命豐多摩刑務所勤務給三級俸　保健技手　志村實五（甲府）
任保健技師命甲府刑務所勤務、十級俸下賜　敎誨師　本澤盛秀（金澤）
任敎誨師、命釧路刑務所勤務、十一級俸下賜　内藤英雄（）
任保健技師、命千葉刑務所勤務、九級俸下賜　保健技師　中村次三郎（小菅）
依願免官　保健技手　安藤彌雄（名古屋）
任保健技師命名古屋刑務所勤務、九級俸下賜　同　新海鐵義（岡崎少年）
任保健技師命岡崎少年刑務所勤務、十級俸下賜　同　山本定次郎（三重）
任保健技師命三重刑務所勤務、十級俸下賜　同　古賀常馨（三池）
任保健技師命三池刑務所勤務、十級俸下賜　同　野中守四郎（長崎）
任保健技師命長崎刑務所勤務、十級俸下賜　同　三木文六（高松）
任保健技師命高松刑務所勤務、十級俸下賜　同　笠季人（大阪）
任保健技師命大阪刑務所勤務、十級俸下賜　同　橋本清敏（片淵）
任保健技師命長崎刑務所片淵支所勤務、十級俸下賜　同　岡本主計（岩國少年）
任保健技師命岩國少年刑務所勤務、十級俸下賜　同　榊原五百枝（大阪）
任保健技師命大阪刑務所勤務、十級俸下賜　同　野正艮夫（小倉）
任保健技師命福岡刑務所小倉支所勤務、十一級俸下賜　同　高島恒男（松本）
任保健技師命長野刑務所松本支所勤務、十一級俸下賜　同　米澤貞二（廣島）
任保健技師命廣島刑務所勤務、十一級下賜　同　重信琢雄（岡山）
任保健技師命山形刑務所勤務、十一級俸下賜　高野嘉幸
任保健技師命市谷刑務所八王子支所勤務、十一級俸下賜　保健技手　中島方一（佐賀）
任保健技師命熊本刑務所佐賀支所勤務、十二級俸下賜　典獄　坂梨森太郎（甲府）
補大分刑務所長　典獄　長山又四郎（鹿兒島）
補甲府刑務所長　典獄　安東福男（大分）
補鹿兒島刑務所長　保健技師　朝山勘一（函館）
命前橋刑務所勤務　看守長　吉田儀之助（汐見町支所長）
免本職命函館刑務所勤務　仝　後藤孝治（函館）
補函館刑務所汐見町支所長　休職看守長　井關鈴生（京町支所長）
免本官　正八位　栗田貫道（松山）
叙勳八等授瑞寶章　仝　鈴木米治郎（網走）

刑務令規

○行刑局長通牒

●寫眞帖送附ニ關スル件

（昭和二年四月廿七日）
（行甲第五六八號）

參考上當局ニ備付ケ致度候條將來貴所設備ノ寫眞帖作成相成候場合は三部當局へ御送付相成度候

追テ貴所建築當時又ハ爾後撮影相成候モノ殘存候ハヾ此際御回送相煩度

●留置人ノ信書檢閱ニ關スル件

（昭和二年五月十九日）
（行甲第六七八號）

別紙甲號ノ照會ニ對シ乙號ノ通回答致置候條爲參考及御送付候

（甲號）

警發乙第五一三號昭和二年五月十二日

内務省警保局長

司法省行刑局長宛

留置人ノ信書檢閱ニ關スル件

刑務所ニ拘禁セラレ居ル在監者ノ受發スル信書ハ典獄ニ於テ之ヲ檢閱スルノ權限ヲ有シ居候處警察署ノ留置場ニ留置セル拘留囚及被疑者ニ係ル信書ニ付テハ之ニ對スル何等ノ規定無之警察署ニ附屬スル留置場ハ監獄法第一條第三項ニ依レハ監獄ニ代用スルコトヲ得ル旨規定セルニ徴シ本件ノ場合典獄ノ權限ハ警察署長ニ於テ行ヒ得ルモノト存候ヘ共一應御意見承知致度候

追而本件ハ差當リ必要ノ事情相生シ居候趣大阪府知事ヨリ申越有之候ニ付其御含ヲ以テ折返シ何分ノ御回答相煩度候

（乙號）

行丙第九四八號昭和二年五月十九日

司法省行刑局長

内務省警保局長宛

留置人ノ信書檢閱ニ關スル件回答

五月十二日警發乙第五一三號ヲ以テ警察署留置場ニ留置スル拘留囚及被疑者ノ發受スル信書檢閱ノ權限ニ關シ御照會相成候處右ハ貴見ノ通御取扱相成可然ト思料致候

●行刑統計小票竝諸表ニ付注意ノ件通牒

（昭和二年五月廿一日）
（行甲第六九二號）

統計調査ノ的確ヲ期スル件ニ付テハ從來機會アル毎ニ御留意ヲ煩ハシタル所ナレトモ行刑統計ハ行刑ノ現象ヲ觀察シ其ノ發達消長ヲ表顯スルモノニシテ將來施設ノ指針トスヘキモノタルハ勿論一面ニ於テ檢察裁判及行刑上ノ監督資料トナリ又學術研究ノ基礎タルヘキモノナルヲ以テ其ノ調査報告ノ迅速ニシテ精確ナルコトヲ要スルコト勿論ノ義ニ有之候然ルニ統計調査ノ報告其ノ指定日ヨリ遲延スルモノアリ調査ノ内容ニ付テモ亦往々杜撰ニシテ遺漏又ハ誤謬アリ其ノ儘直チニ統計資料ニ供スルコトヲ得ス其都度一々附箋返送シテ再調ノ取扱ヲ爲シツツアル狀況ニ有之候ヘ共斯クテハ徒ニ勞力ト日數トヲ費シ統計事務ノ能率ヲ阻害スルハ勿論司法事務ノ實用ニ資スルニモ機宜ヲ失スル次第ニ有之候條此際貴官ヨリ統計ノ事ニ當ル部下職員ヲ督勵スルト共ニ左ニ揭記シタル事項ニ付特ニ注意セラレ務メテ整備シタル統計資料ヲ進捗相成樣致度候

行刑統計小票

不動文字ニテ指示シタル事項ニ記入ヲナスニ當リ其ノ文字ノ直下ニ朱色小圏點ヲ附スヘキヲ右或ハ左又ハ上部ニ圏點ヲ附スルモノアリ或ハ全然脱落セルモノアリ（大正二年六月訓令第二號監獄統計小票取扱規程及ヒ様式第一通則五參照）

刑事被告人入監小票

被告事件欄ノ記入ニ際シテハ新入又ハ資格異動ノ際判明シタル總テノ事件ヲ記入スヘキヲ一件名ヲ掲ケ外何件ト記入シテ罪名ヲ省略スルモノアリ（大正二年六月訓令第二號監獄統計小票取扱規程及ヒ様式第二刑事被告人入監小票六被告事件欄參照）

受刑者入監小票

犯罪地欄、犯罪地ガ他府縣ノモノハ道府縣名ヲ記入スヘキヲ省略スルモノアリ（大正三年七月通牒監甲第五〇四號二參照）

罪名欄刑法第五十四條第一項ヲ適用セル場合ニハ最モ重キ刑ニ當ル罪名ヲ記入スヘキニ之ニ反スルモノアリ（大正二年六月訓令第二號監獄統計小票取扱規程及ヒ様式第四受刑者入監小票五參照）

入監度數欄特別刑務所ニ入監セシ度數ヲ記入スルモノアリ（大正七年三月通牒監甲第一九二號受刑者入監小票ノ入監度數ノ件參照）

信教欄細別スルモノアリ（大正六年十二月通牒監甲第七一九號監獄統計小票取扱規程及様式中改正ノ件參照）

家族欄戸主ノ場合ニ家族數ヲ區分セサルモノアリ（同上參照）

犯罪原因欄ト符合セサルモノアリ

即犯罪原因欄酒慾トアリテ飲酒欄不好酒トアルカ如シ

生育欄養育時期ノ最モ長キ者ヲ記入スルモノアリ（大正二年六月訓令第二號監獄統計小票取扱規程及ヒ様式第四受刑者入監小票七參照）

受刑者出監小票

出監事由欄中減刑ニ浴セシ者全部ニ付作製スルモノアリ（大正二年六月訓令第二號監獄統計小票取扱規程及ヒ様式第五受刑者出監小票三參照）

体重欄拘留刑ノ者ノ記入ヲナスモノアリ

（大正十一年訓令第一號監獄統計小票取扱規程及ヒ様式中改正ノ件第五ノ六參照）

病者小票

作業種目欄大正三年三月監甲第二〇四號在監者食糧給與手續第二號表ノ作業種目ヲ記入スヘキニ作業名ヲ記入シ或ハ同細目ヲ記入スルモノアリ

病名欄大正十三年六月訓令第三號及ヒ同月行甲第七八三號昭和二年二月通牒行甲第一一一號通牒ニ依リ刑務所收容者死因及ヒ疾病分類表ノ中分類ニ依ル死因又ハ病名ヲ記入スヘク又再掲ヲ要スルモノニ付テハ該小分類ノ番號ヲ記入スヘク又中分類其他ノ疾患ヲ以テ記入スヘキ死因又ハ病名ニシテ再掲ヲ要セサルモノハ該小分類ノ番號ヲ記入スヘキモノナリ然ルニ改正前ノ病名類別表ニヨリ記入スルモノアリ又病名ヲ記入スルニ中分類ノ病名ヲ以テ記入セス再掲スヘキ小分類ノ病名ヲ以テ記入シ且之カ番號ヲ記入セルモノアリ病者小票作業種目欄ニ記入シアル種目ニシテ作業名別曆年度就業延人員報告ニ記入ナキモノアリ

月表及年表

遡達期日ヲ遲延スルモノ多シ

越員ト前月末日現員ト符合セサルモノ多シ

月表第一表刑事被告人欄中ニ被疑者ト刑事被告人トヲ左右入違又ハ合算スルモノアリ（大年十三年三月通牒行甲第三二五號參照）

刑事被告人ノ滯獄日數ニ依ル人員欄ニ被疑者ヲ別掲セサルモノアリ

被疑者ニシテ刑事被告人ニ資格異動ノ場合ニ大正十三年七月行甲等一〇五五號通牒ニ依ラサルモノアリ

勞役場留置者ノ現員アルニ拘ハラス同留置期間ニ依ル人員欄ニ其記入ナキモノアリ

第一表附表ノ一刑名刑期中不定期刑ヲ細別セサルモノアリ第一表附表ノ一ノ入出ノ内容ト同附表ノ二ノ合計ト符合セサルモノアリ

○司法大臣官房會計課長通牒

●電燈增設に關スル件

（昭和二年五月廿六日　會甲第一八八三號）

電燈增設ノ場合特ニ新營費ノ支出ヲ要スルコトナク且ツ其使用料等ハ配賦豫算ノ範圍内ニ於テ支辨シ得ヘキモノハ自今經伺ヲ要セス直ニ施行シ得ルコトニ相成候條依命此段及通牒候也

司法次官　濱田　國松
司法次官　小原　直
司法參與官　黒住　成章
刑法並監獄法改正調査會委員ヲ囑託ス

辭令

劃時代的大法典の改正調査

委員並幹事任命さる

數年以前から着手しかねた刑法及監獄法の改正は、豫備的調査を進められてゐたが、今度愈々正式に左の委員及幹事が任命され、六月十四日初めての會議が行はれた。委員長及幹事の氏名左の如し。

正三位勳一等男爵　平沼騏一郎
從四位勳一等男爵　馬場　鍈一
正五位勳二等　花井　卓藏
勳二等　牧野菊之助
勳三等　熊谷　直太
松田　源治
鵜澤　總明
從四位男爵　池田　長康
法制局長官　前田　米藏
法制局參事官　黒崎　定三
内務省警保局長　山岡萬之助
東京帝大教授　牧野　英一
檢事　小山　松吉
判事　鷲島　直通
同　和仁　貞吉
檢事　林　賴三郎
刑法並監獄法改正調査委員會幹事ヲ囑託ス
法制局長　泉二　新熊
行刑局長　松井　和義
刑法並監獄法改正調査委員ヲ命ス
法制局參事官　楠貝　詮三
東京帝大教授　小野清一郎
檢事　宮城長五郎
判事　草野豹一郎
刑法並監獄法改正調査委員會幹事ヲ囑託ス
司法書記官　木村　尚達
同　三宅正太郎
同　岩村　通世
同　辻　敬助
同　古田　正武
同　黒川　渉
同　正木　亮
同　清水壯左久
刑法並監獄法改正調査委員會幹事ヲ命ス
六月　二日

昭和二年二月中入出監竝月末在監人員 （△ 減）

Prison Population during the Month of February, 1927

	越員	入監	出監	現員	前月末日現在	前年同月末日現在	増 前月比較	減 前年比較
受刑者	39,423	3,074	3,967	38,530	39,423	39,026	△ 893	△ 496
刑事被告人	3,345	3,547	3,382	3,510	3,345	3,358	165	152
勞役場留置者	214	322	290	246	214	207	32	39
乳兒	10	3	3	10	10	18	0	△ 8
總計 男	42,075	6,742	7,394	41,423	42,075	41,688	△652	△ 265
總計 女	917	204	248	873	917	921	△ 44	△ 48
總計 計	42,992	6,946	7,642	42,296	42,992	42,609	△696	△313

備考 內朝鮮人受刑者男679人 刑事被告人男78人、女1人、支那人受刑者男111人、刑事被告人男13人露西亞人受刑者男2人アリ。

昭和二年二月末在所者人員表

The Number of the Inmates during the Month of February, 1927

刑務所別 Name of Prisons	受刑者 Prisoners sentenced			刑事被告人 Prisoners Accused			勞役場留置者 Prisoners in "Roeki-jo" (Place of labour in lien of fine or penalty imposed)			乳兒 Babies in Prison			合計 Sum Total		
	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female	計 Total
小菅 Kosuge	1.130	—	1.130	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.130	—	1.130
市谷 Ichigaya	280	24	304	836	19	855	30	—	30	—	—	—	1.146	43	1.189
豊多摩 Toyotama	1.055	—	1.055	—	—	—	2	—	2	—	—	—	1.057	—	1.057
巢鴨 Sugamo	1.908	—	1.908	—	—	—	1	—	1	—	—	—	1.909	—	1.909
横濱 Yokohama	448	5	453	168	5	173	6	—	6	—	1	1	622	11	633
千葉 Chiba	825	—	825	35	2	37	1	—	1	—	—	—	861	2	863
水戸 Mito	420		420	29	2	31	1	—	1	—	—	—	450	2	452
宇都宮 Utsunomiya	349	141	490	31	5	36	1	—	1	—	—	—	381	146	527
前橋 Maebashi	1.032	—	1.032	63	5	68	2	—	2	—	—	—	1.097	5	1.102
靜岡 Shizuoka	588	—	588	61	3	64	5	—	5	—	—	—	654	3	657

矯正図書館
刑政第40巻第7号

甲府 Kōfu	657	—	657	27	1	28	2	—	2	—	—	—	686	1	687
長野 Nagano	733	13	746	26	2	28	3	—	3	—	—	—	762	15	777
新潟 Niigata	500	6	506	28	2	30	1	—	1	—	—	—	529	8	537
京都 Kyōtō	843	133	976	50	—	50	15	—	15	1	2	3	909	135	1.044
大阪 Osaka	2.679	3	2.682	490	14	504	13	—	13	—	—	—	3.182	17	3.199
神戸 Kōbe	1.489	1	1.490	167	1	168	31	—	31	—	—	—	1.687	2	1.689
奈良 Nara	702	—	702	18	—	18	1	—	1	—	—	—	721	—	721
滋賀 Shiga	412	—	412	37	1	38	3	—	3	—	—	—	452	1	453
徳島 Tokushima	477	16	493	16	—	16	2	1	3	—	—	—	495	17	512
高松 Takamatsu	804	2	806	27	—	27	4	—	4	—	—	—	835	2	837
高知 Kōchi	655	8	663	29	—	29	5	—	5	—	—	—	689	8	697
名古屋 Nagoya	1.633	75	1.708	114	4	118	6	—	6	—	2	2	1.753	81	1.834
三重 Mie	665	—	665	39	1	40	—	—	—	—	—	—	704	1	705
岐阜 Gifu	474	—	474	52	3	55	1	—	1	—	—	—	527	3	530
金澤 Kanazawa	629	22	651	61	1	62	2	—	2	—	—	—	692	23	715
廣島 Hiroshima	1.078	65	1.143	67	1	68	4	—	4	—	—	—	1.149	66	1.215
山口 Yamaguchi	571	—	571	29	—	29	4	—	4	—	—	—	604	—	604

(118)

岡山 Okayama	729	3	732	132	8	140	16	1	17	—	1	1	877	13	890
松江 Matsue	630	21	651	61	2	63	2	—	2	—	—	—	663	23	716
松山 Matsuyama	563	1	564	44	—	44	5	—	5	—	—	—	612	1	613
長崎 Nagasaki	875	—	875	58	1	59	4	—	4	—	—	—	937	1	938
三池 Miike	1.334	—	1.334	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.334	—	1.334
福岡 Fukuoka	1.556	90	1.646	112	—	112	16	—	16	1	—	1	1.685	90	1.775
大分 Oita	361	—	361	25	—	25	1	—	1	—	—	—	387	—	387
熊本 Kumamoto	1.015	—	1.015	51	1	52	9	—	9	—	—	—	1.075	1	1.076
鹿兒島 Kagoshima	470	7	477	31	5	36	5	—	5	—	1	1	506	13	519
宮崎 Miyazaki	361	—	361	18	3	21	2	—	2	—	—	—	381	3	384
沖繩 Okinawa	297	7	304	47	—	47	4	—	4	—	—	—	348	7	355
宮城 Miyagi	834	61	895	68	1	69	4	—	4	—	—	—	906	62	968
福島 Fukushima	353	1	354	58	2	60	—	—	—	—	—	—	411	3	414
山形 Yamagata	272	—	272	16	1	17	2	—	2	—	—	—	290	1	291
秋田 Akita	433	—	433	14	1	15	6	—	6	—	—	—	453	1	454
青森 Aomori	282	2	284	25	2	27	3	—	3	—	—	—	310	4	314
札幌 Sapporo	1.117	53	1.170	81	4	85	10	—	10	1	—	1	1.209	57	1.266

(119)

矯正図書館
刑政第40巻第7号

區館 Hakodate	382	—	382	10	—	16	1	—	1	—	1	—	399	—
網走 Abashiri	531	—	581	2	—	2	2	—	2	—	2	—	585	—
釧路 Kushiro	332	—	332	7	—	7	1	—	1	—	1	—	340	—
小田原(少年) Odawara (for juvenile delinquents)	300	—	300	3	—	3	3	—	3	—	3	—	306	—
川越(同) Kawagoye (ditto)	310	—	310	—	—	—	—	—	—	—	—	—	310	—
姫路(同) Himeji (ditto)	183	—	183	—	—	—	—	—	—	—	—	—	183	—
岡崎(同) Okazaki (ditto)	235	—	235	20	—	20	—	—	—	—	—	—	255	—
岩國(同) Iwakuni (ditto)	299	—	299	5	—	5	—	—	—	—	—	—	304	—
久留米(同) Kurume (ditto)	367	—	367	12	1	13	—	—	—	—	—	—	381	1
盛岡(同) Morioka (ditto)	127	—	127	—	—	—	—	—	—	—	—	—	127	—
北海(同) Hokkai (ditto)	126	—	126	—	—	—	—	—	—	—	—	—	136	—
總計 Sum Total	27,770	760	38,530	3,406	104	3,510	244	2	246	3	7	10	41,423	873
														42,296

犯罪文藝

夕立

田島淳氏作

時　初夏の雲り空の夕べて
　　蛙の啼く聲も聞える
所　越後國上山の五合庵前

五合庵の主、良寛は子供が大好きで、今日も里の子五六人と隠れん坊をして居た。隠れた良寛を探ねあぐねた子等は「蛙が啼くから歸へろ、蛙が啼くから歸へろ」と打連れて去る。その時窓下に積まれた粗朶や枯杉の枝が崩れて、中から良寛はのつそり現はれた。大息つき汗を拭ひ乍ら庵の濡椽から内へ入らうとして障子に手をかけた刹那、内側から突然障子が開いて一人の男が飛出すや良寛をそこへ突き仆し一散に駈出した。

本篇は五月十六日にJOAKが放送したラヂヲドラマの梗概です

e生

あつけにとられた良寛は呆然と後を見送つて居た、この時稲光がして遠雷が聞え始める。雷はだん〳〵近くなる、良寛が座に上るとそこら乱暴に取り散らされてあるので片付かゝるとバラ〳〵と夕立がやつて來た。すると何を思つたか良寛はあたふた厨に駈込み、そして菅笠を冠り尻端折て番傘を小脇に外へ駈出さうとする出合頭に、仲間二人を連れて待がかけ込んで來た。

「どうか軒下をお貸し下され」

「おゝさ、お上りなされ」

「忝ない――アゝもし良寛殿では御座らぬか」

と又駈出さうとする良寛を呼留める。ふり返つた良

寛は、

「長寛でござる ― ちよつと失禮をしまする、直にもどつて參る」

「イヤ晉! ――此雨中、もし召連れた仲間にて間に合ひますれば」

「ヤアそれは忝ない、ではお頼みしまする。此先へ一人の男がまいりまする、この雨で定めし困つてゐるで御座ろう、この先半里許りは一軒も人家が御座らぬ、どうか此傘を渡してやつて下され」

「畏まりました――これすぐに」

目配せに仲間の一人は傘を受取て出て行く、長寛は忝ふござる相濟みませぬを繰返しつゝ先に立つて侍を導き座に上る。茶を一つ汲んで――」

「さあ〳〵、生憎茶碗が一つぎりで、どうかお二人で――」

ここで侍は物語る。自分は藩の近習原田伊織と申す、殿が彌彦神社へ參詣の歸途、草の中にあつた鉢の子、それには「おれがのほんにおれがの」と見事な筆蹟。路傍に跪く百姓を捉へて尋ねると貴僧のものと分つたからお屆に參つたと述べる。長寛はその鉢の子は托鉢に行つての歸り、道端の菫があまりに美しきにつひ心引かされて摘んだ指に忘れたものであると話した。伊織は鉢の子を前へ差出して、眼への土産に一筆をと所望すると長寛は氣輕くうけて、

みちのべにすみれつみつゝ鉢の子を

わが忘れてぞ來しあはれ鉢の子

と即吟を書いて渡す。折柄、出て行つた仲間が最前の男を手拭で俯手に括り上げ傘さしかけて歸つて來る。長寛も驚く、侍も驚く、男は仲間を怒鳴りつけて濡縁に腰を下す。仲間は長寛に向つて、自分が傘を持つて追つて行くと、この男はどん〳〵走る、漸く追付くと飛付て來て逃れようとするから怪しい奴とにらんだので縛り上げて連れて戻つたと誇り顏。聞く長寛はおろ〳〵して

「ヤゝこれはどうも、これはお氣の毒でござつた、今解て進ぜる、これは〳〵お氣の毒でござつた」

手拭を解きにかゝる、侍も男に對し、

「お許し下さいまし々々、お許し下さいませ」又長寛の方へ、

「お許し下されい々々、粗匆仕つた」。又仲間に向ひ

「コレ ―なんとしてお詫申上げる、なんとしてお詫をする」。詫びたり叱つたり。長寛は、

「イヤもとは私から起つたこと」

「イヤお客人に對する御無禮、幾重にもお詫仕る、幾里にも――」

「イヤ皆私から――」

「イヤなんとして――」

長寛は仲間に

「これはどうも有難うござつた々々」

侍は男に

「どうかお許し下されい々々、幾重にもそれがしよりお詫致しまする々々」。そして仲間に、

「詮ない奴ぢや何としてお詫を申上げる詮ない奴ぢや――」

長寛は「これ皆私から起つたこと」を繰返す、この内に男はどぎまぎしながらも招ぜらるゝまゝに座ににぢり上る、侍は懐中から帛紗包を取出し殿よりの土産の印と差出すと、長寛は何の遠慮もなく貰つて机上に直す、そこで侍と仲間兩人色々と詫言して歸つて行く。その後にぽつねんと取殘されたは男であつた。送り出した長寛は座に戻つて。

「ホンニどうも態々こんな處までお戻りなされて、お氣の毒でござつた、サアこれを持てゐらつしやれさあ〳〵――」

と侍から貰つた包の金とつて男にやる、男は面くらつて、譯の分らぬまゝ、

「大丈夫か?」

「何が――さあ持てゐらつしやれ」

「譯が分らねえ」

「エゝどうも本當にお氣の毒でござつた」

「……」

「どうかなされたか」

「オイぢいさん」

「エ」

「俺も兒分の十五六人もあるゴマの灰だ」

「大したものだな」

「此の金半分おめえんとこへおいてつてやろう」

「エ」

「この金半分おめえんとこへおいてつてやろう」

「どうして」

「どうしてつたつて、おめえんとこみてえなうちはねえな」

「なにが」

「なにがつてつたつて、おめえんとこみてえな家は

ねえぜ、サア半分おいてつてやらう」
「貰つた處で使ひ道がないやな」
「エ――おめえ俺を怖がつてゐるんだな」
「怖がつてなんぞはゐやしない」
「マアたんでもよいいゝや、ナ、半分とつときねえ」
「だつてそんな大金使ひ道もない者が持つてゐたつて勿体ないやな、それよりかおまえさん要るんだろうサ持てゆかつしやれ」
泥棒と良寛は互に金を譲合ふうちに、泥棒は良寛の無慾に不思議がきざす、良寛は根負けの体で、半金の内廿文を軒の修繕費に、餘りの金は「四兩三分三朱四百五文これ有り候」と書て門へ張り出し貧困の人に貰つてもらふことにした。泥棒はつく〳〵とこの様を打見やる内に無慾恬淡な和尚の心に導かれ自づと、素直な心に立ち歸つて來た。みんなの金を手に握つて、
「俺この金、みんな兒分にくれてやらあ、そして俺もこん中から元手貰つて何か商買すらあ、さうしてこの街道にやあ、一人もゴマの灰のゐねえやうにしてみせらあ、さうして旅人はみんな安心して通れるやうにしてやらあ」
「さうすりやおまえさんも安心だよ」
「アさうだ、俺も安心だ、俺も安心だ――、それから
一昨日この庵へ來さして吳んねえ」
「よし〳〵」
良寛は機嫌がよい、そこへ子供達が「虹が出た々々」と云ひながら來る、良寛は隱れん坊のつゞきと思つてか、慌てくさつて池の岸の芦の葉陰にうづくまる、泥棒はキヨロ〳〵、これを見付た子供は怪訝顏、
「だあれ、おぢさんだあれ」
泥棒自分の改心をほこり顏に、
「俺は泥棒ぢやねえぞ」
これ聞いた子供達は口々に、
「泥棒々々々々」
良寛つと姿を現はして、
「たんまたんまだよ」
と云ひながら子供達の傍により
「お客樣だよ」
といつて聞かせる、そこで子供達、
「ごめんな々々」
とあやまると、すぐ隱れん坊しようと良寛にすゝめる泥棒も
「おれもまぜて吳れるか――おれも」
と庭へおりて來て、みんなが圓く輪を作つて
「ぢやんけんぽん、ぢやんけんぽん――」
――（おはり）――

「試み」の募集

論文にかくほどの改良意見でなくても、實務執行上「からしたらよい」と考へついて、やつて見た「試み」が意外に成績がよくて、こんなことならもつと早くやればよかつたと思はれることがありませう、又そのことがさいなことであつても、全國的にこれを行へばよからうと考へられるやうな共通問題についてつまらぬと捨てずに御發表を願ひたいと思ひます、またある所では成績よしとしてもまた異論があるかもしれません、それに對しても率直に誌上で意見を公開されるやうに希望します。

編輯部

定價表		廣告料	
一冊（稅共）	金二十錢	五號活字半段一行	金一圓
六冊（稅共）	金一圓二十錢	一等一頁	金五十圓
十二冊（稅共）	金二圓四十錢	二等一頁	金四十圓
		普通一頁	金三十圓

注文規定
●御注文は總て前金のこと
●御送金は郵便爲替ならば司法省郵便局取扱にて拂込のこと、但なるべく振替を利用せられたし口座は東京二五〇五九番刑務協會とすること
●御注文の際は必ず送附先明記のこと從つて轉居の際は新舊住所を御屆下されたし

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可
昭和二年六月二十六日印刷
昭和二年七月一日發行
東京市麹町區西日比谷町一番地
發行兼編輯人　香川又二郎
東京府豐多摩郡野方町新井三三六番地
印刷人　五島林太郎
東京府豐多摩郡野方町新井三三六番地
印刷所　刑務協會印刷部
東京市麹町區西日比谷町壹番地
發行所　刑務協會
電話　銀座二三四四、三八二五番

矯正図書館

Volume XL Number 7

THE KEI SEI

The Journal of the Japanese Prison Association

July 1, 1927

PRINCIPAL CONTENTS

On the Appointment of the Committee on Revision of Prison Rules (*Editorial*)

The Recent Trends of Prison Medicine in Europe and America . . . . . Dr. Akutagawa

The Problem of Providing Incentive for Prison Labour . . . . . Charles S. Hyneman

The General Exhibition of the Prison Products . . . . . .

Prison Statistics

Published
By
"KEIMU KYOKWAI"
(The Japanese Prison Association)
Near Department of Justice, Nishi Hibiya-machi Kojimachi,
Tokyo, Japan.